

## 平成26年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

### 建設経済常任委員会 平成26年3月12日（水）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	27
所管事項の報告	29
閉会	34

---

### 文教福祉常任委員会 平成26年3月14日（金）

付議事件	37
出席委員	38
欠席委員	38
委員外出席者	38
説明のため出席した者	38
事務局職員出席者	38
開会	39
議案の説明、質疑	40
議案の採決	105
所管事項の報告	109
陳情の審査	111
陳情の採決	114

# 建設経済常任委員会

平成26年3月12日（水曜日）

# 建設経済常任委員会

平成26年3月12日（水曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5 号 平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第12号 平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第17号 旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について
- 議案第29号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 市道路線の認定、廃止及び変更について

## 出席委員（7名）

委員長	飯嶋正利	副委員長	宮内保
委員	林俊介	委員	滑川公英
委員	宮澤芳雄	委員	磯本繁
委員	有田恵子		

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（4名）

議長	高橋利彦	議員	米本弥一郎
議員	高橋秀典	議員	林晴道

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬 寿一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
水道課長	鈴木 邦博	農業委員会 事務局長	高木 寛幸
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
主査	榎澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、私よりお願い申し上げます。

本日は、改選後初の建設経済常任委員会となります。この後、議案審査等で行われる質疑については、当委員会に付託された議案と所管事項の報告に関するものに限らせていただきますので、各委員におかれましてはよろしく願いいたします。

なお、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

本日、高橋議長に出席をいただいております。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

暦の上では既に春を迎えておりますが、一昨日は3月には珍しく雪も降りまして、毎日寒い日が続いておりますが、きょうは委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案、11議案について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

飯嶋委員長、よろしく願いします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

また、昨日は東日本大震災千葉県・旭市合同追悼式に参加いただきまして、ありがとうございます。246名の参加がございまして、無事、追悼の祈りをささげたところでございます。市といたしましても、災害に強いまちづくり、さらに推し進めてまいりますので、今後もご指導、ご協力お願いいたします。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についての所管事項を含む当初予算の4議案、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についての所管事項を含む補正予算3議案、議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、消費税率の引き上げに伴い所要の改正を行います議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定及び議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定の2議案、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更についての合計11議案でございます。

執行部といたしましては、議員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。本日はご苦勞さまでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更についての11議案

でございます。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第1号につきまして、補足して説明をさせていただきます。

先の全員協議会で説明を申しあげましたこと、これを省きまして、それ以外のものにつきまして商工観光課関係を最初に説明させていただきます。

最初に歳入、予算書のほうの19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページの中に、12款使用料及び手数料、5目商工使用料がございます。19ページ中段あたりでございます。

説明欄1、市営プール使用料168万円でございます。これにつきましては、いいおか荘前のプール、今年の夏の再開に向けて修繕費を予算計上してございます。入場料としまして、大人300円、中学生200円、小学生以下100円を予定しております。この金額につきましては、震災前のオープンしていた時の金額と同額でございます。

さらに、28ページをお目通しいただきたいと思います。

28ページの中に4目商工費県補助金がございます。これにつきましては、511万2,000円、前年度と比べますと113万8,000円、28.6%の増でございます。説明欄1にありますように、千葉県消費者行政活性化基金事業費補助金でございます。平成26年度、消費者保護対策事業におきまして、消費生活センター、この機能強化を図る予定で、いろいろな事業費の増額を予定しております。この補助金の増を予定しております。なお、補助率は10分の10ということで、定額の補助金になっております。

それでは歳出につきまして、最初に労働費からご説明をさせていただきます。

飛びまして、150ページをお願いいたします。

150ページから5款労働費、1目労働諸費になっております。

説明欄1、労働費74万円でございます。主なものは、旭市雇用対策協議会への補助金54万円を予定しております。加入事業者を40社見込みまして、1社1万3,500円を支援するものでございます。

さらに、説明欄2に、職業相談室運営支援事業999万円がございます。これにつきましては、ご承知のように商工観光課の東側に銚子公共職業安定所、いわゆるハローワーク、これ

の出先としまして旭市地域職業相談室、これを平成18年から設置してあります。市と国の共同運営というようなことで、相談室の運営経費の一部を市において予算配慮するものでございます。

続きまして、商工費のほうを説明させていただきます。

少し飛びまして、172ページをお目通しいただきたいと思います。

172ページから商工費に入ります。7款1項1目商工総務費1億116万6,000円、前年度に比べますと647万9,000円の減額となっております。商工関係職員1名の減による給与費の減が主な内容でございます。

174ページをお願いいたします。

2目に商工振興費がございます。説明欄2、中段あたりに、中小企業金融対策事業1億1万円を計上させていただいております。市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たりまして、市から市内の6つの金融機関、これに1億円を預託しまして、その10倍、10億円を限度としまして運用するものでございます。中小企業の資金繰りの悪化から経営基盤の強化を図れるよう、経済対策の一環として実施をしております。平成26年度につきましては、継続233件、新規55件、合わせまして288件を見込んでおります。なお、この制度に伴いまして、市の利子補給につきましては2.5%以内となっております。

説明欄3、制度資金利子補給事業、今説明しました2.5%の予算措置2,224万5,000円の予算措置をさせていただいているところでございます。

175ページに、中段あたりから説明欄6、中心市街地活性化対策事業280万円を計上させていただいております。主なものは、市内銀座通りの商店街の一角に民間の店舗をお借りしましてまちかどギャラリー、この施設を設置してございます。同施設の借り上げ料、あるいは施設の管理経費等でございます。

さらに176ページ、説明欄6をお願いいたします。すみません、説明欄8、申し訳ございません。その中に、企業誘致促進事業1,004万8,000円がございます。企業誘致審議会委員の報酬並びに企業誘致条例に基づきます企業の設備等への支援でございます。企業への支援につきましては、主に排水処理施設、あるいは緑化事業に対します支援を予定してございます。

続きまして、177ページ、7款1項3目観光費1億111万7,000円、前年度と比べますと3,759万1,000円の増額となっております。主な増額の要因としましては、観光資源創出プロモーション事業、これは新規事業の立ち上げでございます。あるいは、観光施設整備事業、

これはいいおか荘前の市営プールの修繕費の計上でございます。こういうものがございます。さらには、観光イベント事業231万8,000円の増、これらにつきましてはほとんど主要事業で説明してございますので、省略をさせていただきます。

181ページをお目通しいただきたいと思います。

3目に観光費の説明欄6、海水浴場開設事業1,609万4,000円を計上させていただいております。本年も矢指ヶ浦海水浴場、飯岡海水浴場、2か所の海水浴場を開設予定としております。経費の主なものとしましては、委託料としまして、監視業務を委託するもの、これが918万円、さらに海水浴場整備工事465万円等でございます。これは主に駐車場等に堆積しました砂の撤去、これが主な工事費でございます。

以上で、商工観光課関係所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第1号のうち農水産課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の158ページをご覧くださいと思います。

6款1項3目農業振興費、説明欄9番、園芸生産強化支援事業の19節負担金補助及び交付金1億2,056万3,000円のうち、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金1億1,681万3,000円は、施設建設と管理機整備事業及び被覆材の張り替え等リフォーム事業に対しまして、県25%、市5%の補助をするものでございます。

続きまして、163ページをご覧ください。

中ほどにございます6款1項4目畜産振興費、説明欄3番でございます。さわやか畜産総合展開事業の19節負担金補助及び交付金750万円は、養豚場における既存の浄化槽施設へ新たに汚泥脱水機を設置することに対しまして、県20%、市10%の補助をするものでございます。

続きまして、166ページをご覧ください。

下のほうでございますが、6款2項1目林業総務費、説明欄2番、保安林植栽事業698万9,000円のうち、15節工事請負費690万2,000円は、本年度施工の中谷里地先減災盛土に対しまして植栽をするものでございます。

以上で、農水産課に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、議案第1号の建設課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の187ページをお開きください。

歳出でございますが、8款2項1目道路橋梁総務費、説明欄1、道路橋梁事務費、13節の委託料、道路台帳補正業務委託料446万1,000円ですが、これは平成25年度事業分の道路台帳の補正業務を計上してございます。

続きまして、8款2項2目道路維持費、説明欄1の道路維持管理費、13節委託料の道路ストック総点検委託料2,000万円ですが、これは老朽化する道路施設を計画的に補修する修繕計画を作成するため、現在の状況を把握する目的で点検を実施するものです。ちなみに、道路ストックとは、これまで整備を行ってきた道路舗装や橋梁、照明、標識といった道路付属物などの道路インフラのことを申します。今般、社会資本整備総合交付金、防災・安全対策の交付金を活用しまして、平成26年度中に点検を実施するよう国から指導されるところでございます。

続きまして、188ページをご覧いただきたいと思えます。

説明欄2の道路維持補修事業の13節委託料、道路補修委託料1,700万円ですが、道路の緊急補修用としてあらかじめ年間の委託契約を締結するものです。道路補修では、そのほかに15節道路舗装改修工事においても道路改修の工事費7,800万円を計上してございます。

続きまして、説明欄3の交通安全施設維持補修事業ですが、13節の委託料で、カーブミラー等の緊急補修用として、年間契約をあらかじめ締結して補修する予算として500万円を計上いたしました。先ほどの道路補修委託料と同様に、危険箇所を迅速に対応できるようにしたものでございます。

続きまして、189ページです。

3目の道路新設改良費の主なものを申し上げます。説明欄2番、道路新設改良事業ですが、市内一円の舗装や拡幅整備、排水整備を行うものでございます。

続きまして、190ページをご覧いただきたいと思えます。

説明欄4、蛇園南地区流末排水整備事業ですが、平成26年度には市道1050号線、通称親不孝通りと申しますが、その路線と県道飯岡片貝線、市道1-016号線の3路線で、合計763メートルの工事を計画しております。

続きまして、説明欄5、旭中央病院アクセス道整備事業ですが、平成26年度は国道126号線から東総広域農道までの買収予定地の物件調査、用地買収、物件補償を行う予定であります。

続きまして、説明欄6、飯岡海上連絡道路三川蛇園線整備事業ですが、引き続き用地買収

交渉を行うとともに、バイパスからの交差点延長部分とグラウンドの南側の部分、合計200メートルの工事を計画しております。

続きまして、説明欄7、南堀之内バイパス整備事業ですが、大利根用水西幹線の北側部分100メートルの工事を計画しております。

続きまして、説明欄8、災害復興・津波避難道路整備事業ですが、復興交付金事業として飯岡地区の（仮称）横根三川線1.3キロメートルの用地買収、物件補償を行うとともに、社会資本総合整備事業交付金として旭地区の椎名内西足洗線3キロメートルの道路測量調査、設計、物件調査を計画しております。

192ページをご覧ください。

4目橋梁維持費の説明欄1、橋梁維持補修事業ですが、26年度も橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、谷丁場橋、大正橋、矢指川橋など11の橋の修繕を計画しており、工事請負費4,500万円を計上しています。

これに関連するものとしまして、説明欄2、橋梁長寿命化修繕計画策定事業ですが、この計画は平成23年度に策定しており、25年度から計画に基づき補修業務を実施しているものですが、前回調査の平成21年度から5年が経過するため、再度309橋の調査を行うものです。

すみません、ちょっと訂正させていただきたいと思います。先ほど190ページの蛇園南地区流末排水事業で市道1050号線と申しましたが、1級の市道の050号線の誤りでした。訂正いたします。

以上で、議案第1号の建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、議案第1号について都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入の主なものをご説明いたします。

予算書の19ページをお願いします。19ページの下のほうになります。

12款1項6目3節の都市計画使用料、説明欄1のあさひパークゴルフ場使用料1,130万1,000円は、パークゴルフ場の使用料収入であります。今議会に提案しております使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例において使用料の改正を行い、本年10月からの施行予定として計上したものであります。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

予算書の195ページをお願いいたします。

真ん中辺にありますけれども、8款3項2目街路費、説明欄2の旭駅前広場等整備事業は、千葉県が施工する旭駅前線街路整備事業の負担金としまして1,413万円を予定したものであり、今年度9月の完成を予定しております。

続いて、196ページをお願いします。

4目公園費になります。説明欄1の公園維持管理費は、都市公園10か所、その他の公園7か所及びトイレなどの維持管理のための費用1億1,410万3,000円を予定したものであります。

13節委託料、公園維持管理委託料は、これらの公園の清掃、除草、樹木の管理等を年間を通して委託する費用として5,073万2,000円を予定したものであり、人件費の高騰及び桜のテングス病対策のため増額となっております。

次に、197ページをお願いします。

説明欄の15節工事請負費は、公園施設の充実のため、休憩施設、運動施設、修景施設などを新たに設置するための費用2,374万9,000円を予定したものであります。

次の説明欄2、あさひ健康パーク維持管理費は、あさひパークゴルフ場の運営経費3,052万9,000円を予定したものであります。7節の賃金は、臨時職員6人分の賃金となります。13節委託料、施設維持管理施設料は、コース内の芝生及び樹木の管理の委託料として1,388万9,000円を予定したものであります。

少し飛びまして、201ページをお願いします。

中段になりますけれども、8款4項1目住宅管理費、説明欄6の住宅・建築物耐震化促進事業240万円は、住宅耐震改修補助金として5件分200万円、住宅耐震診断補助金として10件分40万円を計上したものでございます。

以上で、議案第1号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、何点かお尋ねいたします。

予算書の159ページ、先ほど9番、園芸生産強化支援事業のところなんですけれども、補足説明がありましたけれども、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金1億1,681万3,000円について、この具体的な内容というのは、補助金の件数と具体的な補助金の内容、個別の野菜に関するものが分かりましたらお知らせください。

それから163ページ上段、説明欄3番のさわやか畜産総合展開事業、これは以前やってい

たと思うんですけども、継続事業でしょうか、それとも新規事業でしょうか。新規であるとするならば、終了時期が分かればお知らせください。

それと、185ページをお願いします。185ページの一番上、国土調査関係職員、この部分で、国土調査の現状の市内の4地区の旧旭市、干潟、そういった感じの4地区の割合が分かりましたらお尋ねいたします。

それと、188ページをお願いします。先ほど補足説明でお伺いしましたけれども、中段の道路維持補修事業の説明欄15番、工事請負費、これにつきまして、やはり地区別に金額が分かりましたら、7,800万円の内訳、地区別に4地区のほう分かりましたらお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 初めに、「輝け！ちばの園芸」でございます。こちらにつきましては、各施設と申しますか、普通のいわゆる軽量鉄骨ハウス、それとパイプハウス、それと機械の中ではくい打ち機、収穫機と呼ばれているシーダーマルチというものがあります。そういった機械類を含めまして、生産力強化支援型というタイプでございます。こちらが合わせて25件ほどございます。それと、園芸施設リフォーム支援型、こちらは7件です。いずれも鉄骨ハウスの被覆材の張り替え等でございます。

以上でございます。

それと、さわやか畜産のほうでございますが、さわやか畜産総合展開事業、これにつきましては県のほうで例年行っている事業でございます。今回は新たな農場にございますが、こちらに汚泥脱水機というものを1つ追加するものでございます。事業費が3,800万円。ただし、この県の事業費は上限がございまして、2,500万円を上限としております。2,500万円ということで、30%相当の750万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） まず、国土調査のほうですけども、国土調査は旧干潟地区、そちらの地区の調査であります。

それから、続きまして188ページの道路維持補修事業の工事請負費7,800万円ですが、この内訳についてちょっと申し上げます。地区の数は調べてあるんですが、金額のほうはちよっ

とまた調べさせていただきたいと思います。まず路線のほう、18路線であります。旭地区7路線、海上地区3路線、飯岡地区4路線、干潟地区4路線でございます。金額のほうはちょっと調べさせていただきたいと思います。

今年度の国土調査の内容ですけれども、もう全て調査のほうは終了しておりますので、今現在は調査後に分筆された土地、または所有者の変わった土地、そういうものの修正業務が主な業務でございます。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） どうもありがとうございました。

一番先に聞いた、すみません、自分の聞き方がちょっと悪かったのかな。「輝け！ちばの園芸」について、この職種別に分かれればお尋ねしたいんですけども。職種、キュウリだとかトマトだとか分かれれば。すみません、具体的に言えばよかった。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 品種、作物別ということですが、かなりの種類がございます。

ミョウガ、ブロッコリー、トマト、キュウリ、ズッキーニ、チンゲンサイ、小ネギ、パセリ、いわゆる施設園芸、多岐にわたっております。そのほかに花卉、花もございます。これはキキョウですね。これが25件の内訳です。

それと、リフォームの7件につきましては、トマト、シュンギク、ショウガ、大葉、それと花のトルコキキョウ、ミニトマト、キュウリというような内容でございます。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 先ほどの道路補修事業で、地区ごとの金額ということでしたけれども、この事業につきましては私どものほうも1億3,000万円ほどを予算要求したんですが、財政のほうで枠査定ということで、地区別の金額のほうについては個別に指定されておられませんので申し訳ございません。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤委員、よろしいですか。

○委員（宮澤芳雄） はい。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

林委員。

○委員（林 俊介） 1点だけお尋ねいたします。

予算書の191ページ、南堀之内バイパス事業、先ほど補足説明で本年度事業については理解をいたしました。そして、その中で主要事業一覧表の31ページ、ナンバー4の58の中で全

体事業の内容が記載されております。その中でお尋ねをしたいんですが、この路線については対象地権者が何人いるのか。そして、今現在、それに対して賛同いただいている方が何人いて、進捗率が何%ぐらいいつているのか。これを分かれば具体的にご説明を願いたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 南堀之内バイパス整備事業ですが、全体の地権者はちょっと今調べますのですみませんが、今現在残っているのは2名です。そのうちの1名は相続関係が済めば買収のほうをしていただけると思っております。もう1名につきましては、今交渉のほうをお願いしているところでございます。

○委員長（飯嶋正利） 林委員。

○委員（林 俊介） じゃ、ほとんど用地買収等については進捗はしているというように、本当の、2名ということですので、理解できるんですけども、やはり1日も早く、これは平成28年度までですので、なるべく早期に同意をいただいて、1日も早く工事が進捗できますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 答弁はよろしいですか。

○委員（林 俊介） はい。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 175ページです。一番下のほうのまちかどギャラリーの管理委託料です。これが1つ。

それと、191ページの三川蛇園線の委託料等がありますけれども、今問題になっておりますJRの下を抜けることについてのちょっとした説明をお願いいたしたいと思えます。

それと、あと196ページの公園費なんですが、委託料とか請負費がありますが、これについて業者の入札を何者くらいとか想定しているのでしょうか。それとも、大きい業者にやって、あとは下請けに任せるとかありますけれども、できれば今は造園業者というのもたくさんいますから、ぜひ入札したいとかそういう話がありますので、大勢の市民の業者さんに受注できるようにしていただいたほうがいいんじゃないかと思えますが。

今の三、四点についてお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは175ページ、中心市街地活性化対策事業の中の一番下のほうにまちかどギャラリー管理委託料97万円のご質問をいただきました。これにつきましては、ご承知のようにまちかどギャラリー、銀座通りのじんべえさんのちょっと北側のほうにございます。そこをロザリオの聖母会、ここに委託を、鍵の開け締め、さらに清掃業務等を委託する予定で予算計上させていただいたものであります。1年間の日数的には、暮れの12月29日から1月3日まで、この6日間を除く毎日ということで、ここの開け締め、清掃業務ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） ただいま飯岡海上連絡道のJRの件でご質問いただきました。JRの工事につきましては、あの工事は通常の工事と違いまして、工事のほうもJRに委託して工事を行うこととなります。それで、その委託料を参考にするためにJRのほうに委託料の概算見積もりをいただきましたら、ちょっと金額が大きかったものですから、私のほうで中身のほうを詳しくということで、JRのほうに今書類のほうをお願いしております。まだ提出されておませんが、今現在はそういう状況でございます。

○委員長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、業務委託の関係ですけれども、入札を何者ぐらい想定しているかということでございますけれども、基本的には全て一般競争入札で行っていますので、条件に該当する業者であれば全て入札に参加できますので特に何者ということはありませんけれども、おおむね10者ぐらいを想定しております。昨年、平成25年度に実際に入札した業者は多くて8者ぐらい、少ない場合でも5者ございました。それから、なるべく多くの業者に機会を与えてということですが、これは財政課のほうになるかと思えますけれども、金額によって業者のランク付けがありまして、そのランクに入った業者は全て入札できますので、そういう形で入札を行っていますので、一般競争入札ということでできるだけ多くの業者にとりうに市のほうでも考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 滑川委員。

○委員（滑川公英） では、ギャラリーについてなんですけれども、総額で97万円の委託料がありますけれども、今実際の家賃としては5万円ぐらいを支払われているというような話を聞いておりますが、実際にそうなんですか。それで、それは本当に1年に何回も使わないギャラリーにそれだけ払っていいのかという考え方も、近所の方々でもそういう話がたく

さん出ておりますので、今年は予算化したんですけれども、来年度からもうちょっと市民の意向に沿った、例えば使用料とか委託料とかというのを考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

それとJRですけれども、どのくらいの、大きい金額と言ったけれども、言いたくないということと言わないんですか。暫定であれば、やはり建設経済の委員会ですから、ぜひお話ししていただきたいと思います。

それと、一番最後の、入札に関してはいいんですけれども、あさひ健康パークについてちょっと質問したいんですけれども、将来的には何か指定管理者にするとかという話がありましたけれども、今それがまだそのままになっておりますけれども、どのような工程でやっていくつもりなんでしょうか。お願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから空き店舗につきましての活用のご質問をいただきました。建物の借り上げ料につきましては、あそこの面積が95.33平米ということになっております。1か月の家賃につきましては10万円、これに消費税1.08%ということでお借りをする予定でございます。

なお、稼働率がということでございますけれども、いろんな今文化関係に使っていただいております。ただ、25年度からぜひ商店街の方にも使っていただきたい。今までは物品の販売を一切認めていなかったわけでございます。趣味で、例えば、先般ある計画をいただいたんですけれども、米粉で何か新しい製品を作って、それを販売してみたい、ただで配るよりは販売してみたい。それも25年度から、業としてやるものでなければ販売もいいたろうと。それと多少の火気、それにつきましても家主の了解をいただきまして、若干それも使えるようになった。そういうようなことで、文化関係のみならず、なるべく銀座通りに人を呼び込む、そういうことで平成26年度は活用させていただきたい、そういうふうに考えていますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 先ほど金額ということでありましたが、あくまでも私のほうで予算の参考にする金額ということで聞いたものですから、向こうから来た金額も何々工事一式とか、そういうふうに内容が私のほうで確認できる内容ではありませんでした。ただし総額が大きかったものですから、この内容をもっと詳しく教えてくださいということで今JRのほ

うに返しております。そういう裏付けのはっきりしない金額を公の場所で申し上げるとするのは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） パークゴルフ場の関係でございます。指定管理者の関係ですけれども、津波によって芝とか樹木とかかなり影響を受けておまして、その辺の今生育状況とかを確認している所もあります。それと、あと隣の健康福祉センター、それを含めた指定管理というのも考えておまして、おおむね二、三年をめどに検討したいということで、今健康福祉センターもあわせてちょっと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

J Rについては、多分我々が今までの議会の中では、J Rの陸橋を越えるとかくぐるとかという所では大体説明の中で10億円までだと、五、六億円じゃないかというような話で来ているんですけども、それが想定を相当超えているということは、要するにこのままそこを流していっても、継続事業としてやっていっても大丈夫なことなのか、当局として、事務局として不安になるから、大きい金額だから言いたくないということなんでしょう。

それと、ギャラリーにつきましては過去に、皆さん御存じのように「おあがんな旭」ってありましたよね。それを我々は後で商工会に大変クレームをつけられたんですけども、あの狭い2階に16万9,000円で商工観光課が先に借りちゃったんですよ。だから、そういうイメージが市民の皆様にはたくさんあるから、あそこは空いているけれども、どれだけの金額で借りているんだと。ただ、リースしている個人だか企業だか知りませんが、それを助けるためにやっているのかと、こういう意見もたくさん出ているんですよ。それは「おあがんな旭」を含めての話ですからね。その辺の事情を含めまして、ぜひもうちょっと再考していただければと。今回のことと言っているわけではないです。長い目で見たら再考してもらえればいいのか。それでなかったら、それは妥当だとしたら、やはり市民にこれだけのことを、例えばリース料はこれだけやっていますよというようなこともアナウンスすべきではないでしょうか。特に、「おあがんな旭」についてはべらぼうな金を出していると、そのようなことで後で大変批判を受けましたので申し上げているわけですから。

あと、委託事業につきましては、なるべく公設民営のほうがいいんじゃないかと。できれ

ばもっと早くやっていただければと思いますので、ぜひ進める方向で早くということをお願いして、質問を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 答弁はよろしいですか。

○委員（滑川公英） いいです。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

有田委員。

○委員（有田恵子） 3点。

まず、177ページの先ほど説明を受けた所、177ページの観光費の中の観光事務の下の19番、この補助金交付金の中で宿泊組合補助金とございます。非常に小さいですけれども、4万円なんですけれども、宿泊組合というのは組合員数が3人か4人しかいないんですよ。いつもこの宿泊組合というのが新聞に出たりテレビに出たりするんですけれども、看板というか、旭市の観光の表玄関、看板というような形で出ているんです。私自身がこれに入っていない。観光業界というのは、九十九里に200者ぐらいございまして、飲食とか何かいろんなのがあります。サーファーとかいろんな旅館とか、だいたい200者ぐらいあるんですよ。200者、196としますよね。4者、宿泊組合。宿泊と旅館というのは組み合わせの所もいろいろありまして4つ。あとの196は全然日が当たっていない。このところがどうなっているかという、これが1点です。

2点目。これはちょっとどこにあるか分からないんですけれども、ずっと前に見たことがあるんですけれども、観光課にお聞きしたい。パンフレットというのがあるんですよ。観光の、旭市を紹介する、これぐらいの大きなしっかりしたのがありますね。うちもグロリアコーポレーションでいただいて。ところが、いただきに行くんですけども、もうないんですよ。いつも少ししかくれないんですよ。これは、その部数しかないんでそんなにいっぱいあげられませんとか言って、100部くらいしかもらわなかったりするんです。あのパンフレット、あれは1部幾らぐらいするんですか。四、五百円するんじゃないですか。本当に高いと思いますよ。しっかりした裏表の永久保存版。あれは誰のために出すかという、例えばうちのお客様があれを欲しいと言って出すわけですよ。こんな分厚いのはいらないんだ。薄っぺらいのでいいの。逆に薄っぺらいほうがいいわけですよ。毎年毎年ですよ。私は飯岡に来て7年目に入るんですけれども、毎年同じものばかり出しているんですから、あの分厚いの。その分厚いしっかりした値段の高いものを出すものですから、前にちょっと値段を見たら四、五百万円かかっていますね。そんなことをしなくても薄っぺらいので、お客様のニーズに

応えるべく、薄っぺらいのが欲しいと言うんだから薄っぺらいのをいっぱい、何万部と配ってやるほうが良いと思うんですよね。そのほうが安いし。要するに、観光客のニーズに合わせてというようなこと。これを何回も言いに行っているんですよ、私、窓口に。全然改善の余地なしで、同じものを印刷して、どこに委託しているか知りませんが、そういうことをちょっと考えていただきたいということです。

3つ目。ちょっとこれは大きな問題です。191ページ、これは建設課にお聞きしたい。ちょっと滑川議員とかぶってしまうんですけども、物の言い方なんですけれども、ちょっと大きい、ちょっとというのは、2つを比較してちょっと大きいというような話……

○委員長（飯嶋正利） 有田委員、今のはどこの、191ページのどこ。

○委員（有田恵子） 今言っている話。

○委員長（飯嶋正利） はい。

○委員（有田恵子） 191ページでございます。すみません。

○委員長（飯嶋正利） の、どこ。

○委員（有田恵子） ごめんなさいね。191ページの6番、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。こここのところの15番ぐらいですね、結局。これは何億円という血税をもってやるわけです。15億円とかという最初の。そうすると、これを国から補助金で、交付金で、いろんな所から補助が来るんで、例えば旭市の公債を使わずに、旭市の市税も全くゼロとしますよね、仮に。だからいいんじゃないんですよ。交付金はどこから来ているかということですよ。まず、我々の法人税とか個人所得税ですね、これを吸い上げられて、それで割り当てで来ているのが交付金なんです。一緒なんです。市税で、県民税で、市民税で取られようが、所得税で取られようが同じなんです、財源は。国から来ているから、国から引っ張ってくる予算だからこれはいいんだ、そんな問題じゃないんですよ。今、国は1,000兆円超えていますからね、借金が。いつ潰れるか分からないような、崖っぷちに来ている世の中ですよ。交付金なんかばあんと来なくなりますよ。そういう際どいところにある中で、あっ、来るんだというような話……

○委員長（飯嶋正利） 有田委員、簡潔にお願いいたします。

○委員（有田恵子） 分かりました。

ちょっとというような数字でやらないでください。はっきり言ってください。分からなかったら、何億円から何億円までというような話で持って行ってください。これはぜひお伺い、滑川議員はそれでいいと、私はいいとは思いません。何億円から何億円までがちょっと大き

いんですか。はっきりした数字を挙げてください。

○委員長（飯嶋正利） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、委員のほうから177ページに観光費を我がほうで計上させていただきました。この中に飯岡宿泊組合補助金、この4万円ということがございます。ご承知のように、委員からありましたように飯岡地区の4つの業者の方に宿泊組合ということで組合を作っていただいて、本当に飯岡地区の観光をPRしていただいています。ご承知のようにあんこう鍋祭りとか、磯がき祭り。25年につきましては、我々も宿泊組合にご協力をいただきまして、ほとバスも実は磯がき祭りを昼食として取り入れさせていただいた。我がほうとしましては、非常に旭市のPRには本当に大きな力になっていただいているんだ、そういうことでは理解しております。一般質問でもありましたように、ただ宿泊組合、飯岡観光協会、旭市観光協会、組織が1つになっておらないと、そういうようなことが一番大きな問題かな。そういうようなことで、しっかり組織の充実に努めてまいりたい。その中で、委員からありましたように全ての宿泊業の方に光が当たるように、それはその方々にも努力していただかなければいけません。会費を払っていただいたり。そういうようなことで、ともに商工観光課が考えて、全ての方という、我々はそれが一番頭にあります。それに臨んでいきたいというふうに考えています。

それと、観光パンフレット。委員のほうから何回もということで、申し訳ありません。うちの職員に、きょう帰って何回あったか確認してみます。まだ私の耳には入ってきませんでしたので。ただ、26年度の予算の中には、委員からありましたように高いパンフレットを作る気持ちは毛頭ございません。26年度の予算の中には、年2回、シリーズに合わせて、例えば春と夏の観光、あるいは秋と冬はちょっと違うなど、そういうようなことで、あまり経費をかけずに年2回、シーズンに合わせていろんな観光の商品をPRしていきたい、そういうふうに考えています。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） すみません、先ほどちょっと大きいと言いましたが、これは私の口ぐせで申し訳ありません。大きい金額でございます。

それから有田委員、幾ら国庫補助があってもそれも税金だということで、確かに私どものほうは国庫補助がもらえるからいいという、そういう考えではおりません。ただ、市の職員として、少しでも市の負担が少なくなるように有利な事業を探して事業を実施しているのは

事実でありますけれども、ただそれがあるから予算をぜいたくに使っていいという、そういうような気持ちはございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの数字を挙げてということでございましたけれども、私が言いましたように、何々一式とか何々指定、本当に私どものほうで中身を確認できない、そういう数字で挙がってきております。そういう裏付けのとれない数字を申し上げるとするのは、私のほうとしては無責任なことになりますので、こちらのほうにつきましては、まだ今その裏付けのとれない数字という状況のままでは、ちょっと金額のほうを申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田委員。

○委員（有田恵子） 観光課のほうの、もう一度ちょっと質問。パンフレットは分かりました。私は何回も行った。課長がおられない、前の課長の時代ですから、申し訳ございませんね。調べてくださいね、何回来たか。

その宿泊組合4者、あと196を無視しているというような話、ちょっとおおげさにしましたけれども、この4者があんこう、磯がき、頑張っている。どこも頑張っていますよ、本当に。みんなやっていますよ。これ、見事にみんなやっています。私の所も、自分もやりましたから。やっている最中でも、あそこだけやっているような広告、宣伝をしますから、皆さん、はっきり言わせてもらえば頭にきているんですよ。何で4者だけやっているんだろうと。みんなやっているのに。何で4者だけやっているということをアピールする、それをなぜ市は受けるんだ。みんなやっているよということを何で言ってくれないんだというようなクレームが来ています。それもご承知していただきたいということです。

じゃ勝手に196者がまとまってやればいいんじゃないか、一緒にやればいいんじゃないか。やれない事情がありまして、なぜやれないかちょっと言いますね。高い、例えばイワシ、1,000円のものを出して、それを開発したとか何とか言って、昔の千葉県、今の森田さんの前の県の認定だとか、いろんなことをやるわけですよ、工場生産。そんな高いのを何でやれるかということが196者の意見なんです。

○委員長（飯嶋正利） 有田委員、もうちょっと整理して。

○委員（有田恵子） そういうことで、市がちょっとまとめていただきたいということです。これで観光課は終わります。

○委員長（飯嶋正利） 答弁はよろしいですか。

○委員（有田恵子） 観光課はね。最後、建設。すみません、すぐ終わります。

できるだけ血税を使わないように合理的にやるということをおっしゃった。それでも最後まで金額を言われなかった。そうしたら、最後出てきた金額が大きかったらどうしますかという話があって、覚えておいてくださいね。

それと、もともとの計画はトンネルをぶち抜くんじゃなくて、上からざあっといった。そうしたら、その所の土地がやわらかいから駄目だという。田んぼよりいいですよ。田んぼが一番やわらかいですよ。田んぼの所の下をぶち抜くという、そういう話ですから。整合するような話を今後していただきたいと思います。金額も。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 答弁はいいですか。よろしいですか。

○委員（有田恵子） はい。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審議は途中ではありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） それでは、議案第5号につきましては、全員協議会及び本会議でご説明いたしました以外、特に補足して申し上げることはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 昔から、合併してからずっと言われていることなんですけれども、これは課長ではなくて、市長ないしは副市長に答弁をお願いしたいんですが、もう当時から下水

道事業につきましては、数千人のために4億円から4億5,000万円を垂れ流ししていて、中央病院が今再整備事業をやりましてから下水道事業にドッキングして、それで3億六、七千万円の赤字になっていますけれども、これは半永久的になると思うんですよ、100%の加入者が無い限りは。その辺について、合併した時から3町の皆様は相当クレームを持っているので、見通しをぜひ副市長にお聞きしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

下水道事業については、滑川委員おっしゃるとおりいろんなご指摘、ご意見をいただいております。市長のほうも、公共下水道の拡大はこれはもうやらないとはっきり示しております。今のエリア、この部分を終わりますと、工事そのものを広げていくことはございません。あとはその部分の維持管理、これはもうやっていかなければなりません。下水道事業そのものも受益者から大変な負担をいただいております。ほかの事業もそうなんですが、受益者の方から負担をいただいている事業、それで必要性があるという始めた事業でございます。そのエリアの仕事はきっちりやっていきます。

細かい部分は、また担当課長より、必要であれば説明いたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 議案第6号につきましては、全員協議会並びに本会議における補足説明以外にはございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 全員協議会と本会議でご説明した以外は特にございませんので、よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） これも副市長にお聞きしたいんですけれども、伊藤忠良市長の時から旭市の水道料金は高いと言われていました。関東地方でも国でも、上から数えて早いほうです。それで、その時の答弁では、高度処理水をやっているから、それで末端の取水をしているから高いと言いましたけれども、県のレベルから比べても相当高いので、その辺は今でも県にクレームをつけているんでしょうか。東総地域にいるから高いというのは、同じ税金を払っていておかしいと思うんで、絶えず言っていくべきではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 確かにここは料金が高い金額設定になっています。実際、県営水道でございしますが、加入者が多いといいますか、エリアが大きい所のほうが料金が安くなっております。ここはここでの経営で末端の水をもらっている関係上、高いというのは、これまた事実でございします。水道事業そのものを県で一体的にやってくれということをそのたびに、具体的にどこでどう話したというのは今この場ですぐは言えませんが、県で全体的にやってくれとか、そういう要望は続けております。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きください。

歳出になりますが、8款2項3目、説明欄1の津波避難道路整備事業9,000万円の減額ですが、当初、旭市では復興交付金事業として津波避難道路2路線を復興庁に要望し、積極的に交渉してまいりましたが、被害の大きかった飯岡地区の1路線のみの採択となったため、

旭地区1路線の調査設計委託料を減額するものです。

なお、減額した旭地区の1路線については、平成26年度の社会資本整備総合交付金事業の復興枠において事業要望をしており、調査設計委託料については平成26年度の当初予算に計上しているものでございます。

以上で終わります。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第9号につきまして、商工観光課関係につきまして補足をして説明をさせていただきます。

商工観光課から1点でございます。

補正予算書の4ページをお目通しいただきたいと思っております。

4ページに第2表、繰越明許費補正がございます。7款商工費、ここに1項観光施設整備事業2,081万4,000円について説明をさせていただきます。

この件につきましては、ご承知のように旧いいおか荘、この1階部分、位置的には東側になります。昔、いいおか荘時代にはダイニングルームとして活用していた施設でございます。坪数的には94坪あるわけですけれども、この一部を解体いたします。45坪解体しまして、残りの面積約49坪につきまして、震災を後世に伝える施設、さらには震災を語り継ぐ施設として市において活用をする予定で、現在修繕を行うものでございます。

この（仮称）防災教育施設の修繕工事、昨年11月、さらには12月、2回にわたりまして入札行為を行いました。いずれも不調に終わっております。本年2月19日、3回目の入札におきまして契約に至った、こういう実は状況になっております。

しかしながら、工事日数が足らなく、今年度中に工事の完了が難しい、そういうようなことで事業完了を今年6月末として事業を繰り越しさせていただきたい、そういうようなことでご審議いただくものでございます。

なお、この工事等が市において活用する施設の修繕が遅くなったいろんな要因等がありまして、貸し付けしておりますいいおか荘の再開についても、当初の5月連休予定から夏の時期を予定したいと、そういうようなことで契約業者から連絡をいただいていることをあわせてご報告申し上げます。

以上で商工観光課の補足説明は終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
下水道課長。

○下水道課長(石毛 隆) それでは、議案第12号について補足説明を申し上げます。

今回の補正は繰越明許費の設定でありまして、金額は2,775万6,000円でございます。これは、国庫補助金を要望した事業のうち当初採択とならなかった部分につきまして、今回国の平成25年度補正予算により採択を受けましたので、事業を予定するものでございます。

区域といたしましては、二の袋地先の国道と太田神社の間、約1ヘクタールを整備するものでございます。

なお、本事業が年度内の完了を見込めないことから、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
農水産課長。

○農水産課長(大久保孝治) 議案第13号につきましては、全員協議会並びに本会議における補足説明以外にはございません。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
建設課長。

○建設課長(高野晃雄) 議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市の管理する道路等に放置された自動車の処理については、引き取り業者に引き渡して処分することで最終処理が終了したこととなります。処理するためには自動車の使用が終了し

ているとの判断が必要ですが、旭市には判断基準が無いことから、現在は道路法を根拠として対処しており、処理までに長い期間を要しております。本条例では、放置自動車を使用を終了していると判断する要件を明確に定めております。また、所有者等が不明な場合などの公示送達の方法を民法の規定によることと明確に定めており、処理期間の短縮となるものであります。

以上で終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 議案第29号につきまして、本会議でご説明いたしました以外、特にございませぬので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 議案第32号につきましても、全員協議会と本会議でご説明した以外は特にございませぬので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について補足説明を申し上げます。

初めに、路線の認定について申し上げます。

認定する10路線のうち整理番号1、2、3番につきましては、道の駅の整備に伴い、既存

の1路線を道の駅の形態に合わせ見直しを行い、3路線に認定し直すものです。整理番号4番、5番につきましては、都市計画道路旭駅前線の整備に伴い、駅前広場のロータリー部分の2路線を認定するものです。整理番号6番、7番につきましては、道路整備に伴い、認定するものです。整理番号8番、9番、10番につきましては、飯岡中学校建設に伴い、建設予定地内の部分を除いて再認定するものです。

次に、廃止する1路線につきましては、道の駅整備に伴い、既存の1路線を3路線に認定し直すために、もとの路線を廃止するものです。

次に、変更路線の整理番号1、2、3番につきましては、飯岡中学校建設予定地内の3路線を部分廃止するための変更です。

以上で終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市放置自動車の処理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(飯嶋正利) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

都市整備課長。

○都市整備課長(林 利夫) それでは、都市整備課からは市街地液状化対策事業についてご説明いたします。資料がありますので、資料をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

本事業は復興交付金事業として平成24年度、25年度、2か年にわたり、液状化対策工事の事業実施の可能性について調査、検討を行ってきたものでございます。現在、最終的な取りまとめの段階に入っておりますので、本日、検討結果の概要を説明させていただくものでございます。また、今後は市民の皆様へも説明会を実施していく予定でございます。

それでは1ページをご覧ください。

なお、資料の関係上、一部活字が小さくて見づらい部分もございますけれども、ご了承くださいたいと思います。

では、初めに市街地液状化対策事業の事業要件をご説明いたします。

この事業の目的といたしましては、東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、再度の災害の発生を抑制するため、道路等と宅地等を一体的に液状化対策工事を実施するというものでございます。

次に、液状化対策工事の補助要件についてですけれども、3,000平米以上の面積の区域で10軒以上の住宅があり、このうち3分の2以上の方の同意が得られた場合において、道路と宅地を一体的に対策工事を実施するというのが補助要件となります。資料の右側の図がこのイメージになります。この図にございますように、この事業での国の補助部分は赤い部分、道路部分の工事が補助対象となります。薄い茶色っぽい宅地部分ですけれども、これは個人資産ですので、対策工事費は個人負担となってしまいます。

次に、(2)の旭市液状化対策検討委員会についてです。この委員会は調査、検討作業について、安全性や経済性等の妥当性について専門家の意見を反映させるために設置したものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

ここでは対策工法について簡単にご説明いたします。

国土交通省より示されておりますガイダンスでは、ここに記載いたしました2つの工法が示されております。初めに、格子状地中壁工法です。これは地中にコンクリート系の柱を連続して作っていきまして、宅地を囲むことで液状化を抑制していくものでございます。次に、下が地下水位低下工法です。こちらは、地下水をポンプでくみ上げて地下水位を低下させることにより液状化被害を軽減するものです。旭市では、検討の結果、地下水位低下工法につきましては地盤の調査結果から、地下水を遮断するための粘土層が浅い位置に存在しないために効果が見込めない結果となりました。このため、旭市では格子状地中壁工法により対策を検討いたしました。

次に、3ページをご覧ください。

こちらは東日本大震災における液状化被害家屋の位置図でございます。この被害に遭われた住宅が多い地区を中心に調査を実施いたしました。また、この調査の過程で、旭市の液状化被害として特徴的なことは、被害の大半が昭和30年代から40年代に砂鉄を採集した場所で起こっているということでございます。

次に、4ページをご覧ください。

3ページで表しました被害が集中した地区を地区分けしまして、AからHの8地区で表しております。この地図の中で、ちょっと見にくいかもしれませんが、水色の棒グラフのような表示がございます。これは再液状化した場合の沈下量を計算した結果を表しております。この沈下量は、東日本大震災と同程度の地震を想定して計算したものでございます。

次に、5ページをお願いします。

再液状化の沈下量や地質データなどを基にモデル地区を設定しまして、対策工事を実施した場合の効果や費用などを検討いたしました。モデル地区につきましては、ご覧のように住宅がある程度密集し、被害も顕著であった5か所で設定しております。なお、モデル地区はあくまで対策工事の効果や対策費用の概要を算定するためのモデルでありますので、必ずしもここで事業を実施していくということではございません。

次に、6ページをお願いします。

モデル地区5か所における対策工事の概算費用でございます。この表の一番右側の部分に概算事業費とありまして、その下に内訳で宅地部1平方メートル当たりとございます。1番の蛇園が4.7万円とございます。2番の後草が5.8万円、3番の東足洗が5.9万円、4番の三川、5番の矢指が3.2万円となっております。単純に200平米、約60坪の宅地と仮定した場合には、一番安い矢指や三川でも640万円かかるというふうには算定されます。これはあくまで単純計算でございますので、実際の工事に当たりましては個々の住宅の状況により相当差が出てくるものと考えております。

宅地の工事費は、先ほど申しあげましたとおり個人負担となってしまうため、相当な費用負担が想定されますので、対策工事の実現はかなり厳しい状況ではないかと考えておりますが、これからも他市の状況を見ながら、連携して個人負担の軽減に努めていく所存でございます。

今回の調査、検討作業につきましては、今後住民の皆様へ説明会等を開催いたしまして、対策工事についてもご意向を伺っていく予定でございます。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） それでは、添付してあります資料、旭市津波避難道路、（仮称）横根三川線の図面のほうをご覧くださいと思います。

これは、先に地元で説明会を行いました時に使いました図面で、飯岡地区の津波避難道路につきましては、いいおかユートピアセンターの西側から旧国道126号線、現在の県道飯岡片貝線、そこまで北上いたしまして、その集落を過ぎた後、若干路線を変更しまして、今現在道路が拡幅されている飯岡中学校の建設予定地の東側、そこを通りましてバイパスへ出るコース、このコースということで計画しております。これにつきましては、これから路線測量、そういうものを行いまして、その後に事業化という形で入っていきたいと思っております。

この丸のものにつきましては、まだはっきりした路線が、位置が決まっておりませんので、幅50メートルで示しております。その中を全部測量しましてから、はっきりした路線を決定するという形になります。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

標準断面図ですけれども、この道路につきましては道路幅員12メートル、片側3車線の2車線で6メートルです。それと2メートルの両側歩道を設置する予定でございます。この両側歩道につきましては、通常建設課では歩道は片側なんですけれども、この道路が津波避難道路ということから、将来的に道路の両側に家が建った場合、その家屋の倒壊があっても十分避難できるように道路の幅員12メートルを予定しております。

次に、事業の工程表、下段の部分ですけれども、この事業につきましては平成25年度から平成27年度までの期間としております。この平成27年というのは期間が短いんですが、これは復興交付金の終了が今現在は平成27年とされておりますので、27年としております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。

大利根用水地区国営施設機能保全事業についてご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、昨年第1回定例会での建設経済常任委員会で、本事業の推進協議会への負担金関係で補足説明をさせていただいた事業でございます。

初めに、事業名称ですが、国営大利根用水土地改良事業となります。

次に、事業地域ですが、旭市、匝瑳市、東庄町及び横芝光町の大利根土地改良区と干潟土地改良区内の農振農用地内8,832ヘクタールとなります。

次に、事業の趣旨でございますが、国直轄事業により農業水利施設の長寿命化を図ろうとするものでございます。具体的には、国営施設である笹川ポンプ場施設の改修に始まり、幹線用水施設、また排水機場の改修等を10年間で実施するものでございます。

概算事業費は37億円を見込んでございます。

なお、負担割合につきましては、資料にあるとおりでございますが、国は3分の2を負担し、次の、パーセンテージに代えて説明をさせていただきます。千葉県が17%になります。市町8%、地元、これは両土地改良区の負担となりますが、8.4%を原則として負担するということになります。なお、旭市の負担額につきましては、現在の事業費からはじきますと、おおむね1億5,400万円となる予定でございます。

また、土地改良法に基づく事業でございますので、8,832ヘクタールの農振農用地につきましては事業期間10年、それと完了後8年間のルールが適用されますので、農業用施設以外の農振除外手続きは非常に困難となりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） じゃ建設課のほうをちょっと。この避難道路なんですけれども、私も先日ざっと見たんですけれども、家は何軒ぐらい引かかるものなのか、その辺ちょっとお聞きします。よろしくお願ひします。

○委員長（飯嶋正利） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 家屋のほうですけれども、ほぼ円の中心を通りますと、住家で2軒か3軒です。ただ、それはもう完全にかかる家というのはもう路線が決まっていますから、ある程度あるんですけれども、あとは先ほど言いましたように50メートル幅で出していますので、その位置によってハウスがかかったりだとか、物置がかかったりとか、そういう所は変更が出てくるかと思ひます。

○委員長（飯嶋正利） 宮内委員。

○委員（宮内 保） ちょっと私も皆さんからいろいろ意見を聞いていて、中にはだいぶ反対するような人も若干いるようなんですけども、その辺、市としては感覚はどうなんだろうか。

○委員長（飯嶋正利） 宮内委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 今現在、確かに反対だという方も1名、こちらのほうに意見表示している方もおります。ただ、私のほうはこの津波避難道路の性格、これは命を守るための道路なんだという、そういう避難道路の性格と、あとはかかる方については、私のほうはいろんな相談に乗りながら真摯に対応していきたいと思っております。  
以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかにございませんか。  
（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

閉会	114
----	-----

---

**総務常任委員会 平成26年3月17日(月)**

付議事件	117
出席委員	117
欠席委員	118
委員外出席者	118
説明のため出席した者	118
事務局職員出席者	118
開会	119
議案の説明、質疑	120
議案の採決	174
所管事項の報告	177
陳情の審査	192
陳情の採決	194
閉会	195

文教福祉常任委員会

平成26年3月14日（金曜日）

# 文教福祉常任委員会

平成26年3月14日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第10号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第14号 平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第16号 旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 議案第24号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 訴えの提起について
- 議案第35号 指定管理者の指定について

### 《付託陳情》

- 陳情第 2号 年金2.5%削減の中止を求める意見書提出を求める陳情

出席委員（8名）

委員長	林 七 巳	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	佐久間 茂 樹
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代
委員	米 本 弥一郎	委員	高 橋 秀 典

欠席委員（なし）

委員外出席者（5名）

議長	高 橋 利 彦	議員	向 後 悦 世
議員	宮 内 保	議員	有 田 惠 子
議員	林 晴 道		

説明のため出席した者（29名）

教 育 長	多 田 哲 雄	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	環 境 課 長	新行内 弘
保険年金課長	加 瀬 喜 久	健康管理課長	野 口 國 男
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	子育て支援課長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	病院事務部長	菅 谷 敏之史
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石 嶋 幸 衛
病院経理課長	土 師 学	病 院 総 務 課 長	河 北 隆
病院医事課長	片 見 武 寿	そ の 他 担 当 員	1 2 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
主 査	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（林 七巳） おはようございます。

3月というのにちょっと天候が不順なため、健康には皆さん留意していただきたいと思えます。

それでは、大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開催いたします。

初めに、私よりお願い申し上げます。

本日は、改選後初の文教福祉常任委員会となります。この後、議案審査等における質疑については、当委員会に付託された議案等と所管事項の報告に係るものに限られますので、各委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

なお、向後悦世議員、宮内保議員、有田恵子議員、林晴道議員より、本委員会を傍聴したいとの申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了承お願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了承お願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、高橋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

きのうは春の嵐が吹き荒れましたが、きょうはそれも上がりました。委員の皆さん方には

大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

本日は、付託いたしました議案18議案と陳情1件について審査をいただくことになっております。どうぞよろしく慎重なるご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

なお、林七巳委員長、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して多田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（多田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより、委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。昨日ですが、中学校4校の卒業式が終わりまして、あしたの第二中学校で中学校5校全て終了いたします。そして、来週には小学校の卒業式、また4月に入りましたら小学校、中学校の入学式が挙行されますので、公私ともご多忙とは存じますが、皆様におかれましては、ご臨席の上、子どもたちの門出へのご祝福をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、付託されました議案第1号のほか、17議案についてのご審議をいただくこととなります。答弁は簡潔、明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（林 七巳） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成26

年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市土砂等埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、訴えの提起について、議案第35号、指定管理者の指定について、この18議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（加瀬喜久）** それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決について、保険年金課所管の事項について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

このページの下になりますが、13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉国庫負担金の説明欄4、保険基盤安定負担金2,679万9,000円は、国保保険者支援分としての一般会計繰出金の2分の1の額であります。

続いて、24ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉委託金の説明欄になります。国民年金事務費交付金1,765万円は、国民年金事務に要する人件費等の経費に係る交付金であります。

続いて、25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費県負担金の説明欄3、保険基盤安定負担金2億118万4,000円は、保険者支援分としての一般会計繰出金の4分の1の額及び保険税軽減

分としての一般会計繰出金の4分の3の額であります。

2節老人福祉費県負担金の説明欄になりますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1億1,178万1,000円は、後期高齢者医療に係る保険料軽減分としての一般会計繰出金の4分の3の額であります。

次に、36ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項4目1節雑入の説明欄29になります。後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金222万9,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金でありまして、飛びまして歳出の103ページをお願いいたします。3款民生費、2項2目後期高齢者医療費の説明欄4、後期高齢者短期人間ドック助成事業及び歳出の105ページになります。3目の生活支援者の説明欄4、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業並びに、飛びまして歳出の132ページ、4款衛生費、1項2目予防費の説明欄5、感染予防対策事業における肺炎球菌ワクチン接種費用助成金のうち後期高齢者分が補助対象となっております。補助率については、人間ドックが100%、それ以外は40%を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

100ページをお願いいたします。

3款民生費の1項4目国民健康保険費の説明欄2、国民健康保険事業特別会計繰出金であります。国保保険基盤安定保険料軽減分繰出金から国保財政安定化支援事業繰出金まではルール分として事業勘定へ、国保その他繰出金は国保税率抑制のために事業勘定へ繰り出すものであります。

103ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。

説明欄2の広域連合負担金4億5,934万2,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢者に係る療養費のうち、旭市の負担分を計上するものでございます。

説明欄3の後期高齢者医療特別会計繰出金1億6,261万円ですが、これは一般会計から後期高齢者医療特別会計への事務費と保険料軽減分に係る繰出金であります。

説明欄4の後期高齢者短期人間ドック助成事業は、国民健康保険と同様に短期人間ドック受検費用の70%、3万円を限度に助成するもので、受検者は50名を予定しております。なお、この助成額に対しては、広域連合より全額補助金として交付されます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、健康管理課所管に係ります議案第1号の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入のほうから申し上げます。

予算書23ページをお願いしたいと思います。

13款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄1番、がん検診推進事業補助金170万1,000円ですが、がん検診に伴う補助金でありまして、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診のうち補助対象となる節目年齢の受診者に係る補助金で、補助率は2分の1となります。

続きまして、26ページをお願いしたいと思います。

14款2項2目衛生費県補助金、説明欄1番、健康増進事業費補助金195万円ですけれども、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症予防検診、歯周疾患検診などの成人健康診査と健康教育、健康相談事業に係る補助金で、補助率は3分の2になります。

次に、歳出について申し上げます。

131ページをお願いしたいと思います。

4款1項2目予防費、説明欄4番、がん検診事業8,636万6,000円ですけれども、胃がん、乳がん、肺がん及び子宮頸がんの4種類のがん検診を各保健センターで集団検診として実施いたします。そのほか、大腸がんと前立腺がんに係るがん検診につきましては、市内の医療機関での個別検診として実施するものであります。

続きまして、133ページをお願いしたいと思います。

4款1項3目母子保健費、説明欄1番、妊婦・乳幼児健康診査事業5,672万9,000円ですけれども、まず集団健診といたしまして飯岡保健センターにおいて実施いたします4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査、そして2歳の歯科健康診査に係る費用であります。

そのほか、次の134ページをお願いしたいと思います。

説明欄20節の扶助費になりますけれども、妊婦・乳児一般健康診査に対する助成金でありまして、医療機関におきまして個別に行っていただくものでございますけれども、妊婦として定められております14回の健診費用500人分と9か月から11か月の乳児に対する一般健康診査費用500人分を助成するものであります。

以上で、健康管理課所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、議案第1号について、社会福祉課所管事業のうち、

本会議並びに全員協議会で事業として説明しなかった点について、補足説明申し上げます。

歳入からご説明いたします。

22ページをお願いいたします。

上段になりますが、13款1項1目3節生活保護費国庫負担金、説明欄1の生活保護費負担金5億3,914万7,000円は、生活保護扶助費の国負担分であります。

次に、同じページの下段になりますが、2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の地域生活支援事業費等補助金3,816万7,000円は、地域生活支援事業の国負担分であります。

29ページをお願いいたします。

一番下の段になります、3項2目2節災害救助費委託金、説明欄1の県外避難者災害救助費委託金168万円は、福島県からの避難者への住宅扶助費2世帯分に係る委託金であります。

次に、35ページをお願いいたします。

下から2番目の段になります、19款5項3目1節過年度収入、説明欄1の生活保護法第73条分1,650万円は、生活保護法第73条において、市内に住所がない、または明らかでない者への給付費に係る市の負担分でありまして、これにつきましては県が負担することになっております。この収入は、平成25年度において県が負担すべき給付費を26年度に受け入れることから、過年度収入になるものであります。

続きまして、歳出の事項についてご説明いたします。

97ページをお願いいたします。

3款1項2目障害福祉費、説明欄9の地域生活支援事業9,200万5,000円は、障害者総合支援法に基づきまして、障害者の皆さんが地域において自立して日常生活が送れるように相談支援や創作活動の機会を提供等、さまざまな事業を実施するものであります。

飛びまして、120ページをお願いいたします。

4項2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費7億1,886万7,000円は、平成26年度の年間保護世帯数を358世帯、保護人数を428人と見込みまして計上したものでございます。

次に、121ページをお願いします。

5項1目災害救助費、説明欄2、東日本大震災災害救助費168万円は、東日本大震災の被災者に対して、福島県からの避難者への住宅扶助費2世帯分を計上したものでございます。

以上で社会福祉課所管の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決

について、子育て支援課所管事業のうち、本会議並びに全員協議会で主要事業としてご説明しなかった点について、補足説明を申し上げます。

予算書の26ページをお願いいたします。

歳入でございますが、14款2項1目民生費県補助金の3節児童福祉費県補助金の説明欄5の子育て安心応援事業費補助金2,203万2,000円は、旭市次世代育成支援行動計画に基づき実施する地域子育て支援センター運営事業、つどいの広場事業、一時預かり事業等と、干潟町中央保育園改修工事に対する県補助金で、補助率は2分の1となっております。

次に、歳出でございますが、予算書の107ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費の8億4,889万6,000円は、前年度比8,027万8,000円、10.4%の増となっております。主な理由といたしましては、予算書の109ページをお願いいたします。一番下の説明欄8の児童扶養手当給付事業2億6,821万8,000円、前年度比304万8,000円、1.1%の増で、ひとり親世帯等の受給者が増加したことによるものです。

続きまして、予算書の112ページをお願いいたします。

説明欄14の子育て世帯臨時特例給付金給付事業8,405万5,000円は、これは全員協議会のほうでご説明申し上げましたが、単年度事業としてこの給付金の予算の計上をしたもので、増となっている主な理由の一つでございます。

続きまして、予算書の114ページをお願いいたします。

4目保育所費の15億6,435万6,000円は、前年度比3億646万円、16.4%の減となっております。この主な理由といたしましては、飯岡地域保育所統合整備事業3億6,208万6,000円の減で、統合保育所の建設が終了したことによるものでございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

下から2つ目になりますが、説明欄5、保育所施設改修事業469万8,000円は、私立保育所の干潟町中央保育園改修工事に対する補助金を計上したもので、工事費の4分の3を助成するものです。

続きまして、次の118ページをお願いいたします。

説明欄7、一時預かり事業1,225万3,000円は、前年比281万1,000円、29.8%の増で、これは新しく開設される市立いいおか保育所において、専用室を設けて一時預かり事業を実施するためのものでございます。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 高齢者福祉課所管分について、補足説明申し上げます。

予算書の101ページをお開きください。

最初に、歳出になりますけれども、3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3、老人保護措置費6,192万2,000円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難な低所得の高齢者を養護老人ホームに措置するための費用で、32人分の費用を見込んでおります。

これに関連します歳入ですが、18ページに戻っていただきまして、11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金623万2,000円で、措置された方も収入に応じて負担していただくことから、この負担金を歳入として見込んだものであります。

また、歳出に戻りまして、104ページをお願いいたします。

2項3目生活支援費の説明欄1、地域包括支援センター運営事業の13委託料750万2,000円は、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプラン作成委託料で、作成件数を全体で2,700件と見込み、そのうち1,716件の委託を見込んだものでございます。要支援認定者のケアプランの作成につきましては、地域包括支援センターの職員だけで全て作成することが困難なため、居宅介護支援事業所に委託するものでございます。

これに対します歳入は、また36ページにお戻りになっていただきまして、雑入の説明欄17に全体のケアプラン作成料といたしまして2,700件分、1,166万4,000円を介護予防サービス計画費収入として計上してございます。これがケアプラン作成委託料を含む地域包括支援センター運営事業778万5,000円の財源となります。介護予防サービス計画費収入との差額387万9,000円は、老人福祉関係職員給与費の一部として充当いたします。

また、歳出に戻りまして、105ページをお願いいたします。

説明欄5、緊急通報体制等整備事業の13委託料718万円は、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、緊急通報装置を設置するものであります。設置台数202台を見込みました。

説明欄6、家族介護支援事業については、これまで家族介護慰労金支給事業として要介護4または5と認定され、寝たきりで日常生活全般において介護を要する方を同居して介護している家族に対し家族慰労金として支給されていたものを、行政改革の一環として取り組んでおります事務事業評価における外部評価、二次評価を経て、より有効な支援事業とするため事業の見直しを行い、支給対象者の要件を市民税非課税世帯または市民税所得割非課税世帯に属する同居の家族介護者として、支給額を月額8,000円から1万2,000円に増額し、支援

金として支給するものであります。なお、既に支給を受けている方につきましては、これまでどおりの支給となります。事業名については家族介護支援事業と変更して、20扶助費638万4,000円、対象者を93人と見込みました。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 議案第1号について、環境課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会で主要事業として3つの事業の説明をさせていただきました。それ以外のその他の新規事業について、2点補足説明させていただきます。

それでは、予算書の138ページをお開きください。

歳出になります。4款1項4目説明欄18の備品購入費67万4,000円ですが、これは平成25年度から小型家電リサイクル法が施行され、県内の市町村では順次取り組んでいるところでございます。本市は、平成26年10月から実施する予定で、広く市民に周知を図る目的から、本所を含め各支所に対象品目を提示した回収ボックスを設置する費用でございます。また、広報あさひや市ホームページでのPRや各地区へ啓発チラシを配布するなど、市民の皆様にご迷惑が生じないよう努めてまいりたいと思います。

続きまして、予算書の142ページをお開きください。

歳出でございます。4款1項5目説明欄13の委託料のうち騒音調査等委託料103万7,000円でございますが、これは国の権限移譲により騒音規制法第18条に基づき主要幹線道路を対象とした自動車騒音調査業務で、測定結果については環境省に報告するものでございます。なお、測定場所は、国道126号・袋西交差点付近と国道126号・飯岡バイパス入り口交差点付近の2か所でございます。

また、消費税率の引き上げに伴いまして、旭市指定のごみ袋料金の値上げはいたしません。なお、このごみ袋の料金の値上げについては、4月1日の広報あさひ等で周知を図りたいと思っております。

以上で、環境課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、議案第1号につきまして、庶務課所管の、同じく全員協議会で説明させていただいた以外の事業について、何点か補足説明をさせていただきます。

予算書の225ページをお開きください。

歳出になります。10款2項1目説明欄1の小学校施設管理費です。1億5,372万8,000円で、

小学校15校に係る通常の施設管理費でありまして、内訳は説明欄記載のとおりとなります。新しいものとして、13節委託料の下から2番目特殊建物調査委託料は3年に一度実施するもので、面積要件に該当しない琴田小、矢指小、三川小を除く12校分を計上させていただきました。

続きまして、予算書の227ページをお開きください。

説明欄3の小学校施設改修事業は5,428万6,000円で、15節工事請負費4,548万6,000円は、嚶鳴小学校と三川小学校の高圧受電設備改修工事と、その他老朽化及び危険箇所等の改修工事に係る経費であります。

続きまして、予算書の232ページをお開きください。

10款3項1目説明欄1の中学校施設管理費です。7,354万7,000円で、中学校5校に係る経費で、内訳は記載のとおりとなっております。小学校施設管理費で申し上げましたが、委託料の一番下の特殊建物調査委託料は5校分の経費でございます。

続きまして、234ページをお開きください。

説明欄3の中学校施設改修事業は、6,550万9,000円で、15節工事請負費5,621万5,000円は、干潟中学校屋外運動場整備工事と、そのほか老朽化及び危険箇所等の改修工事に係る経費でございます。

説明欄4の中学校大規模改造事業は、1,900万円で、第一中学校の実施設計の経費を見込みました。

以上で、庶務課の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第1号、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

主要事業につきましては、先日の全員協議会で説明させていただきましたが、それ以外2点につきまして補足説明をさせていただきます。

歳出になります。予算書の222ページをお開きください。

10款1項2目説明欄9、学校いきいきプラン事業の補助金1,060万円でございますけれども、各小・中学校の裁量権を生かして主体的に特色ある教育活動を展開するものでございます。金額につきましては、規模の大きな中央小学校と第二中学校につきましては、1校当たり80万円、その他の18校につきましては、1校当たり50万円を補助するものでございます。

続きまして、予算書の238ページをお願いいたします。

3項2目説明欄8、課外活動支援事業の報奨金の80万円でございますけれども、これは中学校の部活動の活性化を図るため、専門的な指導者を必要とする中学校に地元の指導員等を校長の要請により派遣するものでございます。

以上で、学校教育課所管の補足説明を終わりにします。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、議案第1号について、生涯学習課から、先の全員協議会でご説明いたしました主要事業以外の、新規事業の予算の補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の264ページをお開きください。

最初に、歳出になります。

10款4項11目説明欄15の工事請負費655万3,000円ですが、文化財改修工事費として611万3,000円、解体・撤去工事費として44万円であります。

文化財改修工事につきましては、大原幽学遺跡史跡公園内、旧林家住宅のカヤぶき屋根のふき替え工事でありまして、前回平成9年にふき替えを行っておりますが、損傷が著しく、修復するために実施するものであります。材料となる良質のカヤ、竹の資材を調達する関係から26・27年度の2か年事業として、平成26年度は西側部分の屋根のふき替え約142.2平方メートルを予定しております。

これに関連する歳入ですが、お手数ですが28ページをお開きいただきたいと思っております。

下から2行目になります。工事費611万3,000円の補助率2分の1内ということで、2分の1を見込みまして305万6,000円を文化財保存整備事業補助金として見込んでございます。

申し訳ありませんが、もう一度264ページをお開きいただきたいと思っております。

解体・撤去工事につきましては、旧キャンプ場進入路の撤去工事でありまして、キャンプ場の廃止に伴い賃貸借契約を平成24年3月をもって解除しましたが、所有者より進入路としてきた部分のコンクリート舗装部分、それと碎石について撤去するよう要望がありましたので、実施するものでございます。

なお、既にご承知のとおり、3月16日の日曜日、午前10時半より、大原幽学先生没後150年祭並びに大原幽学遺跡復旧事業記念式典を旧林家前で実施いたしますので、ご臨席を賜りますようお願いいたします。駐車場から会場までちょっと距離がありまして、坂道もありますので、駐車場から会場までは送迎車を用意してございますので、どうぞお使いいただきたいと思っております。

以上で、議案第1号、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） まず最初に、19ページ、使用料・手数料の中の3目衛生使用料、説明欄で言いますと1番目の海上健康増進センターの使用料ですけれども、本年度の見込みが424万円になっておりますが、去年は調べましたら350万円くらいの予算ということだったんです。この後、使用料の見直しの議案も出てまいりますけれども、その中でこれまで使用料が1人400円ですね、入った場合取られていたんですけれども、この見直しによりまして200円ですか、海上健康増進センターはトレーニングルームとプールがありまして、そういった中で400円というようにこれまでは取られていたんですけれども、見直しによりましてそれぞれの施設を分けて200円ずつということになりました。

そういった中で、実質的な値下げではないのかなというふうに私は思っているんですけれども、そういった中で、この使用料を去年より多目に見ているということについて、1点質問いたします。

それから、105ページ、先ほど課長のほうから説明がありました、説明欄の6番目ですか、家族介護支援事業ですけれども、これも昨年よりも予算が少なくなっておりまして、今説明をお伺いしましたら、事務事業評価で該当者を限ったわけですね、今度、そういうことですよ。どのような話し合いがされたのか、その辺について理由をお伺いしたいと思います。

それから、137ページ、一番上段で東総衛生組合の負担金についてですけれども、これは先日の説明で東総衛生組合の施設の償還が始まったということで、その負担金が増えてきたというようなことでありますけれども、旭市の負担金、全体の中で組合の中での負担はどのくらいの割合かということと、割合で幾ら払っているかと、それから今後この償還が何年ぐらい続くのか、お伺いします。

もう1点ですけれども、147ページになります。説明欄15番の工事請負費の中の焼却施設改修工事1億4,498万6,000円ですね。この金額なんですけれども、この焼却施設の改修工事につきましては、今年もこれだけの費用を見ておりますけれども、これまでずっと数年にわたりまして1億円以上の工事費というのがかかっておりました。どのような工事をしているのかお伺いします。

以上4点、よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、1点目の海上健康増進センターの使用料の関係でありますけれども、今年、平成25年は350万4,000円を見込んでおりますけれども、26年度につきましては424万3,000円ということで、かなりアップするような形で見込ませていただきました。というのは、現在登録制度をとっております、日増しに増えるような状況です。健康志向が高くなったということもあるかと思っておりますけれども、現在5,100人の登録者がおります。その中で、今年度の利用状況から推測をしたわけですが、それと過去3か年程度ですね、その伸び率を考慮いたしまして、この金額を424万3,000円というようなことで使用料をのせさせていただきます。

ちなみに25年度の状況ですけれども、1月末で昨年よりも11%を上回る1万7,263人の方に使っていただいておりますので、そういった伸び率を考慮しての金額ということでご了解をいただきたいと思っております。ただし、今回使用料の改正をさせていただくわけですが、26年度ですね、この数字につきましては勘案してございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 先ほども補足説明で申し上げましたけれども、市の事務事業評価の中で外部評価、二次評価で県内の状況、近隣市の状況、あと一番大きな問題となったのは、高額所得者も低所得者も同じ支給をしているという状況がございました。そこで、そういうことを鑑みまして、高齢者はその介護者は家庭で支えるのを大前提としまして、制度を維持し、非課税世帯を厚くしてサービスをしようということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、委員のご質問なんですけれども、137ページの東総衛生組合の負担金でございますけれども、この東総衛生組合の負担金については、構成市、旭市と匝瑳市、多古町、横芝光町でございます。負担金の割合の内容につきましては、旭市48.51%、匝瑳市29.41%、多古町12.83%、横芝光町9.25%でございます。

衛生組合の施設の償還についてでございますけれども、元金・利子を含め平成26年度5,722万4,000円でございます。そのうち旭市の負担割合は、先ほど申しました48.51%で、2,775万4,000円となっております。残りの額については、衛生組合の運営費分となります。

施設の償還は、元金据え置きは3年で、平成26年度から平成38年度まで15年間でございま

す。償還金の利子につきましては、平成23年度から行っているところでございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○環境課長（新行内 弘） 失礼しました。

147ページの焼却施設の改修工事 1億4,498万6,000円でございますけれども、この工事内容につきましては毎年実施しております。主な工事の内容につきましては、焼却施設のごみ投入ホッパーの補修工事、それから一番大事な築炉のれんがの積み替え工事、電気集じん機の整備、灰出し設備の補修工事、それから給水・排水処理施設の修繕工事となっております。当然、実施前には再度調査、点検をして、設計の精査業務を実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 家族介護支援事業ですけれども、高額所得者については自分で負担してもらおうというような考え方だったと思いますけれども、所得のあれははっきりしているんですか、所得金額が幾ら以上と。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 所得につきましては、市民税非課税世帯と市民税均等割非課税世帯を対象として今度実施するということです。ですから、市民税がかかっている方はこれからは該当しないということです。申請していただきまして、それに伴いまして税務課のほうで調査させていただいて、支給の決定をする状況でございます。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 市民税がかかっている人は対象にならないというようなお答えでしたけれども、この家族介護支援事業については、総体的に考えてみましてね、介護3と4の方について、自宅で介護をしていただける家庭に対しての補助事業ですよ。月額8,000円ですか。月額8,000円の補助金を出すことについて、こういった支援をしたわけなんですけれども、できれば高額所得者といいますか、対象外の方について、それならば介護施設に入れようかと考える人も出てくる可能性もありますよね。そうしますと、公費の負担といいますか、税金の負担が大変になってくると思います。介護4から5といいますとかなりの負担が公費で発生するわけなんですよね。

そういうことを考えますと、できればこれからはこういった介護も家庭でやっていただきたいというのが皆さんの大きな流れだと思いますので、そういった中では、やはりこういった制度に制限を設けなくてやっていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺については議論はされたんでしょうか。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） その議論は当然出ました。出ましたけれども、近隣の状況を見ますと、課税世帯には出しているというところが、県内では3か所ということで、それも成田市とか財政力の高い市町村もやっていますので、今回できれば見直したいということで、行政改革の中で結論がでたということです。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

19ページが一番上、学校給食費、この2億7,000万円は何食分を予定しているのか。負担金でしょう、これ2億7,000万円。それと、前から問題になっている、食べて払わない方の人数と金額、教えてください。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） これは、結局子どもの数となりますが、ただ、要保護とかそういった保護を受けている方々については免除させていただいておりますので、今すぐに数が出てこないんですけども、現在、市内の小・中学生が5,200人おまして、そのうち補助を受けている子がですね、ちょっとお待ちください。今、正確な数字が出ませんので、すみません、お時間をいただいてよろしいでしょうか。大至急調べてまいりますので。

それから、給食費の未納の数なんですけれども、こちらのほうも、今年度にかけて未納の額はだいぶ減ってきております。特に現年度につきましては99%以上の収納率になっておりますので、現年については学校のほうでかなりお願いをしておりますし、また、私のほうで、毎回、校長会で各学校別の収納状況をお願いしておりますので、また給食センター、あるいはこちらからも一人一人にかなり取り組みを強化しておりますので、これは改善されております。こちらのほうの数値も、今率で言えば99%を超えているという状況でございます。た

だ、過年度につきましては、こちらのほうも今一生懸命取り組んでいるんですけれども、なかなか解消できていない。ただ、数値のほうは上がってきておりますが、こちらのほうもお時間をいただきまして、大至急調べますので、お待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） では、課長、後でそれ調べておいて、すみませんけれども、お願いいたします。

それと、確かに未納の方の回収率は大変難しいと思うんですよ。けれども、努力して。中にはあれですよ、払えないこともないでしょうという人もだいぶいるようですのでね、ひとつ努力して回収に当たってもらいたいと思います。公平性を保つためをお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 今、第一、第二合わせまして、現時点で滞納といたしますか、支払が行われていない世帯が87世帯、金額に直しますと163万6,760円という滞納状況でございます。

それから、負担の人数でございますけれども、ちょっとお待ちください、計算します。小学校1年生から6年生までで1,849人、中学校1、2年生が839人、中学校3年生が若干早目に卒業式があって金額が違うんですけれども、こちらが417人でございます。あと、それ以外にセンターの職員とか教員とか、あるいは保護者等が来た場合ということでいただいておりますけれども、一応生徒数については今申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） 質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、教育費関連で2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、222ページですけれども、学校いきいきプランに関してでございます。

50万円から80万円ということで、各学校の校長先生の裁量で学校独自に使うことができるというふうに認識していますけれども、どのように活用されているか、もし最近の事例等ありましたらお伺いしたいということが1点でございます。

もう1点、264ページになります。先ほど大原幽学記念館のカヤぶき屋根のふき替え工事があるということでお伺いいたしました。カヤぶき屋根のふき替え工事というのは本当にめったにあることではないと思いますので、貴重な、それ自体が文化的なイベントであるかなというふうに思います。何か見学の機会等、そういったものはとれるものなのかどうか、また、そういったご予定があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、お答えの前に、先ほどのご質問に対して数値が入りましたので申し上げます。

まず、現年度の収納率でございますけれども、1月末現在で99.31%でございます。あと、過年度につきましては、2月10日現在で26.43%ということで、ちょっと数値のほうが現年度よりだいぶ低くなってございます。

あと、先ほどの数でございましたけれども、先ほどの数は第一センターのみでございまして、第二センターが、小学校1年生から6年生までが1,636人、中学校が1年から2年までが393人、3年が209人ということで、数のほう、先ほどは第一のみでしたので第二センターにつきましても報告させていただきます。

続きまして、ただいまご質問ございましたいきいきプランの内容でございますが、今、実は25年度の内容についてはこちらのほうで全部取りまとめているところでございまして、だいぶ出てきているんですけれども、まだ最終的にはまとまっていないんですけれども、今ご指摘がありましたように、このいきいきプランにつきましては、各学校長の裁量で、自分の学校の教育目標を具現化するために、さまざまな教育活動に使わせていただいております。

今来ている中で見ますと、やはり芸術鑑賞とか落語とか音楽鑑賞とか、陶芸教室とか文化芸術鑑賞教室とか、いわゆるどっちかという芸術面での鑑賞、学校では知・徳・体と申し

上げますけれども、徳の部分、心の部分でしょうか、こういった部分の心を豊かにするという  
ことで取り組んでいる学校が大体どこも多く来ております。

あと、それ以外には、例えば、縄跳びの有名なダブルタッチというんでしょうか、そうい  
ったものの世界チャンピオンに来てもらって、子どもたちの縄跳びの興味を高めたりとか、  
あるいは科学ショー、有名な米村でんじろうさんという方を呼んでサイエンスショーをやっ  
て、これは2校ほどやっております。

あと、学校によっては、いっこく堂を呼びまして講演会をやったりとか、学校独自でやっ  
たりとか、あるいは地引き網の体験をやったりとか、あるいは健康福祉教育講演会、健康福  
祉とか命の教育講演会とか、あるいは豊かな心と健康教育とか、そういった形、いわゆるそ  
ういった授業を通して子どもたちにそういったような力を高めていく。

あと、若干それ以外ですか、例えば使っている部分があるんですけども、ほとんどはそ  
ういった授業でやっているというところがございます。今全部集約しているところござい  
ます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 大原幽学のカヤぶき屋根のふき替え工事の件でございます。

大変珍しい工事になると思いますんで、工事の時期としては冬になると思いますんで、竹  
とかそういう材料、みんな水分が上がり切ったときに切るということで、もちが違うそう  
なので冬になると思いますんで、その期間、いろいろ広報等で周知を図って、公園内の一部の  
敷地の中にありますんで、皆さんに見ていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） ありがとうございます。

まず、いきいきプランのほうですけども、さまざまな取り組みが学校においてされてい  
るということで、非常に学校の個性を出していくという一つの機会になっているかと思いま  
すので、すばらしいなと思いました。また、できたら、そういった事業に取り組むことによ  
って、例えば子どもたちにどういった変化が表れたとか、どんな効果があったとかという  
ところまで、もしこの事業の有効性ということでもってお示しいただけるようであれば、今後  
それもお願したいなど、これは要望ですけども、お願したいと思います。

また、カヤぶき屋根のほうですか、現在そういったほかの課と連携をとって、例えば商工

観光課あたりと連携をとって、それを一つの観光化するとか、そういった機会にするとかいうお考えはありませんか。

○委員長（林 七巳） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 今ですね、農業関係では交流事業として大原幽学のほうを使っていたいております。観光関係にしても、今度連携してその辺の集客を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（林 七巳） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） 昔はあったことかもしれまけんけれども、私にとっては、カヤぶき屋根のふき替えというのは多分初めて見るような体験になるんですけれども。その記録をとっていくこと自体も、一つ貴重な財産に今後なっていくかと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） それでは、議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

本案は、本会議で補足説明を申し上げていることから、ここでは事業勘定の短期人間ドックについて補足説明を申し上げます。

予算書の328ページをお願いいたします。

説明欄3の短期人間ドック事業についてご説明いたします。

予算額は4,111万3,000円を計上いたしました。前年度と比べますと852万1,000円、26.1%の増となっております。これは、人間ドックを希望する方が増えておりまして、25年度も700件ほどの申し込みがあることから、受検者数を前年度予算より200名増やし800名と見込むものであります。なお、現在受け入れている医療機関は、市内の中央病院と飯倉医院ですが、新たに市外の島田総合病院、東庄病院、匝瑳市民病院に委託しまして対応するものであります。

また、助成金額であります。限度額を現行の4万円から3万円に規則を改正いたします。

これは、近隣の国保及び他の社会保険等の助成の状況を考慮したもので、これにより1泊2日の方の自己負担額が増えることとなります。

なお、後期高齢者医療における短期人間ドック事業も同様に扱うこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 311ページになりますけれども、来年度26年度の国民健康保険税について、値上げというようなことの予算ですけれども、平均でどのくらいの負担増になるのか、1件当たりですね。それと、この値上げ案ですけれども、近隣の市と比較いたしましてどのようなものかお伺いします。

もう1点で、337ページになりますけれども、これは施設勘定のほうですね、施設勘定の一番下の繰入金なんですけれども、740万円の繰入金につきましては、これまでも同様の繰入金、ルール分というやつですか、の繰り入れだったと思います。次のページですけれども、基金繰入金というのがありますよね。財政調整基金からの繰入金ですけれども、これは最近では初めて財政調整基金のほうからの繰り入れになったと思いますけれども、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

それと、これにかかわる財調の残金ですか、どのくらいあるのか、その辺もお願いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、25年度と26年度の当初予算で比較いたします。1件当たりの調定額でございますけれども、昨年25年度当初予算におきましては18万2,700円の1件当たりの調定額でありました。26年度の予算を組んでありますのが1件当たり21万5,400円ということで、1件当たりが上がっております。これを1人当たり直しますと、25年度当初予算が9万1,100円、26年度当初予算が10万5,700円でございます。

今回の近隣の税率等の状況につきましてでありますけれども、まず限度額におきましては、近隣、銚子市、匝瑳市、香取市とも77万円ということで、法律どおりの限度額になっております。旭市の場合は68万円でしたので、こちらを77万円にそろえるということになります。

それで、国保の場合に内容が3つに分かれております。まず医療分、これは基本的な医療

分でございます。それから後期高齢者への支援金分、それから介護分と、この3つが合わさった合算の国保税となります。

それで、初めに医療分でございますけれども、こちらにつきましては、旭市が改定によりまして所得割6.6%になります。銚子市でございますが、これが6.8%でございます。それから匝瑳市が6.5%です。香取市が旭市と同じ6.6%となります。

さらに、この医療分が4つに分かれておりますので、あと資産割、均等割、平等割というのがあります。資産割につきましては、旭市は改定によりまして30%から20%と減額になります。銚子市につきましても資産割は20%です。匝瑳市25%、香取市25%です。それから、医療分の均等割でございますが、旭市の改定が1人2万1,000円です。銚子市2万4,000円、匝瑳市2万円、香取市2万円です。それから、平等割、世帯割なんですが、旭市の改定が1件2万6,000円の数字になります。銚子市2万9,000円、匝瑳市2万5,000円、香取市2万4,000円でございます。

あと、今言いました支援金のほう、所得割について述べます。今回の改定によりまして、支援金分の所得割が2.3%になります。銚子市が2.2%、匝瑳市が2.5%、香取市が2.3%であります。

介護分の所得割につきましては、旭市が1.7%、銚子市が1.8%、匝瑳市が1.3%、香取市が1.9%ということで、総体的に見ますと近隣大体足並みがそろったかなというような状況でありまして、旭市としましては、先ほど言いましたように限度額が68万円ということで一番低かったものが、77万円という金額になるというところが大きな違いでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） それでは、予算書の337ページの繰入金ですが、710万円と30万円ですが、これは710万円と30万円は例年どおりなんですが、710万円は交付税算定分の財政課からの繰り入れです。それから、事業勘定繰入金のほうは国保会計から30万円、先ほどのほうへ繰り入れるものです。

それから、基金のほうの繰り入れですが、これは収入不足の補填として繰り入れるものです。本会議でもご説明したんですが、平成24年度の診療日数の減に伴う患者離れ、それによりまして患者数の減が見込まれ、また子宮頸がんワクチン等のワクチン接種を控えている関係で収入不足が生じるということで、基金からの繰り入れを行うということです。

それから、財政調整基金の保有状況なんですが、25年度末では8,336万6,000円、それから

25年度繰り入れが568万1,000円ですので、残金としては7,768万5,000円を見込んでおります。  
以上です。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 国民健康保険税のほうですけれども、この改定によりまして近隣と足並みをほぼそろえたというようなお話でありました。そういった中で一つ心配な点といたしますか、徴収率なんですけれども、昨年と比較しますと強気の徴収率の見込みということなんですけれども、これだけ値上げした中で徴収率をさらに上げるというようなことが問題がなかったのかどうか、その辺についてお伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 徴収率につきましては、何度かお話ししておりますけれども、24年度決算と比べまして、今現在でございますけれども、25年度の見込みとしましては今現在上回っております、現年も滞納繰越分も上回っております。そういった中で、当然調定額、1年間で3億円ほど上がれば徴収に影響は若干出るとは思いますけれども、今進めております徴収対策を継続して行うということで、それから決算見込みも、前回から比べますと上がっております。それから、何回も言いますが、差し押さえ件数、財産調査等しっかりやって、この当初予算で盛りました徴収率をクリアするというところに全力を費やしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうも、大変ご苦労さまです。

今回、値上げの条例は、総務常任委員会のほうで審議されるようで、ただ、どちらにしろ関連があるものですから、ちょっと発言させていただければと思います。

この値上げ議案、3年前、3.11、ここで審議している最中にまきに行っていたんですね。そういった意味で、タイミングもあるからということで、当時は21号議案、取り下げいただきました。3年間遅らせたわけですから、今回は近隣市町と足並みをそろえてというお話で、私はやむを得ないのかなと、そう思っております。ただ、非常に複雑ですね、この内容ね。本当に私分からなくて、もっと素人に分かりやすく。

例えば、私は国保じゃないので国保がよく分からないんですよ、正直な話。健康保険ある

いは共済保険あります。ほかにもあるみたいですが、保険がですね。そういったもの、特に共済の方はお役所の方は分かると思うんですけども、保険の掛け金として、今回いろいろ資産割とか分けて、平均15%くらいになるんでしょうけれども、その値上がったやつが同じ所得層で見て、社保、共済より高いのかなと、その辺を分かりやすくお願いできればと思うんですね。まず第1点ね。

それと関連があるんですけども、予算書の中で、最初から現年で10数%、要するに取れないという予算ですよ。取れないという言い方は悪いけれども、徴収できないという予算。過年度に関しては85%取れないと見込んでいるわけでしょう。納められない人がいるわけですよ、きっとね。これが本当に、市の段階でないのかもしれないですけども、国民健康保険としてこういう徴税の仕方がいいのかどうかという、私は本当に疑問なんですね。その辺のところ。だから、ちょっと高いんじゃないのかなと、そんな気がするんで、その辺を分かりやすくお願いできればと思うんですよ。

それともう1点、国からの国庫支出金等が10数%か20%くらい、前年度から見て下がって来ますよね。この辺の見積もりはかなり難しいとおっしゃっていたんですけども、この辺の見通しも併せてお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国保と社会保険とか共済組合、いろいろありますけれども、共済組合のデータをちょっとつかんでおりますのでお知らせいたします。

ご存じのように、半分は事業者が負担、半分が個人ということで負担のほうがなりますけれども、個人の負担の数字で述べます。例えば、給与の額が年間180万円の収入の方でありましたら、掛け金、共済組合が、個人が払う分ですけども、10万8,981円ということがあります。さらに事業主が同じ額を負担するということですので、倍になります。国保世帯で見ますと、12万4,900円ということで負担があります。それから、390万円ほどの給与収入の方で比べますと、共済組合の個人の負担が23万6,126円でございます。国保の場合は26万2,900円ということで、ここで国保のほうがやはり高くなっております。データの的にはそういうあれでございます。

それから、滞納繰越の徴収率14%と、低いんじゃないかというようなことでございますけれども、こちらも県内の平均等いろいろ毎年出ますけれども、24年度の決算で見ますと、県内平均の滞納繰越の率が16.7%でございます。これを、例えば予算を組むときに徴収率を

80%とか90%というような数字で組むことはできるとは思いますが、現状こういう数値でございますので、当然大きな歳入を組んでしまうということで、実際の数字とかけ離れてしまっていますので、滞納繰越分につきましては、今までの流れと徴収率を見て計上しておりますので、そういった中で計上しておりますので、数字的にはちょっと徴収率は低いんですけども、こういう数値になってしまいます。

実際に所得が低い方について、大変じゃないかということもあります。ですから、あと未済額等に影響するんですけども、その未済額につきましても、現状、24年度決算で約12億円ありますけれども、先ほど言いましたように、今年度徴収率等頑張っておりますので、その12億円が今年度は9,000万円ほど減ります。それ以上なかなか増やすというのが難しい中で滞納繰越の徴収率を組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 七巳） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 国の支出金とか補助金等なんですが、いろいろ複雑で私も分かりにくいんですが、簡単に言いますと、補助金や負担金や国の交付金については、当初予算では概算で見込んで予算を立てています。それで、その年の決算や実績等によりまして過年度分を翌年度に精算等いたしますので、どうしても前年度と比べると数億円下がるとか上がるとかいう現象になってしまいます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 3年前、徴収方法を9回にするという話だったんですけども、それは1か月市民税と重なるから駄目だと、私はかなり強く反対して、今回は8回になっているようですから、やむを得ないのかなと思っているんです。

今お伺いしました。やはりある程度所得というとおかしいんですが、200万円あるいは300万円くらいになるとやっぱり国保税は高いですね。しかも、共済・社保の場合は負担金として本人の掛け金以上、要するに共済の場合は市で出すわけですね。出しているんですよ。だから、そういった意味では、これから国保にもっともっと市のお金を入れて私はいいんだらうと思うんですね。そういった意味で、国保の人にだけ市税を使うのは不公正だというような話が一説でありますけれども、私から見ると、どちらかといえば共済の人を見るとね、国保にもっとお金を出してもいいんじゃないかと、そういうふうに感じています。

ただ、非常に複雑なんで、本当に難しい。ただ、そういう感じがあります。私自身は、3年前のこともありますので、やっぱりある程度市の財政のこともありますんでやむを得ない

のかなと思っていますけれども、これからもそういったところをもっともっと、私は勉強していきたいし、教えていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○委員長（林 七巳） いいですか。では、要望でお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） 320ページになりますけれども、総務費の中の賦課徴収に係ることでございます。賦課徴収費合計額がおよそ2,000万円というところで、13節になりますが、委託料が950万円でおよそ1,000万円と、およそ50%は委託料という形になっているわけですが、この委託料の中で項目が電算機保守委託料という13番の説明のほうになっております。この内容について、50%を占める内容になっていますので、この保守委託の内容についてご説明いただければと思います。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 電算業務の委託につきましては、企画政策課の情報管理班というところで一括契約等を行っております。予算的には、当然各課で電算を使っておりますので、各課で使っている内容によりまして金額については配分がございます。そんな中で、うちのほうは、来年度、この科目では950万4,000円ということでございますので、電算の保守委託料ということで電算全般にわたります委託料でございまして、金額の算出はそういう算出でございまして。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） 了解いたしました。

○委員長（林 七巳） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） それでは、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算についての補足説明を申し上げます。

本案も本会議で補足説明を申し上げているところですが、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

歳入の357ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合における調定見込額に収納率を乗じて積算しております。収納率であります。1節の現年度分特別徴収保険料は、年金から天引きとなることから100%と見込んでおります。また、2節の現年度分普通徴収保険料は、口座振替や納付書によるものであり、過去の実績から97.93%と見込んでおります。また、3節の滞納繰越分普通徴収保険料は、49.96%と見込んでおります。

なお、保険料率であります。2年ごとの徴収見直しによる改定が行われるとともに、平成26年度からは県内均一の保険料となるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

議案第4号、介護保険事業特別会計予算につきましては、全員協議会及び本会議の補足説明にてご説明申し上げたところですが、一部追加してご説明申し上げます。

予算書の370ページをお開きください。

本年度予算額と前年度とを比較してございます。

歳出の2款保険給付費ですが、対前年度1億1,506万7,000円、2.6%の増を見込みました。要介護・要支援認定者が介護サービス等を受けた対価として支払うこの保険給付費が、歳出総額の97.2%を占めております。

介護認定及び介護サービスの利用状況ですが、平成26年1月末現在で、認定者数は2,646人、介護サービス利用者数ですが、これは25年12月の状況になりますけれども、利用者は全

体で2,248人でございます。そのうち、居宅サービス利用者が1,613人、施設サービス利用者が635人であります。

次に、予算書の392ページをお願いいたします。

5款3項1目説明欄3、配食サービス事業、13委託料1,296万円についてご説明申し上げます。

配食サービス事業につきましては、現在、社会福祉協議会に業務委託しており、市内5つの社会福祉法人が調理し、見守りを兼ねた配達を行っておりましたが、1日の調理数に限りがあり、昨年度あたりから利用者の要望に添えない状況になっておりましたので、事業内容の見直しによりまして、平成26年度から民間の宅配業者に委託を予定しております。年間の配食数は、月平均で130人の利用者に対しまして1万6,200食を見込みました。

なお、利用者の利用料金の変更はございません。

以上で、議案第4号の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 先ほどの質問の延長なんですけれども、介護4、5と該当している人が旭市にいると思いますけれども、その中で自宅にいる方、何人くらいいるのかお伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） すみません、お待ちいただきたいと思います。

○委員長（林 七巳） ゆっくりでいいよ。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 先ほどお知らせしました12月末現在の利用者でございますけれども、介護5の人が在宅で153人、介護4の人が193人でございます。

ちなみに、施設のほうは、介護5の方が176人、4の方が237人というような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ではありますが、昼食のため午後1時00分まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時 0分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

平成26年度旭市病院事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入のうち、1款1項1目入院収益、2目外来収益は、患者数及び単価を25年度の実績を基にし、さらに診療報酬改定で見込まれる消費税増税分を加え算出いたしました。

次に、2項3目負担金交付金は、市の一般会計から繰り出しされる国からの地方交付税であり、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

2項4目長期前受金戻入は、会計制度変更により新設された科目で、補助金により取得した資産の減価償却の見合い分を計上いたしました。

次に、予算書の9ページをお開きください。

収益的支出のうち、1款1項1目給与費は、病院職員に係る給与費で、医師手当の拡充や技師、看護師確保に伴う増加、法定福利費の総合事務組合は今年度も減額を見込んで計上いたしました。

2目材料費のうち、薬品費並びに診療材料費は、入院・外来収益を勘案し、さらに近年増加傾向となっている化学療法の増加分、高額手術件数の増加による増額分を見込み計上いたしました。

3目経費のうち、引当金繰入は、会計制度変更に伴い今までの不納欠損に替わり計上いたしました。

2項4目長期前払消費税償却は、今までの控除対象外消費税償却が会計制度変更に伴い名

称変更となっております。

以上により、当期利益金を2億2,353万1,000円、税抜で1億7,694万2,000円と見込んでおります。

次に、予算書の12ページをお開きください。

資本的収入のうち、1款1項1目企業債は、医療機器購入に係る企業債借入2億円を予定いたしました。

2項1目補助金は、医療機器購入に係る国民健康保険調整交付金を計上いたしました。

資本的支出のうち、1款1項1目工事費は、25年度からの継続事業であります医師宿舎建設工事等を計上し、2目資産購入費は、医療機器・ソフト開発費等諸経費を計上いたしました。

2項1目企業債償還金は、元金償還として13億8,804万8,000円を計上いたしました。

以上で、議案第8号、病院事業所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 1点質問させていただきます。

議案第8号、26年度病院事業会計予算についてお伺いたします。

今、病院では新年度から診療報酬の改定や消費税の増税などが予定されていますが、何といても病院の基本は医師であると思います。医師数について、一昨年的大幅減少からさまざまな取り組みを行った結果、現在は小康状態を保っていると聞いておりますが、来年度4月1日現在の医師数はどのような見込みなのか教えていただきたいと思います。お伺いたします。

○委員長（林 七巳） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 平成26年4月1日現在の医師予定数、まだ確定ではございませんが、241名の見込みでございます。したがって、これは平成25年4月1日の実績240名と比べて1名の増加でございます。

ちなみに、平成23年4月1日、258名、平成24年4月1日はマイナス14名の244名、平成25年4月1日が240名でございましたので、平成26年度は、3年ぶりにわずか1名ではござい

ますが増員に転じることができる見込みになっております。引き続き各種の取り組みを積極的に進め、医師の増員を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（林 七巳） よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（林 七巳） ほかに質疑ありませんか。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） それでは、2点ほど質問させていただきます。

1点目として、予算書の5ページ、企業債の医療機器購入事業で2億円の企業債を発行するとのことですが、400億円近くの予算を計上している中で、何か特別な有利な財源で2億円の起債を発行する具体的な理由をお願いいたします。

2点目として、予算書の35ページ、期末勤勉手当の支給率が年間3.95か月と記載されておりますが、聞くところによると、中央病院は年度末に期末手当を支給しているわけですが、確認の意味で、そのようなことが行われているかどうかお聞きしたいと思います。また、支給されているならどのような根拠で、平成20年度から支給状況をお尋ねいたします。対象者、支給率、総額の支給額等について回答をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから、最初のご質問でございます5ページの企業債2億円についてでございます。

何か特別な有利な財源でということのご質問でございますが、こちらにつきましては、財務省の医療機器整備事業資金を想定してございます。有利なといえますか、ちょっとまだ、これは26年度の話でありますので、レート等がどうなるかということはちょっとあれですが、昨年の25年3月に借り入れいたしました企業債につきましては、同じ医療機器というところで、期間が医療機器ですと5年という形になります。ですので、昨年度の分につきましては0.1%で金利は借りてございます。借り入れに関しましてはいろいろさまざまな医療機器の条件がありまして、減価償却期間が6年ですとか、人件費部分が含まれないようにとか、いろんな条件がありますが、その中でその条件に見合うものにつきましては、こちらの企業債の中で上限を2億円という形で予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） では、第2点について回答申し上げます。

まず、業務手当、支給しております。その支給根拠について申し上げます。支給根拠は、旭市病院事業企業職員の給与に関する規程第14条です。別表第11にございます業務手当、病院事業に従事する職員を対象に年額として、経営状況によりその都度管理者が別に定める金額を支給するという根拠規程がございます。

これに基づきまして、病院のほうで取扱内規を定めております。その内容を少し紹介いたします。

業務手当は、3月1日、これを基準日といたしますが、に在職する職員、これは正規職員、常勤職員でございますけれども、別に定める基準日以前1年間のそのものの勤務成績と勤務期間に応じて基準日の属する月の事業管理者が定める日、これは通例3月の最終実働日でございますが、に支給する。その支給基準額は、勤勉手当基礎額に医師等にあつては100分の120、その他の医師以外の職員にあつては100分の100を基準額として定める。ただし、事業管理者は病院事業の経営状況によって、この規程にかかわらず業務手当の額を増減することができる、こういう取扱内規に従って支給してございます。

その支給実績について報告申し上げます。平成20年度からの支給実績についてであります。少し数字が細かくなりますが、ご了承をお願いします。

まず、平成20年度、医師については1.2か月分、医師以外の正規職員について1.0か月分ということで、金額としては合計4億8,086万7,000円です。支給対象者は1,683名おりましたので、1人当たりが28万5,720円という実績です。

平成21年度も同じく医師1.2か月、医師以外1.0か月、支給総額4億7,559万9,000円、支給対象者1,704名、1人当たり27万9,107円。

平成22年度は、支給率が医師1.5か月、医師以外は1.3か月、総支給額6億5,566万7,000円、支給対象者1,885名、1人当たり34万7,833円を支給しております。

平成23年度、医師1.2か月、医師以外1か月、支給総額5億172万9,000円、支給対象者1,882名、1人当たり26万6,593円を支給してございます。

平成24年度、医師1.2か月、医師以外1か月、総支給額5億1,135万円、対象者1,908名、1人当たり26万8,003円でございます。

平成25年度、これは見込み予定額でございますが、総額5億5,000万円、対象者1,950名、1人当たり28万2,051円を予定してございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 大変申し訳ありませんけれども、もう1回。

医師マンションに対しては全額自己資金で行うという話でありました。このような巨額の企業債を発行することが有利な財源であっても、マンション建設の場合はそのような有利な財源が活用できなかったのかどうかお聞きいたします。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私のほうから再質問にお答えしたいと思います。

医師マンションの建設につきましてはいろいろな経緯がございまして、有利な資金という視点だけではなく、建設に係ります議会での質疑等を総合的に踏まえまして病院内部で検討しました結果、全額自己資金で行うということを決定いたしまして、予算に措置させていただきまして、現在事業を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） では、2点目のほうの質問をちょっと。どういう器械を買うかどうか、後で部長、お答えを。今答えられますか。器械の機種、医療機器。いいですか。はい、どうぞ。

○委員長（林 七巳） 何だ、俺が言うんだよ。

景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、医療機器というご質問でございました。26年度は、25年度のようにIMRTのような、特に大きな高額な医療器械のほうは予定してございません。その中で幾つかお話し差し上げますと、超音波の診断装置ですとかモニタリングシステムですとか、そういったところを予定しておりまして、25年度のようなちょっと大きいもの、目玉になるような大きいものは特にございません。

以上です。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 大変申し訳ありません、委員長、ごめんなさい。

2点目の質問のほうをちょっとお聞きします。

業務手当として支給していることですが、経営状況によりその都度管理者が別に定めると

のことですが、中央病院は黒字経営を行っています。しかし、一般会計からの繰出金が年間20億円を超える額の企業会計が、果たして経営状態がいいものかどうかお尋ねいたします。

また、一般会計からの繰出金は普通交付税等に算入されている額をそのまま病院へ繰り出していると聞いていますが、普通交付税算入分はその事業に繰り出さなくても、普通交付税が減額されることはないと言われてしています。繰出金を財源に支給しているとしたら、算定に定められている条件に当てはまらないと思いますが、どうでしょうか。お答えをお願いします。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

確かに病院の経営状況の見方については、いろいろな視点、見方があるというふうに私も思っております。議員のほうから、一般会計の繰出金が年間20億円以上あるではないかというご指摘がありましたが、確かに私ども病院として、一般会計からの繰り出しを受けております。ただ、ご理解いただきたい点が一つあると思います。

一般会計の繰り出し方法については、それぞれの病院を開設している自治体によりましていろいろな計算手法があります。私どもの旭中央病院は、国からの交付税に算定される額をそのまま病院に繰り出すという方式をとっております。もう一つ、一般的に行われている方法なのですが、自治体病院は、例えば救急とかいろいろな不採算医療を担っているところが多いものですので、なかなかこの額だけでは経営が成り立たないということで、国のほうで開設者のほうに、この病院の規模でこういう内容をやっていけば、この程度の繰出金は適正な範囲だということで、一定の繰出基準というものを設けております。それに基づく繰出額のほうが、実は交付税の額よりもはるかに大きい額でございまして、他の自治体病院では交付税算定額ではなくて国の定めた大きいほうの繰出額をもらっても、なおかつ決算上黒にならないというところが大多数でございます。

では、旭市の場合どのぐらいの国の基準でいうと額になるかということ、それが実は40億円を超える額になっておりまして、とても国から交付税で20億円来る分にあと20億円足して基準額どおり病院に出すというのは、現実的には不可能な数字だと私ども思っております。もらうのが当たり前という考え方ではなくて、やはり企業経営としてやっているわけですので、少しでも努力していくという姿勢は私どもとしても持っておりますが、やはりそういった民間では賄い得ない不採算医療を担っているということで、国の算定基準でも、私どもの病院

の規模と内容であれば国としても40億円程度の繰り出しは認められる額だという基準額が出ておりますので、そういった中で、私どもとしてはその半額の20億円で黒字を出しているということで、一定の評価は、ほかの自治体病院と比較した場合は、いただけるのではないかとこのように考えております。

また、事業管理者としても、そういった環境の中で日々業務に当たっている職員に対して、先ほど言いました基準に基づいて、適切と判断して支給しているものというふうに私どもは理解しております。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） よろしく願いいたします。

事業別収支ということですので、23ページでよろしいでしょうか。下の段ですね、セグメントのところですか。こちらで、先ほどお伺いしましたように総額としては約22億円の黒字ということで、特にちょっとお伺いしたいのは訪問看護ステーションのことです。

高齢化がさらに進んでいって、また対象者が増えてくる中で、在宅の比率を増やしていくというのは大きな流れになってくるのかなと思うんですけども、この訪問看護ステーションの中長期的な事業としての見通しということは、今お伺いしたいところなんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 訪問看護ステーション事業の今後のということですが、確かにこちらのほう、在宅の、特に当院の訪問看護ステーションにつきましては、在宅の神経精神科の患者さんを支援する目的で開設のほうをしてございます。それで、当然こういった形で、当院は精神科の入院患者さんも今後在宅のほうに、できるだけ切り替えが可能な方は在宅のほうに移行させていただくという中で、今後ともこの訪問看護ステーションにつきましては、ある程度の規模を持って運営していくものだというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） そうすると、今後ですけれども、訪問看護ステーションの事業規模というのは拡大していくであろうということよろしいですか。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） また、こちらは拡大していくということではなく、需要と供給に合わせてという形で今後検討していく形になろうかと思えます。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 40ページですね。3節の法定福利費、21億円くらいの予算が計上されておりますけれども、この中の総合事務組合負担金についてお伺いします。

これは退職金の積み立てのことだと思いますけれども、25年度におきましては、各市で60億円を超えた部分については免除だというようなことで、市全体です、そういったようなことで、25年度につきましては旭市は負担をしなくて済んだわけでありまして、26年度の予算の中で、細かい数字がこの中に出ておりませんが、中央病院としましてはどの程度の予算を組まれているのかお伺いします。

それと、42ページの15番の委託費ですけれども業務委託料、どのような業務委託をされているのか、分かればお伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） では、退職金事務組合負担金の関係を申し上げます。

平成25年度は、おっしゃるとおり全額減免ということになりました。平成26年度も、現在のルールで2億1,500万円の負担を見込んでおります。通年ですと11億7,000万円の負担額が病院に課されてくるんですが、減免措置を前提として平成26年度は2億1,500万円の見込みをしてございます。ただし、退職金事務組合のほうで新たに減免制度をさらに拡充するということが決議されるというふう聞いております。新たな決議がされれば、負担金額については累計収支が5年間で20億円以内になるよう減額を行うというルールが新たに適用されることとなります。これですと、平成26年度も恐らく全額免除ということになるだろうと予測しております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 一部事務組合のほうについて、もう少し補足をさせて説明させていただきます。

市と子ども病院も含めて総合事務組合に加入しておりますけれども、今総務人事課長から言いましたように、さらなる改善案が、実は2月に議決をされておまして、その内容をご説明したいと思います。

改正内容は、2点ありまして、まず負担金なんですけれども、これまでは一律の負担金を取るという形だったんですが、それだとなかなか病院のように短い間で退職する方については、負担ともらう額が一致しないということで非常に不整合が出ていたんですが、今後は、まず負担していただく先の額を今後5年間にどのぐらいの退職金需要があるかを想定して、額を算定して、その額に基づいて負担金を取るようにしましょうということで、取る額を適正な額で取りましょうという改正点の一つです。

それと、もう一つの改正点が、今現在、25年度末ですと、子ども病院を含む旭市は、69億円程度の累積が生じるという結果になるんですが、この額について、今後5年間で市にあっては20億円以内まで減らしていこうということが、併せて制度改正がされております。ですので、先ほど言いました負担金の額から20億円になるように5年間にわたって毎年負担金を控除していこうという、2点目の改正も既に決定されております。ただ、その制度の骨組みは決まったんですが、今後事務組合のほうで、具体的な、では、旭市の額は幾らになるんだと、減免の額は幾らになるんだということについては、今後規則の中で定めていくということになりまして、今現在はまだ額が明らかになっておりません。ですので、今回の予算につきましては、旧制度の基に算定をさせていただいておりますので、新年度に入りまして額が明らかになった段階で、市長部局とも相談した上で、補正等の適切な対応をとっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから、先ほどの2点目の委託費、どのような内容だというご質問だろうと思います。

こちらにつきましては、さまざま数がたくさんあるものですから、代表的なところだけ話させていただきますと、業務委託料というところに関しましては、こちらは検体検査の委託ですとか、総合受付、今外部委託でやっております。そういったところが一番大きいところで目に見えるところかと思っております。あと、施設設備等の保守料につきましては、病院のほうで入れてございます電子カルテシステム、こちらの保守整備のところの契約ですね。そちらが大きいところになるろうかと思っております。あと、医療機器の保守料、こちらは医療器械

のそのとおりという形になるんですけれども、特に増えているものにつきましては、本館完成後に器械を若干入れ替えてございますので、その辺につきましては従前よりも増えてございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 委託料につきましては、項目がいっぱいあるということだろうと思いますので、できれば一覧表ですか、出していただければありがたいと思いますけれども。一覧表と委託金額ですか。

それと、退職金の積み立てのほうなんですけれども、今後5年間で20億円まで減らすというようなことでありましたが、そうしますと、旭市の負担については20億円になるまで積み立てを行わないのか、それとも徐々にこの20億円に近づけていくのかということなんですけれども、その辺はどういうような扱い方を考えているのか。

それともう1点ですけれども、本年度の予算の中には、本来であれば11億円くらいを積むというか、見るというような中で2億1,000万円を予算的には計上されたということですが、そうしますと本来であればもう9億円、この法定福利費は30億円くらいになるというような考え方でいいのかどうか、2点お伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず、来年度以降の額なんですけど、実はまだ決議された部分がある、そういった方向の負担金とするところまでが実は条例事項でして、具体的な金額については規則に委ねるところになっておりますので、現在の時点では市長部局の負担金が幾ら、病院分が幾らになるということが確定しておりません。

ですので、それが確定しないものですので、その金額に対する減免額というか、軽減額が幾らになるかというの、規則を待って算定されないと今の時点では分からない形になっております。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

それと、もう1点の今年度の予算措置額は、確かに私どもとすれば、現制度で減免を受けられる9億6,000万円を減額して措置しておりますので、本来もし減免がない場合は、この部分をそこに上乗せしなくてはならない形になります。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに何か質疑はありませんか。

議長。

○議長（高橋利彦） それでは、2点ほどお尋ねします。

まず、中央病院は市の一部署となっております。そういう中で、ここに予算出てきましたけど、予算については、市長部局と十分ヒアリングをした上で出てきていることと思っています。そういう中で、今、市長部局だけの、一般会計等含め、その分のヒアリングは何日ぐらいやっているのか。それと、今度は中央病院の予算のヒアリングは何日ぐらいやっているのか。

それから、ここにいろいろ、例えば9ページ、先ほど島田委員も質問して、例えば44億6,200万円ですか。一般経費でどんと出ているわけですね。これは誰も分からないんですよ。そういう中で、市長部局としては、この明細をどういうふうに思っているのか。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） この一般経費の44億円ですか、これは市長部局からご答弁いただきたいと思います。当然、もともになる根拠ですか、これは市長部局が持っていると思いますので、市長部局からお答えいただきたいと思います。

それともう一つ、先ほど島田委員が委託料なんかの明細を質問しましたが、例えば、この経費であっても、また委託料であっても、今まで何も明細が出てないんですよ。一般会計等は全部予算書に載っているわけ、それから主要事業なんか載っている中で、なぜ中央病院は出さないのか。それでないと、我々はちょっと理解できないんですよ。ですから、その辺、細かな明細ですか、今後は出していただきたいと思いますが、その辺お尋ねします。

○委員長（林 七巳） 議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問の中で経費の内訳というお話がございましたので、そちらのほうについて回答させていただきます。

予算書のほうの、41ページのほうをご覧くださいませでしょうか。内訳につきましては、この予算書のほうの巻末のほうで、内訳というところで、一応できる限りの形でお示しのほうはさせていただいているつもりでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） そういう中で、中央病院の予算はかなり大きいわけです。そして、これだけの予算、当然のこととして、市長部局が認めたからこの議会へ出てきたわけですね。そ

ういう中で、市長部局の予算のヒアリングは現在何日くらいやっているのか。それから、中央病院の予算のヒアリングは何日くらいやっているのか。そういう中で、中央病院からは当然このもとの数字が出てくると思うんですね。それをどの程度まで市は病院から受け取っているのか。とりあえず、まずそれをお聞きします。

○委員長（林 七巳） 議長の質疑に答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、予算編成ですけれども、全体の予算編成の説明会には当然病院にも出てきていただきます。これがまず1日かかります。それで、予算の主要事業の関係、これをまず前段で出していただく。この段階で主要事業の市長協議はおおむね1週間程度を予定した中で全体をやっていただく。その中に中央病院も入るということになります。

それと、一般事業の関係、今度いわゆる主要事業以外のもの、経常的な経費を含めた予算、この要求が出されます。財政課のヒアリングにつきましては、26年度の予算であれば12月6日から12月24日というような期間の中でヒアリング日程を組む。ここの中で、当然病院も入ってくるということになります。

その後で、病院につきましては、当然予算の原案は病院のほうで作成したものをうちのほうで受けるという形でありますので、財政課のヒアリングとしては、全体としてこういう見込みでこういう形で数字をまとめましたという、その資料をいただくような形になっていきます。

年が明けて、市長、副市長査定ということで、予算の説明の段階でお示ししたのが1月20日から1月24日、ここの中でやりたいということで、そこの中の1日が企業会計等に当たっているということになります。最終的なものは、そこの中で特に異論等がなければ最終的な数字をまとめていくということになります。

事業は、その段階で病院のほうでまとめた原案を財政課も一旦聞き、それから市長、副市長の査定といいますか、そこの中でヒアリングをしたその結果によって予算書としてまとめて議会のほうに提出する、そのようなスケジュールで進めております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 細々説明をいただいたわけですが、ですから、簡単に言いますと、市の予算のヒアリングは結局この予算のために何日使っているのか、病院は何日使っているのか。そういう中で、病院からは、この予算書で聞きますが、このもとなる数字が市のほうへ出

てきているのか、その検討をしているのかお尋ねします。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 当然一般会計のほうが、さまざまな事業に及ぶということでボリュームがあるわけでございます。そういう中で、一般会計のほうがどうしても多く時間はとられる。病院につきまして、その数字の根拠というところなんですけれども、どこまでというのは、その時点で、議長はどこまで求められているのかちょっと分からないんですけれども、積み上げた数字でないと、やはりうちのほうとしては判断のしようがないところがありまして、積み上げた数字をいただいているような形になります。

前段の主要事業のときにも、1日のうちの割り当ての時間、それから年明けの市長協議の段階でも、1日のうちの、丸一日使っていません、病院は、少なくとも1時間とか、そういうレベルの中で細かい説明をしていただくような形になっています。

以上です。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） あのね、ヒアリングの中で市の部分の予算のヒアリングを何日やっているのか、中央病院の予算のヒアリングを何日やっているのか、それだけでいいですよ。そういう中で、ここに予算書に出ていますね。そのもとを市は中央病院からもらってあるのか、もらってないのか、それだけでいいです。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） もとというのがちょっとよく分からないんですけれども、予算書として出す段階に当たっては、当然うちのほうの合議を経て出します。ですから、その予算書のもとにはうちのほうも目にする形になります。ただ、その積み上げた数字の、例えばこれが何人見込んで何人という、そういう積算の根拠はヒアリングの中でいただきます。ただ、そのものが予算書の体裁ではないということです。それぞれの、例えば来年度の主要事業がこういうものがあって、こういうものを見込んで、伸び率等を見込んでこういう予算を組みますというのが中央病院の考え方で来ているので。

一般会計の場合ですと、歳入歳出、事業も非常に細かく700事業ぐらいにたしか分かれていたと思うんで、その事業を全部聞いているわけです。ただ、病院は一つの事業で特出しして、特別会計という取り扱いをしていますので、その事業全体、あらゆる細かいところま

でうちのほうは聞いて、うちのほうが決定しているわけではない。あくまでも病院が原案を作ったものをうちのほうはそのヒアリングをして、特におかしいところがなければそれでそのまま原案としていくのかなということで、今まで流れで実施しているところであります。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） そうしますと、この9ページにあります、例えば経費46億円、これが果たしてどうなっているかは、市は全然把握できないということですね。それから、例えば、先ほど島田委員が質問しました42ページですか、委託料24億円ほどありますが、この業務委託料13億円ありますね。こういうものの中身は全然市はもう関係なく、中央病院から出てきたものをそのままこの議会へ予算として出してきたということなんですか。もうほとんど、中央病院が組んだ予算に対しては市は関与しないと、こういうことでよろしいですか。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 9ページということであれば、これはそれぞれの費目ごとの積み上げた数字になっています。この費目がどういう形で積み上がっているか、そこまでは具体的に市の財政と協議はしていません。あくまでも、企業会計の中で事業管理者がいて、その事業管理者が積み上げて作った予算の原案、その原案を市のほうにいただいて、市はあくまでも議会に提出するということでもありますから、そのところは公営企業会計の全適という部分もありますから、その中で尊重すべきものは尊重すべきという形で、従来から来ているものだと思います。

この積み上げは、具体的にどれがどうということで、うちのほうからお答えすることはなかなか難しいかなと思っております。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） では、今後ですけれども、例えば経費ですか、この内訳、それからまた委託費等、これらのものについては明細を逆に出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 具体的経費については分かるように出したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうも、大変ご苦労さまです。

この間、一般の人とちょっとお話ししてましたら、ココスの東側に今大和ハウス工業が貸し店舗を建ててますね。何かユニクロ系のお店が出るんだそうです。そんな話をしていました。ケーズデンキ、ヤマダ電機、ユニクロ、ニトリ、そして新たに来るであろう店舗。もし中央病院がない旭市だったら、多分来ないだろうと。そういった意味で、大型店舗が来るのはやっぱり旭中央病院があるからと、そういった話をしていたんですがね。この間、中央病院のすごい波及効果が旭市にずっと出てきているわけですね。そういった意味で、私は中央病院に健全に、どんどんどんどん伸びて行ってほしいなと思っています。

それで、今、島田和雄議員、高橋議員、ちょっと関連があるのかもしれないんですけども、特に何ページでしたっけ、法定福利費の話なんですけれども、多分退職金の積み立ての話だと思うんですね。1年前に、1年たつかな、私、議会でお伺いした時に109億円とおっしゃっていましたよね。それが今69億円だという話なのかもしれないんですけども、私、全くこの会計は素人で分からないんですけども、こういうことなのかなと。

多分、30年間とおっしゃっていましたけれども、30年間法定福利費、退職金積立金ということですとずっと出していて、それが30年たって気がついたら109億円行き過ぎていたと。そうしたら膨大なもうけですよ。だから、私、議会で質問した時にも思ったんですけども、本来なら特別利益として計上して、貸借対照表の資産に入れなきゃいけないんだと思うんです。それが入ってないから分からないんですね。全く素人考えで申し訳ないんですけども、貸借対照表の資産に入っていれば、入れておけば、修正申告でも何でもして入れておけば、今でもそうなんだと思いますけれども、それが必要なんだろうと思うんですけども、その辺どうですか。私、全く素人なんで分からないんですけども、そういう話なんだらうと思うんですけども。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 今、委員のご質問の趣旨、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですけども、要するに、病院のほうで法定福利費として総合事務組合のほうに積み立てている額が109億円であるということ、それが資産のほうに本来計上すべきではないかというご質問でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○病院経理課長（土師 学） そちらにつきましては、経費といいますか、総合事務組合のほ

うで組合になっておりまして、そちらのほうに積み立てる形で積んでございます。それでまた、職員が退職した時にその中で一定の規定に基づいて退職金として受け取る額でございますので、その分を資産として積むというのはちょっとおかしいのかなという、説明になっているかどうかあれなんですけれども、要するに、退職した時に事務組合のほうから退職金として受け取るわけで、その時に病院のほうから資金が、変な話ですけれども、積んだ中から出て病院が支払うという形ではございませんので、資産計上という形にはならないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 会計上のことは今お答えしたとおりなんですけど、109億円と69億円の数字のこともおっしゃっていらっしゃいましたので、補足させていただきたいと思います。

109億円の数字というのは、実は24年度末に、あくまで総合事務組合に加入するのは病院と市長部局を含めた市が一本で加入します。ですので、市の一本の中で病院部分と市長部局分を分けた時にどうなるかという議論なんです。実は、病院部分は掛け過ぎているんですが、市長部局部分は、逆にいうと実は同じ旭市の中でももらい過ぎている形になりますので、実は69億円というのは市全体として過払い分が69億円であって、109億円というのは24年度末の病院として払い過ぎている分が109億円なんです。

ですので、市として払い過ぎている分は109億円ではございません。あくまで病院部分と市長部局分を含めた額での累計になりますので、ご了解をいただきたいと思います。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 病院と市、そして組合という3つのあれがあるわけなんですけど、とりあえず病院とすれば109億円行き過ぎているという話ですよ。一応資産ですよ。だから、その辺はこの予算書でどこを見れば分かるんですか。その辺出ていますか。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 事務組合のほうに幾ら積んでいるかというのは、この予算書の中では分かりません。要するに、事務組合のほうに照会をかけてという形、市のほうを通じて組合のほうでも照会をかけたという形で、ご質問あったときにはその時その時の数字をつかむようにしてございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どちらにしろありがたい話なんで、穴をあけているわけではないんで、100億円というのはすごい大金なんで、議会でも申し上げましたけれども、これを市当局と、あるいは組合も交えてお話ししてこれから精算していくんでしょけれども。ただ、私心配しているのは、今独法化の話がありますけれども、このときにはこの資産関係はきちっとしておかなければいけないんじゃないのかなと、それを心配しているんですが、どうですか。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 当然、独法化したときにその事務組合がどうなるかという、病院としてどのようにするのか、あるいは市としてどのような形になるのかというところで、相当違ってくるんだろうなというふうには思っています。仮にそこから脱退したという前提なのか、あるいはそうじゃないのかというところもあれですし、その辺はちょっと今何とも申し上げられませんが、脱会したとすると全額は戻ってこないような話は前々から議論されているところですので、その辺はしかるべきという形、そのときに対応を考えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 景山委員の質問の関連になりますが、あまりやりたくなかったんですがね、2億円の借り入れ、これ普通では運転資金でこのくらいの金は処理できるわけですよ。それはなぜかという、言わなくても分かると思うんですよ、部長、会計課長もね。減価償却、29億六千何ぼやっているわけですよ。その金がキャッシュフローになるわけですよ。だから、2億円やそこらのはした金は借り入れをいちいち起こさなくても、運転資金の中で十分やれるわけですよ。

私、監査の時に散々言ってましたが、減価償却を30億円近くやって、普通の我々三ちゃん企業の場合には減価償却、うちあたりでも当時1億円ぐらいやっていたがね、今は五、六千万円ぐらいですがね。半分くらいは預金積んでありますよ、剰余金でね。中央病院は一銭も積んでなかったんですよ。私、監査をやった時に、散々4年間質疑してきたわけですよ。だから、その30億円の減価償却をやった20億円だけでもキャッシュフローで剰余金で積んでおけば、10年たてば200億円ですから、今のビルはただで建つ、無借金で建つわけです。

それから考えると、やはりどうしても2億円のこの材料費ね、ここに案件で出ていますが

ね、このくらいはキャッシュで買えないとおかしいなと私は思っている、運転資金の中でね。それで、こういうことがキャッシュで買えないのに、どうして業務手当を、公営企業は全適なんです、これね。だから、要するに経営状況により、その都度事業管理者が別に定めるといふ条例、これをフル活用しているわけですね、はっきり言って。

しかしながら、今、国家公務員、それから地方公務員は給料の減額と言われているわけですよ。そうでしょう。その中で、どうして特殊勤務手当を出さなきゃならないのかということがあるわけです。これ見ても分かるように、5億千百何十万円出ているでしょう、24年度。特殊勤務手当というのは危険手当、不快な、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするというふうに書いてあるわけですね、そうでしょう。

だから、私は、医師は仕方ないなと思います。夜も寝ないでやるわけですから、手術なんかといたら。だけど、一般行政職は夜寝ないでやるわけじゃないんですから、危険手当もさほどないわけですから、こんなに出す必要ないじゃないかなと私は思っています。これだけ出すなら、5億一千幾らでしょう、これ、24年度に出ているのが。これだけの金を出すなら、5億1,135万円も出ているわけですよ。それなら、2億円のキャッシュで、起債を起こさなくても買えるんじゃないかな。そういった、これから独立行政法人化に持っていくということであれば、やはりしっかりと会計課長、事務部長は肝に銘じて、事業管理者も言うに及ばず頭の中に入れて経営をしていかなければ大変なことになりますよということを、私は老婆心ながら一言質問したわけでございます。その点に対して、明解なご答弁をいただければね。

また、部長も本庁のほうで部長で行くそうでございますが、何で行くか分かりませんが、最低でも次長クラスで行くでしょうから、飛ぶ鳥跡を濁さずということもございまして、部長のご所見をお伺いしたいなと、こういうふうに思います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今、林委員のほうから非常に適切で適確ないろいろなお話をいただきまして、ありがとうございます。

まず、やはり減価償却がかなり上回っているということは確かに事実でありまして、相当額、ここ数年30億円近い減価償却を行っておりますので、最終的な損益上はかなり厳しいんですが、手元にしてはかなり流動性が増しているというのは一方では事実でありまして、その辺は今後しっかりと見据えた上で対応していきたいと思っております。

また、2つ目の業務手当につきましては、なかなか私としては事業管理者が定めるという規定になっておりまして、事業管理者の判断の基になっておりますので、きょうこういうご指摘をいただいたことは、事業管理者のほうにしっかりとお伝えをしていきたいと思っております。ご理解のほどいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ではありますが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時15分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 議案第9号につきましては、本会議で説明した以外、補足説明はございません。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決について、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたします。

補正予算書の13ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、説明欄1の小学校大規模改造事業は、豊畑小学校と萬歳小学校の屋内運動場の非構造部材の工事です。今年度実施いたしました各小・中学校の屋内運動場の天井、外壁等を中心とした非構造部材の点検結果から実施するもので、

国により平成25年度に前倒しの採択がありましたので、今回補正予算とさせていただくものです。内容は、設計・監理委託料と大規模改造工事費をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、補正予算書の14ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、説明欄1の飯岡中学校改築事業です。これは、労務費と資材価格の高騰及び消費税増税による事業費が増加したため補正を行うもので、平成25年度分の予算で計上した全体事業費の20%分について、設計・監理委託料と校舎等改築工事費をそれぞれ追加するものであります。

次に、戻りまして補正予算書の4ページをお開きください。

繰越明許費の補正ですが、追加の10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設改修事業につきましては、豊畑小学校受電設備改修工事の事業費でありまして、11月補正で予算化いたしました。設備納品に不測の日数がかかり、年度内施工完了が困難となったため、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

3項中学校費、事業名、飯岡中学校改築事業につきましては、建設用地の取得が遅れたことから、工事に向けての農地転用や建築確認等の法的手続きが遅れ、年度内着工が困難となったため、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

次に、変更の10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校大規模改造事業につきましては、補正前の嚶鳴小学校大規模改造工事に加えて、歳出でご説明いたしました豊畑小学校と萬歳小学校の屋内運動場の前倒しの工事でありまして、年度内に工事が完成するための工期確保が困難なため、事業費を翌年度に繰り越すものであります。

予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の補正、変更ですが、飯岡中学校改築事業の債務負担の期間及び限度額を平成25年度から平成26年度までの設定でしたが、事業の進捗の遅れにより平成27年度までの2か年に新年度予算において再設定いたしましたので、今回の補正で削除するものです。

予算書の6ページをお開きください。

地方債の補正ですが、借り入れ限度額の設定を変更いたしました。小学校大規模改造事業は、今回予算計上いたしました豊畑小学校と萬歳小学校の屋内運動場の補正に伴う増となったもので、下段は、飯岡中学校改築事業分の増であります。

予算書の9ページをお開きください。

歳入になります。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、説明欄の学校施設環境改善交付金5,880万4,000円は、豊畑小学校と萬歳小学校の屋内運動場に係る交付

金で、その下の469万4,000円は、飯岡中学校改築事業に係る交付金で、交付決定により増となったものであります。

以上で、庶務課所管の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算

の議決については、本会議で補足説明した以外に加えての補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 何か質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特に質疑がないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算

の議決について補足説明を申し上げます。

今回補正を行う理由は、前年度繰越金が1億円程度ございましたので、介護給付費準備基金に3,500万円の繰り入れを行わないことによるものと、平成24年度決算において保険給付費等が確定し、国・県・市からの交付金が精算により返還が生じたため補正をお願いするものであります。

補正の内容につきましては、本会議で説明したとおりですので、特に追加してのご説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書でございます。

収益的支出は、1款1項1目2節手当の1億8,000万円の増額につきましては、若年層の給与改定分や医師に対する日当直手当・救急手当・呼出手当の拡充による増額となります。また、4節賃金2億円の増額については、パート医師の人数が前年より月約15名増加により増額補正するものです。

2目1節薬品費1億円の増額については、化学療法における抗がん剤等高額薬品の使用増加、2節診療材料費1億3,000万円の増額については、冠動脈形成術やペースメーカー植込術等の高額手術件数の増加による増額により補正するものです。

4目1節減価償却費6,000万円、2項3目1節繰延勘定償却6,000万円の減額につきましては、予算計上時前年度の固定資産購入実績と購入見込予定額で予算算出しておりましたが、決算により購入額が決定したことにより減額補正するものです。

以上、議案第14号、病院事業所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（林 七巳） 質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
子育て支援課長。

○子育て支援課長(山口訓子) 議案第24号、旭市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長(林 七巳) 質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員(佐久間茂樹) どうもご苦労さまです。

ちょっと気になったのは、旧保育所、三川保育所と中央保育所ですね、がどういうふうになるのかなと思ったんですが、分かれば、先の話なのかもしれないですけども。

○委員長(林 七巳) 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て課長。

○子育て支援課長(山口訓子) 旧保育所2つにつきましては、一応新年度予算でも解体、撤去工事費を計上させていただいてありますが、新年度内に解体、撤去いたしまして、その後は三川のほうは市有地でございます。それから、飯岡中央保育所のほうは八幡神社に借りておりますので、その地主のほうとまた協議を進めていきたいと思っております。今のところ、まず解体、撤去は決まっておりますが、その後どうなるかははっきりしておりません。

以上でございます。

○委員長(林 七巳) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
子育て支援課長。

○子育て支援課長(山口訓子) 議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、やはり本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長(林 七巳) 質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 議案第26号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、やはり同じように本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 議案第27号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

本議案については、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございますが、条例の一部改正に伴い、関連する旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正いたしますので、ご説明いたします。

主な改正内容は、許可申請に必要な添付書類に、新たに小規模埋立て等区域に隣接する土地所有者の同意を証する書面及び小規模埋立て等区域から、周囲200メートル以内の居住者及び農業用施設、事業用施設の所有者の4分の3以上の承諾書を添付書類として加えます。

これらにつきましては、事業者近隣住民等に対する事業計画の周知徹底や合意形成など図る目的から添付を義務付けるものであります。

また、例外規定といたしまして、認可された山砂での埋立て事業については、省略できることといたします。

施行日は、平成26年7月1日でございます。

なお、条例及び規則の改正内容等は、4月号の広報あさひ、市ホームページ等で広く周知を図ってまいりたいと思います。

以上、議案第27号の補足説明を終わります。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第27号について、質疑がありましたらお願いいたします。  
佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 周囲200メートルですか、中心からじゃないですね、周囲200メートルですよ。それで、大変なのかなと思ったんですけども。今いろいろうちのところも話がありまして、埋め立てする前の土壌調査をなさいと、埋める土も土壌調査をなさいと、土壌試験をね。15万円か20万円くらいかかるんですけども、1回。

きのうもちょっと話があったんですけども、埋め立てを終わってからもう1回、要するに申請のときは大丈夫だけれども、許可が出てから工事が終わるまでの間に何かあるかわからないという話で、もう1回調べるとい話がか来たんですよ、実際の話なんですけれどもね。そういうことまではしなくてもいいんですね、これは、この件は。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 残土につきましては、当然搬入前に検査を行い、搬入を終わってからでも検査を行います。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（林 七巳） いいですか。

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 議案第31号、社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明してございますので、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、議案第33号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の71ページをご覧ください。

現在、初診時と再診時に選定療養費を負担いただいておりますが、国の政策に沿って、さらに病院の機能分化を推進するため、金額を改めるものです。

初診時に紹介状を持っていない場合に初診時選定療養費として負担いただく額を現在の税込み2,100円から税抜き2,700円に改めるとともに、症状が安定して他の医療機関を紹介したにもかかわらず当院を希望して再受診した場合に再診時選定療養費としてご負担いただく額を現在の税込み530円から税抜き1,000円に改めるものです。

以上で、議案第33号、病院事業所管の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 3点ほど質問します。

先に委員長、質問が3点ありますので1点ずつでよろしいでしょうか。

○委員長（林 七巳） どうぞ、ご自由にやってください。

○委員（景山岩三郎） では、質問させていただきます。

選定療養費の増額については、市民にとっては負担増となりますが、国が病院の機能分担化を進めていることからやむを得ない面だと思いますが、そこで質問いたします。

第1問、旭中央病院に初診として受診する患者さんのうち、紹介状を持たずにこの選定療養費を支払う患者さんの割合は、現在のところでは病院全体、そして旭市民はどの程度いるのかお伺いをいたします。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、直近の2月の数字でお答えいたします。

2月の病院全体の初診の患者数は5,575件でした。そのうち紹介状の持参がなく選定療養費の対象となった患者数は1,824件で、全体の32.7%、次に、市民の数字ですが、初診患者数が5,575件のうち2,209件、そのうち選定療養費の対象となった患者は804件、36.4%で、市民の方が紹介状を持ってこない比率がやや高いという状況になっております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 2点目を伺います。患者さんにとっては、4月以降、一度診療所等を受診し紹介状を持って旭中央病院にかかる場合と、最初から旭中央病院を受診しこの選定療養費を支払う場合、自己負担増の差はどの程度になるのかお伺いをいたします。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、まず診療所等を受診した後に当院を受診した場合の自己負担の金額ですが、まず診療所側での負担額です。初診料が282点、紹介状にかかわる診療情報提供料が250点、合計で532点になります。その3割分の自己負担額は1,596円になります。さらに、その後当院で初診料282点、3割分の自己負担額が846円となり、2つの医療機関での合計が2,442円となります。

次に、紹介なしで当院を直接受診した場合ですが、初診料が282点、自己負担額が3割分で846円、それに加えて紹介状がないための選定療養費2,916円をご負担いただきますので、合計で3,762円となり、紹介状を持参したほうが1,320円少ない負担となります。

以上です。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） もう1点お伺いいたします。患者さんにとっては、やはり紹介状を持っていくメリットが明確に分かれれば、多くの患者さんが持ってくるようになると思います。病院としても、紹介状を持参した患者さんに対して金銭面以外にメリットがあるかどうか、そして、これからどのような取り組みを進めていくのかどうかお伺いをいたします。

○委員長（林 七巳） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、取り組みでございますが、紹介状を持参した患者さんに対しては、紹介状を持たない患者さんよりも診療順を優先する取り組みを始めました。具体的には、内科外来で紹介状持参の方と持っていない方の受付を分離いたしまして、紹介状持参の方が優先的に診療に入れるような運用を2月より実施しております。さらに、内科以外でも皮膚科、小児科、眼科、婦人科、産科でも紹介状の持参者の優先診療を開始しており、今後は全科で同じような対応ができるような準備を進めております。

また、診療面でも、かかりつけ医での診療データの提供を紹介状に書いていただくことで、当院の診察で迅速な診断、治療等が行えるというメリットもございますので、ぜひそのような形でお願いしたいと考えております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 答弁いりません。要望で、すみません、お願いいたします。

だいぶそのような取り組みはいいですよ。ぜひ市民の皆さんによく周知していただきたいと思います。そこでもう一つ、薬をもらう時間もそういうのにぜひ検討してもらえれば大変うれしいと思うんですけれども、これは要望でございますので、ぜひこれからも検討、勉強してもらいたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） 1点だけお伺いしたいと思います。

73ページなんですけれども、下の段、一番下の妊娠出産ということに関して、私あまり詳しくない上でお伺いするわけなんですけれども、この備考欄ですね、備考欄のほうに特別なリスク管理を行った場合3万円、また特別な新生児処置を行った場合1万円の加算というふうになっていますけれども、ちょっと私の記憶だと、この備考のご説明のときにケースとして高齢出産の場合ですとかリスクが増えるというようなこともお話にあったかと思うんですけれども、市のほうで今回少子化対策の一環として不妊治療費の補助ということを片方でやっていますので、素人なんで分かりませんが、やっぱり不妊治療からという確率的に高齢でのということが増えてくるのかなというふうに推測するんですが、そうなった場合、ちょっと懸念するのは、片や少子化対策という面ではアクセルとブレーキになっちゃいけないかなという思いがするのと、もう一つは、両方の処置、例えばリスク管理及びまた特別な新生児処置があった場合には両方併せて4万円という加算になるのかなと、その2点、お伺いしたいと思います。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 現在のこの地域の産科の状況なんです、当院を含めて幾つかの開業医の産科がございます。ただ、こういうリスクを抱えた患者さんというのは最近多くなっています、そのほとんどが当院へ来るというような状況にありまして、リスクの高い方が当院に集まっているという状況があります。そこで、当然医師、看護師等が、同じ正常分娩なんですけれども、かかる時間とかいろんなところで手間がかかるということもありまして、3万円をいただきたいということです。

さらにもう1点、新生児のほうなんですけど、こちらもそういった患者さんの出産時に新生児に対して、今度は産科ではなく新生児科のドクターがそこに付きまして、処置が必要な場合に処置を行うということなんで、こちらのほうもご理解いただきたいと思います。

両方をということですけども、そちらのほうも、今もご説明いたしましたとおり産科のドクターと新生児科のドクター、それぞれ母親と子どもという形での処置になりますので、両方併せてというケースもございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） いいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 七巳） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 議案第34号、訴えの提起について、補足説明を申し上げます。  
本会議での補足説明と重複する部分もありますが、よろしくお願いいたします。

本案は、平成22年7月から平成24年7月までの期間、指定就労継続支援B型事業所あじさい工房を営む特定非営利活動法旭市人手をつなぐ育成会の当時の会長が、訓練等給付費を不正に受給していたにもかかわらず、いまだに返還に応じないため、損害賠償の訴えを提起すべく提案するものであります。

不正受給は、育成会の当時の会長が、利用者が実際に利用された日数よりも2,607日分増し請求していたことによるもので、不正受給額の合計は1,939万9,130円となりました。

市においては、不正受給額の回収に向けまして、当該法人である旭市手をつなぐ育成会には障害者自立支援法第8条に基づく請求を行うとともに、法人が所有する財産の差し押さえも視野に入れて交渉を始めましたが、差し押さえ等を行う前に、当該法人が所有する預金の全てを引き出し、その額は19万9,967円でしたが、返還金の内入れとして納付してきた次第です。これにより、差し押さえるべき法人名義の財産はほかに見当たらない状態となっております。しかし、当該法人には、引き続き催告書を発送し返還を求めているところであります。

一方、育成会の当時の会長においては、自らの非を認め、市に対して不正請求額分を返還

する旨の誓約書を提出しております。その後、請求、督促、催告を続けておりますが、全く履行されておられません。

当時の会長個人に対しましては、たとえ誓約書があっても、市が一方的に預金等の財産を差し押さえる等の強制執行はできません。強制執行をするためには、民法第709条を根拠に損害賠償の民事訴訟を起こし、判決をいただくことが必要となります。これを怠りますと、平成27年7月で本人へ請求できる権利が時効を迎えてしまいます。訴訟を行えば、本人への請求権は判決から10年先まで延長させることができます。

なお、事件発覚当時の特定非営利法人、略してNPO法人といいますが、旭市手をつなぐ育成会には、当時の会長以外に4人の理事がおりました。そこで、他の理事に対して法的に責任を追及できるかどうかについてご説明いたします。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに会社法、農業協同組合法におきましては、「当該役員等は、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」旨の条文がございます。しかし、ただいまのNPO法人の根幹をなす特定非営利活動促進法には、この条文がございます。特定非営利活動促進法第8条によりますと、一般財団法人及び一般社団法人に関する法律第78条の規定を準用することになりますが、ここには「理事等が職務の執行にあたって他人に損害を与えた場合、NPO法人が損害を賠償する責任を負う」ということは書かれておりますが、逆に、「NPO法人の行為についての損害を理事が賠償する責任を負う」とまでは規定されておられません。そうであるならば、民法による適用は可能かということになりますが、民法第709条による損害賠償請求につきましては、「故意又は過失によって」とあり、当時の会長につきましては、まさにこの条文による訴訟を起こすわけでございますが、他の理事については、当時の会長が行った不正請求を見抜けなかったことが、理事に故意または過失があったとまでは言えないということで、市が他の理事の不法行為を証拠等をもって立証しなければ、損害賠償請求の訴訟を提起すること自体ができませんので、ご理解をいただきたいと思います。

そこで、当時の会長に訴えの提起を起こすものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第34号について、質疑がありましたらお願ひいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 皆さん、ご苦労さまでございます。

この件につきましては、平成25年第2回定例会などで議論があったと承知しております。その議論を踏まえた最善の提案であろうと思いますが、市民を訴えるということはまさに断腸の思いであります。しかし、市民の財産が不正に奪われたわけですから、これを取り戻さなければなりません。罪を憎んで人を憎まずという考えで訴えを起こすのだと思います。この点は、執行部も委員長、議長はじめ、私ども、先輩委員、同僚委員も全く同じだと思います。

そこでお尋ねします。この裁判の見通しについて、まずお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 見通しといたしますと、とりあえず本人もこの案件については非を認めているというようなことがございますので、この訴えを起こしたことによって市が、極論を言えば負けるというようなことはないのかなと考えております。

ただし、その行く末ですね。例えば差し押さえをすとかそういうことになりましたときに、その金額はどうだとかいうことについては不透明なところでございます。そういったことでよろしいでしょうか。

○委員長（林 七巳） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） お返事のとおり、多分勝訴判決は得られると思いますが、その先の見通しまで考えないと、単に費用をかけて何も取り戻せなかったということで終わってはかえって持ち出しになってしまいますので、その辺についてもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 本人の財産がどうというのは、ちょっと不透明なところがございますけれども、不正しました金額というのは1,900万円に及ぶわけで、その全てが消失しているかどうかというのは考えにくいということがございまして、当初、前会長ですか、元会長が全額返還をするというようなことも言っておりましたし、内部の方に漏らしたことによりますと、1,200万円ぐらいいは用意ができたというようなことも言っていたということもございますので、そのあたりである程度の返還が見込めるのではないかと考えております。

○委員長（林 七巳） ほかにありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） それではお尋ねしますが、ここにありますのは22年7月から24年7月ま

での間ですね、とありますが、この間、この手をつなぐ育成会では全然監査をしていなかったのか。当然、私は監査していると思うんですね。監査して、役員がこれは、例えばめくら判であっても何でも判は押していると思うんですよ。判を押したということは、これは知らないということは通らないと思いますね。

それから、この手をつなぐ育成会からの19万九千何ぼですか。これは小澤さん個人からですか、それとも手をつなぐ育成会からなんですか。

それから、先ほど個人云々ということがありましたが、この手をつなぐ育成会への入金はい小澤さん個人の口座であったんですか。それとも、手をつなぐ会の代表への入金であったのか。あまり何点も質問しますと答弁に困っちゃうんで、少しずつ質問します。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） まず1点目の、内部での監査は行われていたかということでございます。判を押したかどうかという、法人ですので、法人の内部でどの程度まで行われたかということまでちょっとあれですけれども、こちらで把握は難しいんですけれども、説明によりますと、1年目、22年7月から事業を始めまして、翌年の23年の春には総会での説明があったと聞いております。そしてまた2年目、1年目は半年強の事業でしたので、その説明を受けて総会でもご苦労さまでしたというようなことで、大変な事業を始めてというようなことで終わったと聞いております。2年目になりまして、24年の春には2回目の総会がございまして、そのときに収支等について少し疑問があるということで、今回の事件が発覚していった流れがあります。

それと、2点目の19万円の返済金については、どこからかということですが、これは手をつなぐ育成会からの返還でございます。

3点目なんですが……

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） すみません。こちらからの振り込みの名義ですね、それは会の口座に振り込んでおります。そこから会長が引き落としているということでございます。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） そうしますとね、総会をやっているということは、当然監査を受けた中で総会でオーケーが出たわけですね、承認されたわけです。ということは、幾ら私は知らないといっても、これはみんなが承認しているわけですから、当然連帯責任になるということ

ですね。

それから、会からこの金を市のほうへ残金が振り込まれたということですが、これはやはり個人じゃなく会ですから、会の当然責任ですね。結局、市からじゃないですけども、これはね、連合会のほうから振り込みされたんでしょうけれども、しかしこれはあくまでも個人じゃないんですよ。その辺、まずどう思うのかお尋ねします。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまの1点目ですね、総会等が行われているので連帯の責任があるのではないかとということでございましたが、NPOの性格上、理事の責任といいますのはほかの会社法などに比べまして弱くなっているということもございます。そんな関係で、道義的な責任はあろうかと思えますけれども、市が、先ほど言いましたように法律をもって責任を問うというまでは至らないというふうに考えております。

○委員長（林 七巳） 終わりか。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま法人のほうの責任でございます。法人には当然責任がございまして、併せて催告等は、まだ残金がたくさんありますので、法人に対して催告を行っております。法人の責任は当然あると思えます。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） そうしますとね、監査を受けた中で総会を開いているわけですね。そうしますと、全ての人がこれは承認したということの中で、今度は個人の責任じゃなく全ての役員の責任だと思うんですよ。

それから、会から市のほうへ残金を振り込んであるということは、会も承認したから振り込んであるわけですね。それから、結局連合会のほうから、市から直接じゃなくて連合会から振り込んであるんですが、小澤さん個人に振り込んだわけじゃないわけですよ。そうしますと、全てこれは会がやっているということですね。それをなぜ、小澤さんが使ったからって小澤さんに請求するのか。それはあくまでも小澤さんと会の関係である、会と市の関係でだと思います。それは明確に答弁していただきたいと思えます。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 今、法人ですね、会のほうを通して市から振り込んでいるということで、当然法人にはその責任がございまして。それで、法人にも行っております。どうし

て本人に行っているかという、不法行為によりまして詐取しているということで、その不法行為に対しまして市としては裁判を起こしていきたいと考えております。

(発言する人あり)

○社会福祉課長(加瀬恭史) あと、先ほど言いましたように、総会で承認をしておりますが、その中に不法行為までは見抜けなかった。その見抜けなかった行為によって理事がそこまで責任を負うかということについては、そこまでは追及できないといいますか、負いきれないということで、今回は不正を行った本人に対して訴えを起こしていくものであります。

○委員長(林 七巳) 林委員。

○委員(林 正一郎) 課長、あまりやりたくないけれどね、この理事や監事と役員とNPO法人の関係は、責任が問われる場合ということがあるわけですよ、この中でね。役員は、いわゆる善管注意義務というのがあるわけですよ、理事、監事は。だから、善良な管理者としての注意義務を負うとされることになっているわけ。それが要するに民法の644条ですよということになっていくわけですよ。

それともう1点、私が第一義的に言いたいことはね、昔から「百両のかたに編み笠一蓋」という言葉がありますよね。だから、実際にこの小澤さんの資産をある程度、約2,000万円ですね、これをこのくらいの資産があるのかなと、また預金とかそういったものもあるのかなということ把握して提訴しているのかなということも併せて聞きたいなと、こう思っているわけですよ。まごまごしていると弁護士代のほうが高くなっちゃって一銭も取れなかったと、そういった事態になった場合には、盗人に追い銭ということになっていっちゃいますね。それじゃ大変なことになるから、やはり私はその点も注意していかなきゃいけないなと、こう思っているのよ。

だから、順序、法ということ、私も法の専門家じゃないから、役所のほうは弁護士さんと相談してやっているだろうと思いますが、私これを追って行ってあんたとやり合ってもしょうがないから私はやめますがね、ただ、小澤さんの財産をある程度把握している、あじさい工房とNPO法人の資産をある程度把握しているのか。2,000万円請求したって一銭もなかったと、弁護士料だって大金かかりますよ、そうでしょう。

だから、そこらを把握しているのかどうか、ちょっとお聞かせ願います。

○委員長(林 七巳) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(加瀬恭史) 先ほどの民法644条の善良な管理者の注意をもってすることですけども、理事は、法人に対しまして定款に定める範囲において管理注意義務を負

うんですけれども、本件の場合、水増しを見抜けなかったことが善良なる管理者の義務に反したとまでは言えないのかなという判断であります。

それと、いま一つの、相手方の財産を把握しているかということでございますけれども、財産は本人がこちらに開示をしておりますので把握はしておりません。そういう状況でございます。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） すると、何もないのを相手にして裁判かけたって、これ、あんた、困りますよ、本当のこと言って。「空馬荷を帰さない」ということがあるでしょうよ。昔から「百両のかたに編み笠一蓋」ということもあるでしょうよね。だから、ある程度それは役所ですから、固定資産税等調べれば、税務課でね、佐藤課長に聞けば分かるでしょうよ。それを何にも把握してないで、形式的に裁判かければいい、提訴すればいいわでは、私はどうかと思います、課長。それ以上私は申しませんが。

それで、一般法人と違うと、非営利法人だとNPOはということでございますが、やはりそこで副理事長とか役員になっているでしょうよ、2人も、優秀な財産のある方がさ、お金、旭市でも一、二を争う財産家がやっているでしょうよ。だから、その人には請求できないのかなと、私は彼らにちょっと言ったんですよ。あんた方責任はありますよということをやったんですがね。その点はどう考えているのか、ちょっと簡単でいいですからお聞かせください。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 財産の確認でございますけれども、不正額が1,900万円に及ぶということで、その差額などを類推するとまだ相当どこかに持っているのではないかとこの憶測だけで、実際に財産を開示していない、その方法がございませんので、ちょっと把握ができなかったというのが現実です。

それと、他の理事ですね、副理事長というか、その理事の責任でございますけれども、NPO法人の特定非営利活動促進法の8条においては、NPO法人の代表者の行為において損害賠償責任は、一般財団法人、一般社団法人に関する法律の第78条の規定に準用してというのが先ほどありましたけれども、それで、理事等が職務の執行に当たって他人に損害を与えた場合は、NPO法人が損害を賠償する責任を負うと、NPO法人の行為について損害を理事が賠償する責任を負うことはここでは規定されていないということが一つございます。それ

と、会社法、農業協同組合法の法律には、役員がその職務に当たっての責任を負うということがありますがけれども、このNPO法人の法律にはその規定がないということで、その辺がちょっと難しいのかなというふうに考えております。

NPO法人の理事については、法人が行った行為について道義的に責任は有すると考えられますけれども、明文化された規定がないために、法的根拠を持って責任を追及できるものではないのかなというふうに考えております。その理事が共謀していたとか、そういった事実を証明できれば別ですけども、そういうことがない場合には非常に難しいのかなということで、先ほどの民法644条ですか、そこの注意義務を怠ったということで追及していくにも非常に無理があるのかなというふうに考えているところであります。

○委員長（林 七巳） 議長。

○議長（高橋利彦） お尋ねします。まず、この裁判費用はどのぐらいかかるのか。それから、課長が今いろいろ理由を述べておりましたが、これは課長が幾らいろんな条文を読んで何だかんだ言っただけで、また弁護士と相談したからって、これは弁護士が決めることじゃないんですよね、最終的には。最終的な答えは裁判所なんですよ。あなた方が幾ら言ってもね。

ですから、裁判費用がどのぐらいかかるのか、まず裁判に訴えるべき。それで、そんな中でやはりあくまでも取るという大前提のもとに裁判をする。それには個人じゃなく全ての方を対象にしてやる、これが大前提だと思うんですね。

それと、課長は小澤さんが云々言いましたけれども、課長の考えは、小澤さんが市の金を横領したのか、それとも小澤さんがNPO法人の金を横領したのか。その辺、明解に答えていただきたいと思います。

○委員長（林 七巳） 議案の審査は途中ではありますが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時30分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、裁判費用の関係でございますけれども、顧問弁護士に相談した中では、本人が認めているとかそういうような状況の中で、1回で結審するのではないかというような状況も踏まえまして、着手金と成功報酬併せまして20万円ということで一応予定しております。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 2番目に、全ての理事から回収ができるのではないかとということでございましたけれども、先ほども言いましたように、他の理事を訴えることがなかなか難しいと、その理事の不法行為あるいは故意または過失というものを立証できなければ、他の理事を訴えることはできないということで、法人を訴えることはできるんですけれども、他の理事までの追及は市からは難しいというのがございます。法人につきましては、財産がないということが開示されておりますので、今回は行わないということでございます。

それと、元会長が会から取ったんじゃないかというお金ですけれども、会からは横領という形で行っております。市からは、市へ不正な水増しの請求をしましたので、詐欺行為ということで、市からは詐欺行為によって詐取したということでございます。ですから、当然会からは横領、市からは詐欺行為によって取ったと。1回目は、一時的には会の金に入っておりますけれども、そのときは代表する会長でございましたので、そこから引き出して、そのお金がどこへ行っているか分かりませんが、引き出しているということで、不正行為を働いた本人を訴えるということで今回の提案でございます。

○委員長（林 七巳） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 今、裁判費用全て込み込みで20万円という話なんですけど、一般的には2,000万円といたら着手金、それから成功報酬で約100万円かかるはずなんです。その中で、これでは最初からただパフォーマンス、市は言い逃れのための裁判なんです。

それから、個人云々という話なんですけど、なぜ、手をつなぐ会の組織、それからその理事らに対して全てに網をかけた裁判をやらないのか。市から詐欺という話ですね。詐欺したのは小澤さんじゃないでしょう。手をつなぐ会でしょう。手をつなぐ会の預金から小澤さんが横領したということなんですよね。そうでしょう。ちょっとね、あなたは認識違いしていると思うんです。

それから、会とか個人に請求してあるという話ですが、これはちゃんと法的な請求をしてあるのか。ただ請求書を渡したのか、それとも郵便局から内容証明で出してあるのか、その辺お尋ねします。

○委員長（林 七巳） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 先ほど、詐欺をしたのは本人ではないのではないかということですが、本人が事務を掌握しておりまして、それで請求そのものも本人がしたというのを認めておりまして、その行為によって市から詐取したということですので、本人の不法行為、市としては本人が不法行為を行ったというふうに認識しております。詐欺行為そのものは法人ではなくて個人ですね、詐欺行為というのは人が該当するものなので、刑法にはそういうふうにかかれているということで、本人だと考えております。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 認識では、犯罪を犯したのは個人である、人であるということで、前会長が自分が責任を負うということも提出しておりますので、そのあたりで本人に請求するものです。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） そうしますと、詐欺行為で刑事告訴もしたんですか。今あなたのお話を聞くとそういうことになりますので、ちょっとご答弁願います。

○委員長（林 七巳） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 個人本人、前会長に対しましては刑事告訴しております。

（発言する人あり）

○委員長（林 七巳） 委員長権限でなしにする。

特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 議案第35号、指定管理者の指定については、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは質問しますが、指定管理者ということで指定管理料1,080万円で指定管理をお願いしたということですが、海上のキャンプ場は大変広い場所と、それからいろんな施設がありますけれども、そういった施設の維持管理費と使用した場合の使用料とか、そういうのはどのような扱いになるのか、その辺についてお伺い

します。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、島田委員のご質問にお答えいたします。

1,080万円、1年間の維持管理運営費、全て含んでおります。中にはバンガロー、体育館の維持管理、補修全て含んだ金額でございます。

それで、指定管理料なんですけれども、1,080万円の根拠といいますと、一応3年間の運営経費、これの平均に年間の使用料、これはバンガロー、体育館含めまして一番多い年で約160万円ほど収入がございました。その1年間の経費とその160万円を引きまして指定管理料にしてございます。それから、海上キャンプ場の職員が1人そこに配置されますので、その海上キャンプ場に1人の人件費相当分を150万円と計算しまして、年間の運営費が約1,100万円ほどかかっておりますので、収入の160万円をそこから引きまして940万円になります。人件費約150万円を加えまして約1,090万円、それで指定管理料として1,080万円という形で上限を定めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） このキャンプ場につきましては、非常にいい環境の中であるわけでありましてけれども、最近、利用者がそんなに多くないのかなというような実感を持っているわけなんですけれども、これにつきまして、指定管理される団体のほうから、何らかの利用者をふやすための提案とかそういうのがあったのかどうか、その辺についてお伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 今回、指定管理を公募した際に、いろいろ事業計画書を提出していただきまして、その申し込みの事業者のほうから自主事業、自分たちでやる自主事業をいろいろですね、キャンプ場の利用率を上げるための自主事業というのを提案いただいておりますので、それでももう少し利用が図れるかと思っております。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 簡単に1点だけお聞きしたいのですが、これは無論入札でしょう。何人応募があったか、それをお聞かせ願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 今のご質問ですけれども、一応10月7日に現地説明会をやった際は、4事業者に来ていただきまして説明をしております。実際に申請があったのは2事業者でございます。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私ね、何で今そういう質問をしたかと申しますとね、地元でないのかなということ。やはり市長の公約にもありますように、地産地商ということを行っているわけですね。旭市の市長の地産地商は「消」ではなく「商」のほうですね。だから、私は地元の人でこういった応募者はなかったのかと、それをちょっとご答弁願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 指定管理は公募が原則でして、市はもとよりですけれども、千葉県内、それから東京、近隣の市まで公募対象といたしまして、地元からは残念ながら応募する事業者がなかった、そういうわけでございます。

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時50分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案の採決

○委員長（林 七巳） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案11号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成25年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、訴えの提起について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（林 七巳） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

所管事項の報告

○委員長（林 七巳） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課より今年度予定いたしました工事の進捗状況について申し上げます。

工事につきましては、今年度の補正予算でもいろいろ繰越手続き等をさせていただきますと、ありがとうございます。今年実施した事業につきましても、昨年度からの繰越事業、また今年度予算で実施する予定の事業等ありますので、それらについて進捗状況を申し上げます。

まず、昨年度からの繰越事業であります。

富浦小学校と三川小学校屋内運動場の防災機能強化工事につきましては、老朽化による改修と天井材の落下防止を目的に工事を実施し、完了いたしました。飯岡小学校東校舎につきましては、非常用として外階段を設置し、二方向避難を可能とする工事を完了いたしました。琴田小学校は、管理教室棟大規模改造工事、古城小学校については、屋外環境整備工事としてのグラウンド整備であり、これらは全て事業は完了しております。以上が繰越事業です。

また、今年度事業の滝郷小学校の屋外環境整備工事のグラウンド整備につきましても終了いたしました。なお、今年度事業であります嚶鳴小学校大規模改造工事につきましては、11月補正にて繰越予算のご承認をいただきました。現在は入札等の事務を進めているところでございます。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（林 七巳） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 高齢者福祉課からは2点ご報告させていただきます。

最初に、東日本大震災の被災者に対する介護保険サービス利用料の減免期間の終了についてご報告申し上げます。

震災により住宅が半壊以上の被害を受けた介護サービス利用者の減免につきましては、震災発生日より実施していましたが、本年3月31日をもって減免期間を終了とすることといたしました。

次に、旭市第6期介護保険事業計画策定調査について、進捗状況をご報告申し上げます。

平成27年度から29年度までの3か年の高齢者福祉及び介護保険事業全般についての計画を策定するため、アンケート調査を実施いたしました。期間は、1月21日から2月3日までの期間で、対象者は、抽出により一般高齢者2,000人、要介護認定者1,500人の方に発送しました。また、介護支援専門員には57人に実施いたしました。回収につきましては、3種類合わせまして1,924通で、回収率は54.4%です。現在、調査の集積・分析、報告書の作成を進めているところでございます。

26年度におきましては、第6期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定業務を実施いたします。本年度実施のアンケート調査結果を踏まえ、将来人口の推計や介護保険の状況把握・分析を実施し、課題の整理及び取り組み方法等の検討を行い、策定委員会で検討していただきまして、事業量や保険料の算定を実施していく予定でございます。

報告は以上でございます。

○委員長（林 七巳） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、子育て支援課から飯岡地域統合保育所について報告をさせていただきます。

統合保育所の建設工事につきましては、おかげさまをもちまして来週の3月17日完成に向け順調に進められております。

参考までに、この新しいいいおか保育所への入所児童数について申し上げます。飯岡中央保育所と三川保育所からの継続児童84名、それから新規入所児童33名を合わせまして117名の児童が入所する予定でございます。

なお、4月2日に開所式を予定しておりますので、議員の皆様方にはお忙しい中とは存じますがご出席をしていただきたく、この場をおかりしましてどうぞよろしく願いいたします。

子育て支援課からは以上でございます。

○委員長（林 七巳） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 陳情の審査

○委員長(林 七巳) 次に、陳情の審査を行います。

保険年金課以外は、退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時 2分

再開 午後 4時 4分

○委員長(林 七巳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、年金2.5%削減の中止を求める意見書提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第2号について審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長(加瀬喜久) それでは、保険年金課より年金2.5%削減の経緯についてご説明いたします。

年金受給者の年金額には、物価の変動に応じて改定される物価スライドの仕組みが導入されております。前年度の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月から自動的に年金額が改定されます。しかし、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず年金額を特例的に据え置いた影響で、現在は法律が本来想定しています水準、本来水準よりも高い水準、特例水準の年金が支給されております。

平成25年9月の時点で特例水準は本来水準を2.5%上回っていました。このまま特例水準による年金給付を続けると、将来の年金受給者となる現役時代の年金水準の確保が難しくなりかねません。そこで、平成24年の年金制度改正により、年金財政の改善を図るとともに、

世代間の公平を図る観点から段階的に特例水準の解消を図られることが決定されました。

なお、特例水準2.5%の解消は、平成25年度から平成27年度までの3年間で段階的に実施されることになっており、平成25年10月に1.0%、平成26年4月に1.0%、平成27年4月に0.5%削減される予定でした。ただし、実際の支給額には物価・賃金の変動が反映されるため、物価・賃金が上昇すれば引き上げ幅は縮小し、下落すれば引き上げ幅は拡大するということで、実際は平成26年4月からは1.0%ではなく0.7%の減額になります。

担当課からは以上です。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ここに書いてある特例水準の解消が毎年0.9%以上もというの、これは、そうすると違うんですね。陳情文の真ん中辺に書いてあるの。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） これは過去の平成12年から14年にかけての物価が下落したときに年金を下げなかったということで、それが2.5%、それが本来の水準より2.5%高いということで、それをこの25年度から27年度にかけて下げていこうということです。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の説明で、平成26年は実際には0.7%だということでしょう。そうすると、ここに書いてある0.9%というのはまずいんじゃないのかなと思うんですけども、いいのかしら。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 25年から27年にかけて、まず25年10月に1.0%下げまして、26年4月に1.0%、来年の4月に0.5%と、この1%、1%、0.5%で2.5%下げようというようなことです。でも、実際には最近物価が上がっていますんで、この4月からは0.7%ということに決まっています。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦  
労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時 9分

再開 午後 4時 10分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第2号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） 国のほうで法律が決まっているやつをやはりそれは尊重しなかつたら  
しょうがないと思うんです。そういう考えです。

○委員長（林 七巳） 伊藤房代委員。

では、島田和雄委員、お先にお願いいたします。

○委員（島田和雄） 私もそういったような考えをしております。年金のほうもだいぶもらう  
方がこれからどんどん多くなるといった中で、財源のほうの確保という面からいたしまして  
も、こういった国の今現在のやり方で進めるしかないのかなというふうに考えております。

○委員長（林 七巳） ほかにございませんか。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 私も同じ意見でございまして、先ほどの説明の中にも、現在年金を納  
めている若い働く世代の方々の将来の蓄えということも必要ですので、これは国の方針を尊  
重したいと思います。

○委員長（林 七巳） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、陳情第2号の審査は終わります。

## 陳情の採決

○委員長（林 七巳） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第2号、年金2.5%削減の中止を求める意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（発言する人あり）

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 賛成者なし。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長（林 七巳） 以上で審査は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時15分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 七 巳

総務常任委員会

平成26年3月17日（月曜日）

# 総務常任委員会

平成26年3月17日（月曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 9 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第15号 旭市監査委員条例の制定について
- 議案第18号 旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第19号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

### 《付託陳情》

- 陳情第 1 号 海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情

## 出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 員 宮 内 保  
議 員 高 橋 秀 典

議 員 米 本 弥 一 郎

説明のため出席した者（25名）

副 市 長 加 瀬 寿 一  
行 政 改 革 推 進 課 主 幹 伊 藤 憲 治  
企 画 政 策 課 長 伊 藤 浩  
税 務 課 長 佐 藤 一 則  
会 計 管 理 者 宮 應 孝 行  
監 査 委 員 局 長 田 杭 平 三  
生 涯 学 習 課 長 佐 久 間 隆  
そ の 他 の 担 当 職 員 11 名

秘 書 広 報 課 長 堀 江 通 洋  
総 務 課 長 米 本 壽 一  
財 政 課 長 加 瀬 正 彦  
市 民 生 活 課 長 馬 淵 一 弘  
消 防 長 佐 藤 清 和  
体 育 振 興 課 長 石 嶋 幸 衛  
保 険 年 金 課 長 加 瀬 喜 久

事務局職員出席者

事 務 局 長 伊 藤 恒 男  
主 査 榎 澤 茂

事 務 局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

天候も、だいぶ春らしくなってきました。委員の皆さんも、公私とも、ますます多忙になってくると思いますが、健康には十分配慮をされまして、旭市発展のために、慎重審議のほどをよろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

初めに、私よりお願い申し上げます。

本日は、改選後、初の総務常任委員会となります。この後、議案審査等における質疑については、当委員会に付託された議案等と所管事項の報告に係るものに限られますので、委員各位におかれましても、よろしく願いいたします。

なお、宮内保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴議員入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等を説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第15号、旭市監査委員条例、議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の新規制定条例が2議案、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例、議案第20号、旭市税条例、議案第21号、旭市国民健康保険税条例、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例、議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例、議案第30号、旭市火災予防条例の一部改正条例が7議案、合計11議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

本日はご苦勞さまでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての11議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** それでは、財政課から全般的な話ということで、去る全員協議会におきまして、予算の概要は既にご説明申し上げたとおりでございました。また、本会議の中でも補足説明を申し上げまして、質疑をいただいたところでございます。

あと、何点かということで、所管課より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。各所管課より順次説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○**委員長（向後悦世）** 総務課長。

○**総務課長（米本壽一）** 議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決について、総務課所管の人件費について補足説明を申し上げたいと思います。

予算書の290ページをお願いいたします。予算書の290ページです。

給与費明細書の一般職分です。

まず、上段の（1）総括の本年度職員数は678人、平成26年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、平成26年度の配置予定者数を計上したものでございます。前年度となります平成25年度と比較しまして、13人の減となっております。

給与費のうち給料は、予算額が25億1,750万円で、前年度比較で5,816万1,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるもので、給与改定に伴う減額分と定期昇給による増加分及び退職等の、いわゆる新陳代謝によるものであります。

職員手当等につきましては、下段に内訳を載せております。まず、扶養手当です。手当の内容は配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度比較214万8,000円の減ですけれども、対象人員が減少したことによるものでございます。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて計算しまして、支給限度額は2万7,000円で、前年度比較179万4,000円の増額、これは支給人数の増によるものであります。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は、片道2キロ以上の者について距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃相当額を支給するわけです。前年度比較122万4,000円の減額は、支給人数の減によるものです。

次に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職特勤手当及び下段の休日勤務手当につきましては、前年度と同額とさせていただきます。手当の内容ですけれども、特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当でありまして、金額は1回200円から500円です。時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、午後10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給するものでございます。

宿日直手当につきましては、休日に日直業務をした者に支給するものでありまして、1回4,200円を支給するものでございます。

次の管理職特勤手当は、管理職の職員が緊急のため、休日に勤務した場合に、6,000円から1万円の範囲で支給するものであります。実際には、手当に代えて代休で処理することが、もうこれはほとんどであります。

次に、下段に移りまして、休日勤務手当は、休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものでございます。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて、月2万7,800円から4万4,300円を支給するものです。前年度比較580万2,000円の減額は、管理職人数の減によるものであります。

続いて、期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月も12月も0.675月、合計で年間支給率は3.95月分であります。前年度と比較しまして、期末手当は1,466万4,000円の減、勤勉手当は738万9,000円の減となっておりますけれども、これは主に職員数の減により、手当基礎額となる給料額の減によるものでございます。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、3歳未満の子どもについては月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもについては、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については1人1万円を支給するものでございます。

夜間勤務手当、前年度と同額ですけれども、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給するもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給するものです。対象は主に消防職員であります。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、この場をおかりしまして、職の見直しについてご説明をしたいと思います。この予算書の中にはありません。ありませんけれども、26年度、職の見直しについてご説明

申し上げます。

組織全体の機能を強化するため、班長と副課長の設置を、平成26年度から実施します。これまで、6級主幹職が担っていました班統括の職務について、今回は5級副主幹職をもって充てることといたしました。

班を統括する班長を、5級副主幹とすることに伴い、6級の主幹職は課全体の実務統括者、及び課の総合調整役と位置づけまして、原則、1つの課に1名とするものとなるわけであり、職名を副課長とすることにいたしました。

なお、経過措置を、平成27年度までとする予定であります。

見直しのメリットですけれども、5級副主幹が班長につくことによりまして、職責の明確化が図られます。マネジメント、管理監督能力の向上等にもつながると考えております。

副課長の設置については、班同士の調整や課長のサポート機能が高められ、また課内業務の縦割りの解消が進み、組織力の向上が期待できるものと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課所管の補足説明を申し上げます。予算書の64ページをお開きください。

2款1項8目、説明欄2の電算システム運用事業について、次の65ページをお願いいたします。13節委託料1億5,716万5,000円のうち、電算機保守委託料1億1,029万7,000円は、市役所の電算に係る保守委託料で、住民票、印鑑証明、住民税、固定資産税、保育料、健康管理等の住民情報システム8,590万7,000円、財務会計、文書管理、人事給与等の内部情報システムの保守委託料1,915万8,000円等です。

電算業務委託料4,686万8,000円は、マイナンバー法による住民情報系システムの改修3,099万6,000円、統合型地理情報システムにおいて、固定資産税の評価替えに伴う航空写真データの更新937万5,000円、国民健康保険システム等の改修に係る業務委託料です。

14節使用料及び賃借料1億7,310万9,000円のうち、事務機器賃借料1億7,207万2,000円は、先ほど説明しました住民情報系システムや内部情報系システム等に電算機器の賃借料等で、5年間の長期継続契約を行っています。

予算書の203ページをお開き願いたいと思います。

8款4項2目住宅建設支援費の説明欄1の被災者住宅再建支援事業6,400万円ですが、東日本大震災により被災した世帯のうち、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない世帯

に対して、県の制度による支援を交付しているものです。

予算の内訳ですが、液状化等により半壊、一部損壊を受けた住宅の基礎の修復や、住宅地盤復旧工事を行った場合の上限額100万円が44世帯、半壊を受けた住宅を修繕した場合の上限額25万円が60世帯、震災発生時に住居していなかった住宅を液状化等の住宅地盤被害により、全て解体した場合の上限額100万円が5世帯、合計で6,400万円を計上したものです。

以上で補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、市税について補足説明を申し上げます。予算書の11ページをご覧くださいと思います。

1款市税です。平成26年度の市税の合計額は70億5,785万9,000円で、前年度比1億8,285万7,000円、2.7%の増を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分が69億479万6,000円で、前年度比1億9,206万4,000円、2.9%の増、滞納繰越分が1億5,306万3,000円で、前年度比920万7,000円、5.7%の減を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明をいたします。13ページをお開きください。

1項1目個人市民税は28億3,185万3,000円で、前年度比5,889万4,000円、2.1%の増を見込んでおります。このうち1節の現年課税分の均等割については、納税義務者3万2,133人を見込み、税率3,500円を乗じ、調定見込額を1億1,246万5,000円といたしました。現年課税の徴収率については95.98%で、前年度比0.48ポイントの増を見込んだものでございます。

なお、均等割の税率については、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成26年度から平成35年度までの10年間、3,000円から3,500円に引き上げられたものでございます。同様に、県民税の均等割についても500円引き上げられますので、市県民税の均等割は4,000円から5,000円となるものでございます。

1項2目法人市民税は4億5,105万円で、前年度比5,848万9,000円、11.5%の減を見込んでおります。現年課税の徴収率については99.34%で、前年度比0.94ポイントの増を見込んだものでございます。

次に、下のほうになりますが、2項1目固定資産税は28億963万1,000円で、前年度比1億1,965万3,000円、4.4%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては96.23%で、前年度比1.23ポイントの増を見込んだものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は1億4,703万円で前年度比488万3,000円、3.2%の減を見込んでおります。現年課税の徴収率については95.05%で、前年度比1.05ポイントの増を見込んだものでございます。

4項1目市たばこ税は5億6,615万8,000円で、前年度比6,058万円、12.0%の増を見込んでおります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

7項1目都市計画税は2億4,053万6,000円で、前年度比597万7,000円、2.5%の増を見込んでおります。現年課税の徴収率につきましては、96.23%で、前年度比1.23ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まず、歳入だけについて何点かご質問します。

まず、13ページですね。

市税の関係でございますが、市税、今年の徴収率は個人で95.98%ですね、こういうことになっていますが、本当はここへ出すのは数字が上のほう格好いいんでしょうけれども、しかしながら、これは歳入欠陥を起こしては問題がございますので、現実的な数字を入れていると思うんですが、この徴収率、小数点以下2桁まで、かなり細かく出してあるわけですが、この徴収率は何をもとに出してあるのかお尋ねします。

次に、それから、14ページですか、軽自動車税。かなり滞納の部分がありますね。これは軽自動車は車検が必要ですので、当然、もっと徴収率が上がっていいと思うんですが、なぜこんなに徴収率が悪いのか。

それから、30ページですか。財産収入、15款ですね。財産収入で、土地の貸付料、過年度分が72万円ほどあるんですが、この内容について。

それから、35ページ、一番下、雑入ですね。ここに駐車場収入330万円ありますが、この内容についてお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 13ページの徴収率のもとでございましてけれども、市税につきまして

は、平成24年度の決算の徴収率で、全ての税目の徴収率を組んであります。それであれば、もう少し上乗せできるんじゃないかなということもありますが、実績が24年度の場合、23年と比べまして、若干上向きました。その実績ですので、その24年度の実績を26年度の徴収率そのまま使わせていただきました。

それから、14ページの軽自動車の関係なんですけれども、軽自動車につきましては、全体で約3万台ほどございます。その中で、確かに滞納繰越分につきましてはの額が、調定額が約2,500万円ほどあるのに、低いんじゃないかというようなことでありますけれども、軽自動車の場合に、いろんな種類が当然ございます。それと、何年も所有しているにもかかわらず、ほったらかしにしているとか、それから、市外へ行ってしまったとかということで、その車自体の所在がなかなか判明できない部分もございます。

そういった中で、車検等であれば、当然いらっしゃるんですけれども、もう車検も必要ないという方でそのままにしちゃうというような方が結構ございまして、内容につきましてはそういうことで徴収率もちょっと低いんですけれども、現状につきましては以上の内容でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 30ページの財産収入の過年度分ということでございました。これは、平成24年度末の収入の未済見込額がございまして、これに平均の徴収率、実際には240万円を見込んで、その3割の収入を掛けたものが72万円になっています。

この内容なんですけれども、実際には一般の方の普通財産の宅地等の貸付分があります。それになります。震災以降、若干滞納が出ているという状況もございました。

それと、35ページになります。駐車場の収入、330万円ということでございますが、これにつきましては、もう高橋委員重々ご承知の職員の駐車場、これにつきまして職員互助会から月1,000円、200台分が240万円、それから県のほうでも駐車場を借り入れる組織を作っておりまして、そこから3,000円掛ける25台分の12月分、90万円という、その金額をここに計上してございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、再質問しますが、まず軽自動車税ですが、これは所在が判明しないとか何とかということなんです、やはりこの辺はもっと、その辺指導したほうが、

ここの数字に格好のいい数字が出ると思うんじゃないかと思うんですよ。というのは、結局滞納金額が、きっちり廃車してもらえれば課税しなくていいわけですよ。そうすれば、この滞納金額が少なくなるんです。そういう中で、実際には車はもうないけれども、まだナンバーはあるという人たちについてどういうふうに指導しているのか。

それから、あと駐車場の問題で、駐車場の駐車料の収入の問題ですが、これはたしか県の職員に貸してある分も入っていると思うんですね。そういう中で、やはりこの前私が一般質問したときには、課長は、県から入っていますよ、県に貸していますよと、そういういいかげんな答弁、全くいいかげんな答弁したわけですよ。

しかし、実態見れば、これ、県の職員個人に貸しているわけですよ。これは、やはりそういう問題が起きたら、これはすぐ対応すべきじゃないかと思うんですよ。もう1回、ただ台風一過で、台風が過ぎたらもう関係ないというようなことは、市は、これはやってはまずいと思うんです。その辺どういうふうに考えているのか。今度は一般質問であれなんで、回数も何も制限ありませんので、ここは。十分聞かせてください。

○**税務課長（佐藤一則）** 確かに委員おっしゃいますように、軽自動車税の関係、滞納繰越分が非常に低いというようなことであります。

4月1日現在に所有している方に対して課税するということで、繰り越されたものについては、そのまま繰り越されますけれども、その納付書を発行時に、啓發文書ですか、そういうのを入れたりしておりますけれども、中には、自動車会社の方で何台も持っている方、それで、またさっき言いましたように転出しちゃうという方がおまして、個々の状況がいろいろある中で、去年は香取市のほうにもちょっと出向きまして、アパート住まい等の方で旭市にいた方が、1人で10台ほど持っているというような異常事態などところがありましたので、それについては直に香取市まで行って、アパート住まいでしたけれども確認いたしました。

そういう中で、そこで実態がつかめたんですけども、そういう何台も持つ方が結構おります。軽自動車につきましては、これが積みも積もっておりますので、さらなるその対策、新年度につきましては行いまして、その徴収率、それから調定額のほう減らしていきたいと思えます。

以上です。

○**委員長（向後悦世）** 財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** 駐車場収入の関係、個人への貸し付けではないかというような、そういうご質問でございました。

何度か、9月議会するときにもご回答を差し上げて、その中で、海匠合同庁舎職員駐車場利用組合というのが、いわゆる海匠支庁の中に組織されていまして、ここの駐車場につきましては、借り入れ当初からその組織に使わせるというような形でございました。その関係なんですけれども、その時点で、地権者の方が幾つもの、同じ区域の中で幾つにも駐車場の契約が分かれるのはまずいような、そういう話もちよっとあったというようなこともちよっと聞いています。

ですので、駐車場の使用許可申請をその組織からいただいて、1年ごとにその許可を出しているという状況であります。これは、貸し付け、実際に形態としては、よそから見たら貸し付けに見えるんですけれども、旭市のほうとすれば使用許可の申請書をいただいて、それで1年間の使用をさせているということになっています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あれでしょう、地主の都合で契約しているということでしょう、1本のほうがいいからということで。それは全然本末転倒じゃないんですかね。何も、市の部分は市で借りる、県の職員の分であれば県の職員、それでいいと思うんですよ。地主の都合で、市が動くんで、それで、今度は、じゃ市は個人にそういう駐車場を貸せるんですか、法的に。その辺、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 貸し付けという形であったときには、行政財産か普通財産かという、そういうところがあるかと思えます。普通財産であれば、駐車場として貸すことは全く問題がないと思えます。

ただ、今回については、あくまでも借りた土地なので、市の公有財産とはなりません。ですけれども、庁舎の付随施設として庁舎の駐車場という取り扱いをしていますので、その中では、行政財産に準ずるような形で利用しています。ですから、この海匠合同庁舎職員駐車場利用者会に関しても、年ごとの更新での使用の許可という形をとっていると。

地主の都合というのは、それは、その一番最初のときにどういう話し合いがあったというのは、直接そこで携わったわけではありませんので分かりませんが、一体として借りたほうが、当然、どこの区画をどこまでという形で区分しなくて済む部分もありますし、利便性を考えた上でのことだったと、当時の判断だったのではないのかなと、そのように思っています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そのときはときなんですよ。やっぱりある程度の年月がした中で、やはりもし、それが問題があればやっぱり直すのが当然じゃないんですか。課長、あまりそういう行政財産とか普通財産とか、これは市が借りたから行政財産でしょう。行政財産を個人に貸すことが、これが果たしていいのかどうなのか、その辺、ちょっと副市長いますから、副市長も答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ですので、貸していない。使用の許可を出して使わせているという、そういうことなんですよ。

行政財産については、当然、使用許可できますので、それは、例えば自動販売機であっても、当然、使用許可で、今お金をいただいているという状況なんかもあります。それも行政財産の中の一つであります。

確かにご指摘の部分、そういうところは疑義が生じるころはあるかと思えます。今の契約なんですけれども、実際には、26年度末までが3か年の一つの契約になります。その中で、また協議をしていくこととなりますので、その部分をきちんと区分したほうがいいかどうか、それは次の契約更新に当たりまして、再度よく詰めてまいりたい、そのように思っています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 問題があったら、市だってすぐに、例えば税金だって訂正するでしょう。例えば、50坪の土地、実測で今度は100坪あったら、税務課、そこであれですか、訂正しないですか。するでしょう、普通は。それと同じで、やっぱり市だって問題があったら、すぐそこでやるのが本当なんですよ。

それで、海匠支庁の職員に貸してあるって。ただ貸してあるわけじゃないんですよ。今の話では、ただのような話でしょう。ちゃんと料金もらっているわけですよ。そうしたら、ただ、使用にならないわけですよ。料金もらうということは、今度は、極端に言えば営業みたいな感じになっちゃうわけですよ。もうけなくてもね。だから、当然その辺は問題があったらすぐ、例えば契約がどうあろうと、やはり地主と契約の変更するのは当然じゃないかと思うんですよ。まず、税務課長にちょっと聞くが、その土地の面積が違った場合は、市はどういうふうにするのか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 通常、税務課のほうは、登記所のほうから正規に登記は流れてきま

すので、そこで増になっている場合には、そこで増ということで対応しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、海匠支庁の合同庁舎職員駐車場利用者会、ここに貸し付けていての使用料を取ることを話がありました。

この行政財産であっても、使用料を取ることは全く問題がないと思います。特に、この駐車場関係は、具体的に協議をした上で、この金額というのが定められていますので、それはそちらの会のほうからいただいている。それは先ほど、ちょっと自販機の例もお出ししましたけれども、庁舎の、昔は絶対駄目という判例もあったんですけども、今は行政財産の中で、余裕がある部分については貸し付けることもできるような、そういう法の改正がございました。

ですから、その部分が絶対間違いかと言われちゃうと、その部分はまだまだもう少し検討する余地もあるんだろうと。それから、あくまでも1年ごとの使用許可更新でありますから、その部分は絶対駄目ではないんだろうということで、通常の手続きの中でそのような形でお取りしているということになっています。

あくまでも、財産収入ではなくて、雑入の中で仕分けしていただいているということになります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） しつこくなりますけれども、今税務課長、答弁されたように、そこで面積の違いでもあれば、市はすぐ変更するというようなことはありますよね。それと同じで、やはり、この前課長は県に貸して県から金もらっていますって、そういう答弁して、全くあれですよ、うその答弁しているわけですよ。

そういう中で、今も、いや、余裕があるから、余裕があるから貸しているということでしょう。余裕じゃないでしょう。最初からそれを見越した中でやっているわけでしょう。地主が県の分と市の分、別々じゃしょうがないからということで、市が一括して借りているわけですよ。だから、そこで全然課長の答弁違っちゃう。余裕じゃないでしょうよ。その辺、答弁いただいた中で、やはり正規にこれはやっていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 中で、余裕があるかどうかとか、あと、確かに一番最初のときに県に貸しているという、使わせているという、その部分が分かりやすいような形で貸してい

ると言ってしまったところ、確かに私の言葉の説明が不足だったと思います。それはもう本当にそのとおりなので、その辺はおわび申し上げたいということで、それは議会の中でもたしかそのようにお話しさせていただいたと思います。

ただ、その中で余裕があるかどうかなんですけれども、具体的に325台分の駐車場用地があります。その中で、職員の数を勘案して当初定めていた。ただし、当然、混雑すると。この本庁舎自体の駐車場がないわけなので、その中で一定の余裕を持った形で325台を確保していたわけです。当初からの契約も、ちょっと見てみたんですけれども、当初、250台分はきちんと月額3,000円、それ以外は8掛けの、それは、いわゆる余裕のあった部分なんだと思うんですよ。それは、当然、申告もあったり、いろんな会議もあったりということで、当時は日中も使っておりましたから、そういった数も含めて、そのような形、数を算定していたと思います。

ですから、その辺、余裕があるなしという形になってしまうと、ちょっと、じゃ、どうなんだという、厳密に1台1台全部、そこにとめろという形でやっているわけではありませんので、その辺は、やはり来庁者の、ある程度とめやすい形も含めて、この駐車場の運営をしているということでご理解いただけないでしょうか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あと、幾ら、これ、やってもあれですからね。課長、やはりぴちっとした対応してくださいよ。それと、やはりあまり私らが分からないようなもので、詭弁を使わないでいただきたいと思います。それだけです。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 非常に適切なお指摘をいただいたものと受け止めまして、しっかりと検討させていただきます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、歳入のほうの市民税について、1款、2款ですね。今年は法人市民税のほうで4億5,100万ですか、それと前年比から比べると、約5,800万円くらいのマイナスのあれを見ているんですよね。逆に、個人のほうは、2.1ですか、プラスで、やはり5,800万円ということで、これは幾らか、震災後、景気もよくなっているのに、どういうわけで、これだけ11.5%減額ということで。個人が増えている、その理由というんですか、分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 個人が増えておりますのは、先ほど補足説明でありましたように、均等割が500円増えていきますので、それで増えております。

法人のほうでございますけれども、25年度当初予算組んだときの額が、ある程度少し見込みが多かったかなというのが一つございます。それから、国の法人税率の引き下げがありましたのでその影響があります。それが、25年の5月からその率が減っておりますので、25年度自体も減っておりますし、したがって、26年度当初予算も25年度見込みを踏まえまして、減というようなことになっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まず、290ページですか、290ページ、先ほど、総務課長が管理職手当、580万円ほどいったということなんですが、これはたしか二、三年前に、交付税で管理職手当、減らされていますよね。その辺を基準にした減額なのか。

それから、この電算システムの関係なんですが、64ページですか。ここで、8目、64ページ、広域情報ネットワーク運用事業ですか、ここで、説明14で使用料及び賃借料3,220万円ですか。この問題と、あとは説明欄2の電算システム運用事業、13の委託料、それから67ページの目で10の地域振興費の自治振興事務費ですか、これが2,800万円ですね。それから、あと69ページの説明欄19、負担金補助及び交付金、バス運用助成金4,400万円、それから70ページの説明欄2の市バス運営事業1,163万8,000円ですか、この年間の稼働日数と利用申し込み件数。それから、72ページですね、使用料及び賃借料で、借上料1,358万9,000円ですか。それから、75ページ、説明欄2の収税事務費ですか、3,200万円。それから、76ページの納税組合事務費交付金ですか、131万6,000円。

以上、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 高橋委員、幾つか総務課に係るのがありましたけれども、順番に1つずつお願いしたいと思います。

まず初めに、管理職手当減ったと、交付税絡みかと、こういったご質問があったと思います。これは、あくまでも人数が減ったと、こういうふうに理解していただきたいと思います。

具体的には……

(発言する人あり)

○総務課長(米本壽一) 答えのほう、すみません、先ほど書き切れなかったもので。

(発言する人あり)

○総務課長(米本壽一) 1つずつお願いしたいということで、今お願いします。

(発言する人あり)

○総務課長(米本壽一) 上から順番で、こう1つずつお願いします。申し訳ございません。

(発言する人あり)

○総務課長(米本壽一) ということで、申し訳ないです。

話を戻します。

管理職の人数が173人に対して160人と、13人減ったと。この減の理由でございます。まず、これ、1つ目を終わりにさせていただきます。

○委員長(向後悦世) はい。

○委員(高橋利彦) そうしますと、これは管理職が減ったということで、二、三年前に、たしか交付税で管理職手当減らされていますよね。それは全然考慮されていないんですか。

○委員長(向後悦世) 総務課長。

○総務課長(米本壽一) 今、高橋委員おっしゃいました、その減らされているというのが、ちょっと私ども、確認とれていません。今、財政課長と話したんですけれども。委員が減らされているようなところの、その減らされているのが、ちょっと確認とれていない、交付税で減らされているという確認とれていませんので、その減ったものではなくて、今回、あくまでも人数の減ですよということに説明させていただきたいと思います。

○委員長(向後悦世) 高橋利彦委員。

○委員(高橋利彦) たしか二、三年前、交付税で管理職手当減らされているんですよ。その辺はやはり市としてきちっと掌握していないんですか。

○委員長(向後悦世) 財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 確かに交付税の算定の中で、職員の基準の額というのが、ある程度ありまして、そこの中で、じゃ1人当たり幾らぐらいで、管理職手当は、確かに23、24は変わりませんでした。二、三年前と言われたんで、そのころは変わっていません。

ただ、24から25で、25で若干減らされているということがあります。これは、5,000円程度なんですけれども、実際には旭市のほうで支払っている管理職手当よりは、相当高い基準

額になっておりますので、6万円弱の数字が上がってきていますので、今旭市のほう、課長職でも、たしか4万円ちょっとぐらいの数字なので、その基準から比べたら相当低い額でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） たしか、ちょっと私も記憶にないんですが、報酬の算定基準の中で管理職手当減らされているんですよ。ちょっと私もね、その数字ここに持っていないから、皆さん方もその数字はここではちょっと分からないんでしょうけれども、やはり、それは市として、やはり交付税の算定基準ですか、その辺はきちっと掌握すべきだと思いますがいかがですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、ちょっと数字、把握したんですけども、23、24が課長職、一般職員の課長職で、管理職手当として算定されているのは6万2,100円、月額ですね。これが、25の段階で5万7,400円になっていると、そういう状況は、一応、交付税の中の、その算定基準ということで、いただいた資料の中には見つけることができました。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 64ページの広域情報ネットワーク、この使用料賃借料、この関係の、要は今回増額になったということの理由でよろしいのでしょうか。はい。

これ、合併前から、各施設、公共施設をつなぐための光ファイバーの関係の、これは器具ですね。これは平成16年設置したものですから、ちょうど10年経過するというので、耐用年数が来たということの更新がありますんで、1,200万円ほど増額になっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、この電算関係ですか、かなり予算を使っているわけですね。それで、その中で見ますと、電算業務委託料とか、それから中にはこういうコンサルタント業務委託料、結局、機械分からなくて、市はみんな、今度どういう機械使ってやったらいいかという、ここまでやっているわけなんですよ。それで、この機械はほとんどリースでしょうから、かなりの機械で、予算使っていますよね。それで、実際は、あまり使いこなせないでいるというのが現状じゃないんですかね。

そういう中で、これから、市はこの電算関係どういう対応をしていくのか、それから、もし、ここでは分からないでしょうけれども、この電算にかかわる一切の経費、どのぐらいか

かっているのか。もし分かればお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 電算に係る経費、相当かかっている。私ども、監査のほうでもそういうようなご指摘をいただきました。

これから、高橋委員、職員が、ある程度専門職を採用するとか、それから専門職としての、そういうような業務に携わるといようなことでできないか、技術向上ですね。

いずれにしても、職員として電算専門の職員というのを採用的にはいません。だものですから、今、5名の職員が配属されていまして、研修を重ねて、そしてその研修の成果をまた情報の関係の職員に、またさらに研修をするというふうなことの繰り返しをやっております。

でも、やはり日々電算関係で向上していますんで、その辺では、ちょっと私、今年になって、ちょっと考えて、今、いることが、担当とも話しているんですが、以前、東総広域市町村事務組合で、銚子市、匝瑳市、旭市が、今、構成メンバーであるわけですね。そのときに、合同で電算業務を共同開発したり、それから、そのシステムの構築等をやっておりました。もう一度その辺、例えば今、3市ですね、がその辺の関係でシステムの構築やそれからシステム導入に対して、そういった統一見解のものが図れないかということで、東広を通じまして検討してみたいと。これには、3市がおのおの独自のシステムを構築したり、別々な業者が入っているということなんです、その辺、難しいものもあると思うんですが、なるべくならば、地域性も一緒であるし、統一したそういうものの開発ができないかという、再度検討してみたいと思っています。

それから、全体的な事業費、今年度の予算が4億3,104万6,000円という事業費です。しかし、電算業務、このほかにも、例えば国保会計にもありますし、そういった会計ごとにもやっぱりシステムの構築に対する電算料がかかっています。その辺を含めましてはまだトータル数字、出していないんですが、今、今回の議会に対しても、その辺の数字を出しておいてくれということで、今担当の者がその辺把握に努めておりますんで、出たらまた報告したいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、今、もうこれ電算の時代ですから、これはやっていかなくちゃならないと思うんですがね。ただ導入するだけじゃなく、それをやっぱりいか

に有効活用するか。ホームページだって作れないような結果でしょう、委託してね。

だから、やっぱり、せつかくこれだけの予算を使ってやることですから、それを十分使いこなす、これではこじきが馬をもらったようなもんなんですよ。やっぱり、職員は電算を十分使いこなす。そのためにはどういう職員体制にしていくのかね。車だって同じなんです。免許を持っていたって車に乗らなかったら運転できないし、免許証を持っていないくたっで毎日乗っていけば、ね、十分車に乗れる。

それと同じで、やはりね、せつかくこれだけの予算を使っているんですから、有効活用していただきたいと思うんで、そういう中で、行政のシステムは、そんなにこの近隣の行政は違くないと思うんですよ、先ほど、課長答弁したようにね。やはり、行政、地域の、この近辺の行政とともに、同じようなシステムを取り入れていけば、かなり有効活用できるんじゃないかと思うんですが、それと同時に、例えば、農協も今ほとんどもう電算でやっていますが、農協の電算から見たらかなり行政の電算、高いんですよ。

ですから、行政だけじゃなくて、やはりその辺も十分加味した中で、この電算行政ですか、これからやっていただきたいと思うんです。そういう中で、この電算関係の経費、どのぐらいかかっているのか、後ほどお示しいただきたいと思います。

以上です。

(発言する人あり)

○委員長(向後悦世) 企画政策課長。

○企画政策課長(伊藤 浩) 経費につきましては、今もう一度精査しておりますので、それと、ホームページですけれども、今みんなで頑張って、担当課も25年度の1年間で546回という、ホームページの改正をしております。それから、それを受けて、情報管理班、私のほうでも74回。

今、業者が、部分的にホームページ作成をやっているのは、21回ということで、基本的には職員が精査してやっているという状況です。

以上です。

○委員長(向後悦世) 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 高橋委員から、自治振興事務費、これ67ページです。2,882万6,000円という67ページの自治振興事務費について、たしかご質問がございました。ご説明申し上げます。

これは、行政事務連絡委託料が2,698万1,000円ということでありまして。市民に対する行政連絡事務を、各区や自治会等に委託しているわけです。この額になります。具体的に申し上げます。147区とあとは8自治会というのがあります。147区については8万円。自治会については、3つの自治会が4万円と、5つの自治会が6,000円というふうに分かれております。

それと、あとは戸数割で900円という戸数割があります。これが戸数が1万6,745戸というこの件数ですね。これが900円掛ける1万6,745戸という件数を掛け算した、そして足し算したものであります。それが2,698万1,000円であります。

それから、19節の自治運営補助金180万円であります。これは区長会の運営費というものであります。13節も19節も区に対するものであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） それでは、予算書の70ページ、市バス運営事業についてお答えいたします。

バスの稼働日数ということでお話がございました。バス2台分になります。それで、平成25年度2月末で2台分の稼働日数ですけれども421日です。それと、これに対しまして利用者件数でございますけれども、やはりバス2台分で440件でございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 年間稼働日数、2台で421日、それから利用申し込み件数440ですか。そうすると、ここで幾らもないわけなんですけど、申し込み件数が少ないのは何なんですかね。もう最初から諦めちゃっているのか、それとも、本来なら申し込みしたいという件数は、当然、ここへ入らないと思うんですけど、結局、これだけ、そうしますと、ここで申し込み者といえますか、申し込み団体が約20ほど切られちゃうわけですよね。そうしますと、これを平

等にするためには、むしろ市でバスを持たないで、補助金制度にしたほうが平等に平均するんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 申し込みですけれども、まず、市バスにつきましては、市の事業、市のイベントというのを、まず優先して使います。また、それ以外には、文化協会とか体育協会とか、登録をしていただくんですけれども、そういう団体。あと、学校の子どもたちが校外学習で使う、そういった授業に対してバスをお貸しをしています。

あと、それ以外でというのはないんですけれども、とりあえず、そういった形で申し込みを受けてやりますけれども、ただ、ちょっとデータがないので分からないんですけれども、ほとんど申し込みがあった件数につきましては、市バスのほうで対応はできているというふうに考えてございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これ、干潟の例なんですけど、干潟なんかでは、よく夏休みに子どもたちが海へ行くとか何とか、町のときには使っていたわけですよ。でも、それも、やはりどうして利用しない日というのは、土日とか、そういうふうに集中しちゃう中で、そうすると、今度は利用できた人は無料で使えると。利用できない人は、もろにかかっちゃうわけですよ。

ですから、その辺を平等にするためには、市がバスを持たないで、補助金制度にしたほうが、私はいいと思うんですよ。この申し込み件数が少ないというのは、もう最初から使えないという前提のもとに立って少ないと思うんですよ。ですから、もっと利用者が本来ならある。それはここでは見えないわけですよ。ですから、そこで今後どういうふうに、この市バスは考えていくのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 今、子ども会のお話が出ましたけれども、子ども会につきましては、やはり夏休みというのが、かなり行事が多うございまして、これにつきましては、子ども会につきましては、生涯学習課のほうで補助金で対応させていただいています。

あと、そのほかの平等にというお話ですけれども、ちょっと旭市のほうの申し込みの中では対応、同じ答えになってしまいますけれども、お申し込みがあった場合には対応ができているというのが考えでございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 69ページの、高橋委員、備品購入の関係ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（伊藤 浩） 分かりました。

19節バス運行助成金ということで、これはコミュニティバスの千葉交通への助成金です。今、5台で4ルートですね。旭地区、それから海上地区、飯岡地区、干潟地区、運行しております。

これは、国からの補助金が約500万円ほど、補助金が別に行きます。それから、1回100円の使用料ですね、この辺が720万円ほど、今年度の実績等からしまして、その辺の金額が行きまして、総額の経費から、この辺の補助金、それから使用料収入ですね、差し引いた金額として4,431万8,000円、市のほうから助成するということになっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これはあれですね、車も乗れない、そういう人のためにあるわけなんです、ですから、これをもう少し利便性、利用者が利用できる時間帯に回していただきたい。それから、例えば東庄町あたりから旭の中央病院来ているんですが、せっかく、あの海上を通っていく中では、その東庄町と話し合いをした中で、海上地区の人も乗せられるようなことにしてもらったり、それから、干潟あたりだと100円で1時間半もバス、大サービスしてくれるわけですよ。ですから、そんなにサービスしていただかなくても結構ですから、なるべく、この時間を短くする。

それから、中央病院のバス、駅までは出ていますね。そういう中で、中央病院のバスをもっとうまく利用ですか、旭の市立病院ですからね。その辺を、中央病院のバスをどういうふうに運用するのか、運行するのかね。それから、今、定住圏構想ありますね。そういう中で、定住圏を含めた中で、このバスの運行をどういうふうにするのかね、考えがあればお尋ねしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一つは東庄町のバスとの連携によって、旭へ入ってきたときに、中央病院まで行くわけですから、ということですが、ちょっと調べて、東庄町のバスは白ナンです。青ナンじゃありません。それから、無料です。この辺が、また旭市のほうの定住自立圏との絡みということで、やるということになれば、相当な協議が必要かなと思っていま

す。

基本的には、コミュニティバス、私どものほうでも地域公共交通会議、そこに諮りまして、国のほうへ申請していくという形をとりますんで、東庄町との関係につきましても、せっかく私どものほうの地域、通るわけですから、その辺が可能であればということの協議はさせていただきたいと思います。

しかし、今言うように、ナンバーも違う、それから運転手さんも、何か二種免許じゃないんだそうです。その辺もございまして、難しいとは思いますが、お話をさせていただきたいと思います。

それから、100円で1時間半も乗ってということで、そんなにサービスいらぬという話ですが、今、その目いっぱい、多分1時間半が限界かなと思っています。なるべく皆さんが利用しやすいような時間と、それから、時間というのは時間帯ですね。それから、1時間半以内でおさめるような設定、その辺も十分検討していきたいと思います。

それから、もう一つ、中央病院のバスがということなんですが、中央病院のバス、駅と病院とのシャトルということでやっていると思います。この辺が、私どものほうの、今、コミュニティバスとの絡みとして、これからリンクできるのかどうか、この辺は、また病院側のほうのいろんな許可制度の関係もございまして、併せまして検討していきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、こういう問題は、ほら、市だけの問題じゃなく、近隣の市町村と、いろいろあるでしょうけれども、結局どういうふうにしていくかね。それと、また、せっかく定住圏構想の中で、今補助金もかなりの、前から見ますと約倍くらいになっているわけですよ、うまく使えば。ですから、その辺の問題。

それから、中央病院との問題ね。これは、中央病院と、市立病院ですから、これは中央病院がやるやらない関係ないと思うんですよ。ですから、その辺を十分踏まえてやっていただく。そういう中で、もしこのバスの問題なんか、市が中央病院と話し合いする場合は、市はどこの課が中央病院とのセクションになっているのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、定住との関係、それから中央病院との関係。それで、中央病院との協議に対して、市役所側での担当セクションということで、今、企画関係が中央病院との関係、検討委員会等もやっておりますんで、私どものほうでしっかり受け止めさせて

いただいて検討させていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 定住圏構想の中での、そういう問題は十分やっただく中で、企画政策課ですか、それが中央病院の窓口になっているという、業務規定か何かあるんですか。どこが、どこになっているのか。その辺、きっちりご答弁いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 正規な、組織の中で、私どもの業務管理の中で中央病院に関するということはありません。

私どもが今担当しているのは、中央病院の検討委員会の関係で担当しておりまして、今、病院への直接的な交付金の関係なんかは財政が繰出金という形をやっておりますし、その辺が今、明確にこと細かく組織条例の中で、中央病院に関するということは担当という形ではないと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 三百数十億円の予算を持っている病院、これが、何ていうか、この行政組織の中で、全くないというのは、これはもつてのほかだと思えますよ。もう合併して10年しているわけなんです。それは、あの合併時は、やはり中央病院サイドにすれば、これはやはり自分たちの組織を守りたいということで、これは都合のいいようにつくってやったと思えますよ。それが10年しても、まだ組織の中で市の受け皿が、受け皿というか窓口が何もないわけですよ。

今、あれでしょう、前はこの組織の中で、たしか健康管理課、庶務係ですか、ここが中央病院、病院、医師、薬剤師等の連絡に関する、中央病院という言葉、一言ありました。しかし、今は、これが中央病院とのことが何もないわけですよ。今の中では、健康管理課、ここに病院、医師等との連絡に関する、病院は中央病院じゃないですよ。この三百数十億円の病院、もう市は手も足も出ないから、あなた任せだ。こんなばかなことないと思えますよ。その辺、副市長どういうふうに考えていますかね。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 高橋委員ご存じのとおり、中央病院、公営企業全適でございます。

それで、管理部門そのものも、今の形ですと、中央病院でやっています。組織上、今この形、例えば、これ一部適用でしたら、市側にももちろん管理部門置いてやるのが本来の形だと

思います。これも全適で来ておりますので、今の段階の市の考えとしては、中央病院のほう、事業管理者置いておりますので、そちらで管理をやってもらう。その上に市長がいる、そういう形でやっております。

今は、必要な部分、それぞれ、今企画政策課長答えましたが、企画政策のほうは施策部門の担当になっておりますので、その部分は政策担当の企画がやる。病院関係、健康管理課、財政部分は、財政で、これ、指示するという形ではないんですが、病院との協議をやっていく部分は財政課、そんな形で、実質仕事を進めているのが、これが現状です。高橋委員おっしゃるような、意見として承ります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと、これ、予算から離れるかもしれませんが、また、予算と中央病院は関連しているわけですよ。そういう中で、例えば船橋なんかだって全適なんですよ。しかし、ちゃんと市には受け皿があるわけですよ。県だって、あれ、全適でやっているけれども、病院局なんかあるわけですよ。

それが全く、これだけの予算であなた任せですよ。それで、あとは最後、赤字になったら市が責任持ちますと、こんな無責任な話ないと思うんですよ。これ、そんな中で、今度はまたね、あれでしょう、独法だ、独法だってね。自分でやり切れないから、責任を全部人に押しつける。そんなこと言ったら、最後は市が持つんじゃないくて、最終的には市民が持つわけですよ。

そういうことを踏まえて、これやっぱりきちっとした対応をとっていただきたいと思えますよ。ちょっと、これ、それちゃいましたけれどもね。やはり、バスの件に関係ありましたので、その中で。関連として質問させてもらいましたけれども、その辺、十分お願いしたいと思えます。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、75ページから76ページにかけての収税事務費の中の、76ページの納税組合事務費交付金131万6,000円の内容でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、現在、納税組合につきましては、旭地域のみでございます。

この予算の内容でございますが、1組合7,000円という基準がありまして、組合80組で56万円。それから、納税通知書の取扱費としまして、1通150円ということで、26年度につきましては5,037通掛ける150円で、75万5,550円ということで、トータル131万6,000円でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これはいつも問題になっているんですが、じゃ例えば1組合7,000円でも何でも、これを支払うことによって、その地域の徴収率が上がっているんですかね。銭金の問題じゃないと思うんですよ。やはり納税組合があつて、それによってメリットがあれば問題ないと思うんですがね。その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今言いました80組合、個々いろいろな事情がございますので、個々の中で上がっている、下がっているというような状況につきましては、現在つかんではおりませんけれども、全体の組合、80組合の中でトータルしまして、納税組合で納める税金の額の徴収率につきましては、一般の徴収率よりは2%から3%、上回っているというような全体の状況でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 予算書の72ページの説明欄、14節の使用料及び賃借料のうちの諸借上料という、たしかご質問もあつたと思います。

これは、各区で管理している約4,800灯の防犯灯と、市が管理しています防犯灯、合わせた約5,000灯をLED化、これ、米本議員の議案質疑でもありました。ですので、同じことを申し上げますけれども、LED化をすると。そして、管理を含めまして10年間のリース契約をしようとするものでありますけれども、予算のこの額というのは10年リースのうちの1年分の額ということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 75ページの収税事務費の7節の賃金351万2,000円でございますけれども、こちらにつきましては、収税班のほうにアルバイトの2名の予算としまして351万2,000円を計上いたしました。

アルバイトなんですけれども、こちらにつきましては、徴収率につきまして、現在いろんな形で向上するために進めておりますけれども、今まで、あれなんですけれども、積み残し

たとえますか、滞納者に対する財産の調査が、ちょっと行き渡らない面が非常にございました。

それで、現在、集中してやっているんですけども、個々の職員がその調査事務、例えば文書の送付とか、細かな事務まで当たりますと、実際の滞納処分という本来の業務が、ちょっと時間的にとれないというような状況がございまして、通知業務だとか、誰にでもできますという言葉であれなんですけれども、そういう形のものにつきましては、アルバイト2名お願いして、細かなところをやっていただいて、滞納者に対する処理を本格的にといたしますか、職員が当たれるようなという形で、2名のアルバイト人員をこちらへ計上したものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今、2人という話ですが、ただ、ここでその方々は、やはり税金、徴収に当たった中で、その金額ですか、その歩合も取り入れているんですか。そうなりますと、やはり徴収率向上にはならないと思うんですが、その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） こちらは、そういう歩合とかございまして、一応日額7,000円というところで計上しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 68ページ、地域振興費なんですけれども、説明欄19、負担金補助及び交付金の市民まちづくり活動支援事業補助金という項目がありますが、この団体数と1団体の補助額を教えてくださいたいと思います。

あと消防設備、これは208ページになりますけれども、消防施設整備事業の、この防火用水のほうですけれども、これは既存の防火水槽にふたを設けるということですが、耐震防火用水というのは今どのぐらい進んでいるのかお聞きします。

それと、消防庫の整備事業ですけれども、年々進んではいるんですけれども、あとどのぐらい残っているのかお聞きします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 市民まちづくり活動支援事業についてお答えいたします。

26年度の団体数でございますけれども、現在のところ12団体を予定しております。

あと、補助金の額でございますけれども、スタート支援ということで、自分たちで初めて始めようという、この事業ですけれども、これが補助金額ですけれども、対象経費の10分の9以内で限度額が10万円というふうになってございます。それを、一応3件、3団体を予定してございます。

それと、ステップアップ支援事業ということで、もう既に事業を経過して始めているというものですけれども、その補助金額につきましては、対象経費の10分の8以内で限度額については30万円を予定している。

以上でございます。

申し訳ございません、その団体数が9団体を予定してございます。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、私のほうからは2点ですね。

まず、防火水槽の関係ですけれども、有蓋化、これは基本の防火水槽ですね。これの屋根が作られているわけですけれども、それが経年で傷んでくる。その部分を交換するものでございます。

それと、耐震の貯水槽ということ、幾つぐらいあるのかということなんですけれども、これ、宅造なんかの関係で作る部分もございまして、順次に数は進んではいるんですけれども、まだ、正確にあれですけれども、100にはまだ行っておりません。満たしておりません。まだ2桁台ですね。100には行かないと。申し訳ありません、正確な数が、ちょっと今ここでお話しできません。

それと、消防庫の関係ですけれども、1年間に1か所か2か所ずつ、耐震性に問題のあるものを改修しております。今後ですけれども、26年から30年をめどに、あと9棟を予定しております。これが終わると1サイクル終わるということで、構造物ですから、この先、10年先20年先には、また新たにお金をかけるという、そういうものもございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この市民まちづくり活動支援事業補助金ですけれども、この審査のほう

はどのようになっているのか、審査の仕方ですね。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 審査につきましては、各種団体から選考していただきました委員さん、それと内部の課長を含めて審査会を開きまして、それぞれ項目というか、審査基準というのを設けまして、それに点数をつけていただいて、ある程度の点数をとりますと、採択というような形、そういった方式をとってございます。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 何名で審査しておりますでしょうか。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） ちょっと申し訳ございません、正確なあれなんですけれども、課長が2名と、あと一般の方が5名だったと思いますけれども。ちょっとすみません、もう少し調べさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） 次に行きますけれども、消防のほうの防火水槽なんですけど、これ、大体どのぐらいの数を目標に何年ぐらいというのは、まだはっきりとした正確な数字というのはつかんでいないということなんですけれども、何年ぐらいをめどに、この耐震水槽はやっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、出ていれば。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 今、旭市における水利の充足率というのが、国の基準からいきますと、6割を超えている程度なんです。ですから、数的にはまだ全然足りていません。ただ、土地の問題がございまして。なかなか民有地というのは、今、ちょっと買い上げとか難しいものもございまして、市有地を探しているということでありまして、ですから、何年までに、その充足率を100に持っていけるのかというのが、ちょっと今ここでは、かなり年数は経過するのではないかというようなお答えになってしまいます。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 先ほどの審査会の人数でございましてけれども、7名でございまして。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 先ほど高橋委員のご質問でバスの件ですが、すごい長くという、一応ルートの変更等いろいろあると思うんですけども、このことによって、JR、学生の影響とかあると思うんですよ。その辺はやっぱりお考えになっているんでしょう。どのように考えて運行時間。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） JRの通学帯の時間ですね。それと病院の診療の時間というものを中心に考えております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） いろいろ、これ、ルート、うちのほうバス通してほしいとかって、当然そういう要望は出てくると思うんですよ。それを全部聞いちゃうと、高橋委員がおっしゃったように1時間半もかかっちゃう。前回も同じような質問しましたけれども。それによって、早くなって、ちょっと聞いた話なんですけど、学生が1時間も早く駅に着いちゃうと。そういうことあるんですか。それで聞いたんですよ。早くなっちゃったおかげで、今までは電車に合わせて、バスが5分前に着いたのが、電車が、バスがもう早く行っちゃって、それ、あるのかどうか、ちょっと分かれば。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一番最初の、例えば干潟の支所のところあたりから出るというのが、そこから1時間半で病院までということになると、駅まで大体1時間ぐらいかかりますんで、早く着いてしまうということはあるかもしれません。一人一人、こうチェックはしておりますが、そういう苦情はあることはあります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、その辺もよく検討していただいて、一旦もうルート決めちゃうと、これ陸運省の許可か何かとるんでしょう。簡単に変更できないんで、そこをよく、また今度、この後も希望もあるし、またある程度廃止というか見直しもあると思うんですが、そこをよくお考えいただきたいと思います。

実際に、うちのほう通ったのに、それも変えるの大変だったですよ、課長さんにお骨折りしてもらって。バスが行っちゃってから電車が来たんですよ、帰りにね。バス乗れないじゃないですか。バスが駅を通過して、行っちゃってから電車が来るんですよ。それで、何とか課長に無理に変えてもらったんですよ、このときも。これも、やっぱり大変骨折りました、やはり陸運局の許可得るんで。

そういったことをお願いしましたが、それとあと、新たな要望も、たしか出ようかと思うんですよ。病院だけじゃなくて、買い物行く人で、今まで使っていたんですね、うちのほうの場合。お店ないものですから、買い物行く人が、駅前に大きなスーパーがあったんで、そこで買い物をして、帰りのバスで帰ってきたと。自分の日用品、買いますよね。今度、そういうのなくなっちゃったんで、新たに、またそんな要望も出ようかとは思っていますよ。買い物困っちゃって、全然お店ないですから、そういうことも出ると思いますが、先ほど言ったように、時間の関係あるいは経費の関係等々、よくお考えをいただいて、そういう不満、不平も出ますんで、よろしくお願ひしたいと思います。結構です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ちょっと3点ほどお聞きします。

予算書の60ページ。

説明欄の13委託料ですね。キャラクターデザイン制作委託料100万円ですね。これと、あと63から64にかけて、「がんばろう！旭」災害復興事業のところですね。これの64ページの頭になります。19節負担金補助及び交付金「がんばろう！旭」という1,200万円の説明をお願いします。

それと、213ページ、災害に強い地域づくりの15節の工事請負費、それと18の備品購入費、この説明をちょっとお願いします。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 60ページの委託料、105万8,000円の予算ですが、今あさピーが1体あるんですが、結構いろんなイベントに参加してほしいということがありまして、担当者が引っ張りだこということもございまして、今後、もう1体追加してということで、今考えております。その委託料ですね、作成委託料です。

それから、「がんばろう！旭」の1,207万円、これの事業費ですが、まず、いいおかYOU・遊フェスティバルに220万円とか含めまして、8事業に助成をいたします。それと、もう1点、その復興イベントということで、今回、杉良太郎さんなんかこの間公演していただきました。あれは、出演料という形では無料だったんですが、会場使用料、それから6月ですかね、群馬大学の片田先生が来て、釜石の奇跡ということで講演いただきました。

そういうような突発的なイベント等も含めたものが、約150万円用意しております。その

経費です。

以上です。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 213ページです。説明欄一番下ですね。15の工事請負費と18の備品購入費の内容です。

15節の工事請負費につきましては、25年度予算で設置する避難タワーの、この敷地内の舗装工事であります。2か所の舗装工事であります。

それと、18の備品購入費は、備蓄倉庫を小学校に2か所設置するというものであります。これは、嚶鳴小学校と萬歳小学校に設置する予定でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） あさピーなんですけれども、だいぶ、きのうも復興イベントがございまして、一番人気は、何かあさピーだったらしいですけれども、そんな中で、これ1体が、これだけの値段ですか、それとも何体作るんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 結構、値段高いかもしれないんですけれども、これ1体です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、今後、もっともっと要望が多ければ、もっと増やすという考えで。あまりにも大人気なものですから。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 実は、今あるあさピーは、何か身長制限だとか、私もそうなんです、こう肩幅のある人が入れないんですよ。そんなところで、皆さんが入れるようなというか、担当も今、旭市の企画政策課の推進班がやっているんですが、土日引っ張りだこということで、その振り替えやると、本来の業務のほうがちよっと手薄になってしまうということで、ですから、皆さんで各課が着られてイベントに参加できるというようなことで、何体も作るということは、また難しいんですが、要望していったら、その需要に合うような形はとっていきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 旭市のPRですので、ぜひとも頑張ってください。

それで、次の64ページの負担金補助及び交付金のほうの「がんばろう！旭」復興支援事業、

その中で、いろいろ、この概要欄の説明書を今持ってきたんですけども、その中で、花と緑で被災地を元気にするプロジェクトを約100万円、グループ補助金（4事業）で250万円というんですけども、この2つの説明をよろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まずグループ補助金の関係ですが、これは海岸関係で被災したグループ補助金、いただいていると思うんですが、そのグループの方々が、例えば観光協会、ここで言う4団体は観光協会、それと住環境整備の組合ですね、それからもう一つは自動車整備組合、それから商店街という、この4グループがそれぞれのイベントを行うための、それぞれのグループに助成するやつですね。

それから、花と緑、これ、今年、千葉大の園芸学部の方々の支援をいただきまして、いいおか荘の前、それから、あと飯岡の東側のところですね、2か所に花を植えたわけなんですけど、ここが継続的に、千葉大が継続してやっていただけると。同時に、今年、千葉大には50万円の補助金だったわけなんですけど、さらに、今度地元の海岸地域持っている区のほうに、今、戸井さんが区長副会長さんやられておまして、区のほうにもぜひ協力を願って、各被災した区に、そういう花壇を作っていただきたいということで、今回、50万円上乗せをして100万円ということで助成をしたいと思っています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、よく分かりました。

213ページの、先ほど総務課長から説明がございまして、その敷地の舗装工事ですか、と言っていました。今、一番懸念しているのは、たしか2基、予算、去年組みましたよね。それで、今遅れていまして、繰越明許費にするというようなあれなんですけれども、その遅れの理由と、あとその後はいつごろ、この2個、着工ですね、よく場所、両方とも2つの場所等分かりやすく、ちょっと、分かっている人は分かっているんですけども、まだ分からない人が大勢いるということで、ちょっとご説明をお願いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 本当に申し訳ございません。25年度の予算で作る避難タワー2基が遅れている。今平野委員がおっしゃったとおりであります。なぜ遅れたかと言いますと、これは用地の確保が遅れたからというのが大きな原因であります。

具体的な場所につきましては、一つは神宮寺浜地先です。具体的には、県道一宮線沿いに

なります。一宮線の北側になります。本当に井戸野浜地先、井戸野浜と神宮寺浜の境あたりになります。ここに1か所、1基です。それから、もう1基は、飯岡分所の跡地に、飯岡地先ですね、もって1基、そして2か所ということであります。

この飯岡地先の遅れた理由につきましては、周り、隣接する宅地とその家屋、この後々補償問題が問題になってはいけないということで、ここしっかりした対応、調査をしたということが遅れた原因であるということであります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと今避難タワーのお話があったんで、どうでしょうね、これ、避難タワーもまあいいんでしょうけれども、一般質問でも言いましたけれども、津波が来ると言って、これ車を、みんな大体車で逃げると言うんですよ。うちの次にお大事な財産、車ですから。それで、避難タワー作るのもいいんですけども、幾つぐらいトータルで作るんですかね。ちょっとお知らせいただけますか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 避難タワー、24年度で2基分の予算つくりました。それで25年度で2基分の予算。まだ、今継続中で、ここで避難タワーは一応終わりということになります。でありますので、幾つ作るかということでは以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

途中でありますので、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

次に、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げます。改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額17億7,040万円を加えた後の予算規模は317億7,510万円となっております。

各事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございますが、今回の補正予算で3つの基金につきまして補正を予定しておりますので、その基金に係る平成25年度末現在高見込み等について申し上げたいと思います。

まず1点目は、予算書の10ページになります。

17款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、現計予算では7,000万円を取り崩す予定でございました。今回、これを全て減額いたしまして、取り崩しをしないこととしております。

次に、6目の土地開発基金繰入金でございます。土地開発基金の廃止に伴いまして、一般会計繰り入れいたしまして、12ページの歳出を併せてご覧いただきたいと思うんですけども。12ページの、2款1項6目財産管理費の説明欄1番です。財政調整基金積立金として、ここでは利子と合わせまして4億8,051万1,000円を積み立てることとしております。

これによりまして、25年度末の財政調整基金の残高は52億4,515万8,000円となる見込みでございます。24年度末現在高より13億9,321万円増となります。

2点目は、また10ページに戻っていただきまして、17款の2項5目東日本大震災復興交付金基金繰入金で、1,864万9,000円の繰り入れを減額するもので、充当を予定しておりました飯岡中学校、それから津波避難道路、これはそれぞれ増減等あるんですけども、この繰入額の変更に伴うものです。

同じく東日本大震災復興交付金基金の積立金についてでございます。これは12ページになります。

中ほどの2款1項4目財政管理費の説明欄1番、東日本大震災復興交付金基金積立金7億34万2,000円の計上でございます。国庫支出金及び執行残によるものでございます。

これらによりまして、25年度末の基金残高は8億2,271万6,000円となる見込みでございます。

3点目は、同じく12ページの一番上になります。

2款1項1目一般管理費、説明欄1番の庁舎整備基金積立金として3億円を積み立てるものです。

これによりまして、25年度末の基金残高は15億185万9,000円となる見込みです。

これら基金のほか、一般会計所管の12基金の合計額でございますが、113億8,676万9,000円となる見込みでございます。

財政課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、私のほうから企画政策課所管の補足説明をさせていただきます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入13款国庫支出金、2項1目説明欄の1、東日本大震災復興交付金6億9,899万7,000円ですが、去る1月27日、飯岡中学校の改築事業や富浦小学校の避難施設などについて、国へ第8回の交付申請を行いましたので、その交付金を見込むとともに、第7回までの交付決定に伴う減額分を差し引いて計上したものであります。

なお、第8回申請分につきましては、3月7日に交付金の配分が決定されましたので、その後の報告事項の際、内容を説明させていただきます。

続きまして、12ページをお開きください。

歳出の2款総務費、1項4目、説明欄1、東日本大震災復興交付金基金積立金7億34万2,000円ですが、先ほど申しあげました国からの復興交付金を基金に積み立てるものであります。

なお、先ほど東日本大震災復興交付金より基金積み立てのほうが大きくなっておりますが、その理由は、本年度に実施した避難誘導看板の設置事業が予定より低額で完了しましたので、その分を基金へ戻すためのものであります。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案9号について質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今課長のほうから庁舎積立基金のお話がありました。これは、最終的にはどのぐらい積み立てる計画なんでしょうかね。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予定では、21億円が最終になるのかなと考えております。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちょっと教えてほしいんですが、この、あれでしょう、庁舎が合併特例債が使えるわけですね。そうすると7割は返さなくていいと。この前、課長さんが大体40億円から100億円という予定だって。それはすごい差がある。

例えば、40億円でできた場合、7割もらって、自己負担がそうすると12億、3割だから。そうすると、ということでしょう、40億円だった場合ね。そうすると、基金が余っちゃったら、これは使わなきゃいけないでしょう、そっちに、本当は。だから、基金を残して、特例債をもらっちゃうというわけできないでしょう。どうなんですか。

○財政課長（加瀬正彦） 財源の話なので、私のほうからということ。確かに庁舎の建設に、それを目的として、庁舎建設基金を積み立てるわけですがけれども、最終的に例えばこれは条例設置しています。条例を廃止すればその基金は一般会計の中に取り込まれますので、絶対それを使わなければいけないという、そういうものではありません。ただ、あくまでも県等との協議の中では、一銭も自己資金をなしで庁舎を建てるのか。そういうことはないでしょうというような、そういう担当者からのご質問をいただいているところではあります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） じゃ、今21億円と言ったので、ちょっと逆算して。そうすると70億の庁舎を造るつもりなのかなと。ちょうど3割、21億円になる。そうすると70億円ぐらいになっちゃうのかなと、そんなちょっと心配をしたもんで。例えば40億円でできた場合には、基金は合併特例債を28億円使えるんですか。40億円だったとした場合。

基金は21億円ありますけれども、40億円だった場合、自己資金が12億円ぐらいでいいんですか。基金が21億円あっても使わなくてもいいんですかという。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） また財源お話なので。仮に、合併特例債との割合の中で一般財源12億円基金を充てますよということであれば、それはそれで可能だと思います。

ただ、庁舎は本体だけでございませんで、それ以外の、例えば外構から何からと、いろんなものがかかるかと思えます。そういったところには、やはりある程度充てていく必要あ

るんだらうと、そのように考えています。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、各基金の3月末の残高ですか、それ一覧表でお願いしたいと思います。

それから、もう1点、13ページですか、この土木費、津波避難道路整備事業、委託料、9,000万円ほど減額になっていますが、これは当初の見積もりが大きかったということですか。その辺、お答えをお願いします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今ご質問2点ございまして、まず基金の残高一覧表にしてということございまして。これにつきましては、25年度末、3月補正が終わって25年度末の見込みという、あくまでもそういう形になろうかと思えますけれども、その一覧表はお出ししたいと思えます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） はい、了解。

それと、今13ページの土木費の津波避難道路の事業ということで、委託費の9,000万円の減ということございまして。これについては、建設課のほうの津波避難道路の関係でございます。当初、2路線を予定しておりまして、そのうちの1路線については、この25年度の事業からは国のほうで認めていただけなかった部分がございます、この部分は一旦おろすということになります。旭地域の津波避難道路分でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案9号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 本会議で補足説明した以外のことはございませんので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今度、監査委員1人増えるということですが、これ、常勤なのか非常勤なのか、まずその辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今度1名増えるわけですが、常勤なのか非常勤なのか。非常勤です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 非常勤で1人増やすということですが、旭市、病院含めたらかなりの予算規模になるわけですね。そういう中でどういう方を非常勤に選ぶのか分かりませんが、特に中央病院、これは企業会計取り入れている中で、果たして非常勤で対応できるのか。その辺お尋ねします。

○総務課長（米本壽一） 非常勤で対応できるのかというご質問でありました。これは、一般質問でもお答えさせていただきました。今度3人になった場合には、3人で仕事の振り分け等を行って、協議してやっていくと、支障のないようにやっていくと、これでお答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 1人増えても、1か月2日しか増えないわけですよ。それで、果たしてね。ですから、これだけの大きな規模でできるのか。

それから、そんな中で私もちよっと感じたんですが、土地開発公社にも、あれは監査委員ですよ。

（発言する人あり）

○委員（高橋利彦） 監事がいました。本来なら、監査というのは規則条例等にのっとって監査するのが本当なんです。そういう中で、それが全然関係なく監査されていたから、ああいう結果になっているわけですよ。詳しくは言わなくても皆さん方のご承知のことだと思いますけれどもね。やっぱり、せっかくここで監査委員を入れるんなら、なぜ常勤、しかもある程度の、ある程度っていうよりも資格を持った人を入れないのか。その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これは、なぜ資格を持った方を入れないのかということでありまして、けれども、今回は、あくまでも非常勤の、行政の経験者を入れたいということで進めており

ました。今お答えできるのはこれだけであります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 監査委員、増やした場合には、何も非常勤だけでなくでもいいでしょう。内容的にはどうなんですか。常勤は入れることはできないんですか。その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） これもまた、一般質問の席であったわけでありまして。要は、非常勤の今の監査委員の制度と、外部監査という、これはそういう考えだと思いますね。外部監査という話は、残念ながら今回はない。なぜかといいますと、これはかなりの高額な金額が、一方でかかるわけですよ。ですので、とりあえず、その非常勤の監査委員を選択したということでありまして。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
消防長。

○消防長（佐藤清和） 本会議で補足説明申し上げましたとおりです。ここではございません。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これ、新しい条例ですよ。この趣旨について。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 今まで、消防長、消防署長の資格というのは政令で定められておりました。このたび、26年4月1日付で、消防組織法が一部改正されまして、今まで政令で定められていたものを、地域の実情に合わせて、各市町村で条例で制定しなさいという趣旨の通達がございまして、それに合わせて、旭市に限らず、全国的に自分のところの実情に合わせてたもので制定をしていくものであります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この第2条の2ですか、「市の行政事務に従事した者で」というと、これ、過去にやっていた市役所から出向した消防長のことだと思うんですよ。これはよく分かります。これも入っていていいんでしょうけれども、あと、この消防署長の職も同じように

なっていますが、よく、私も消防についてよく分からない、分からないというより、署で一番偉いという言い方おかしいかも分かりません。署長かもしれませんけれども、今の佐藤消防長も、消防署長から消防長になったわけじゃないですよ。たしか、総務課長か何かからなったんですが、この序列が分かりにくくて、どういうことで。

普通、署を代表するのが署長ですから、どこでも。だけれども、署長が偉いとかじゃなくて、署長よりも総務課長のほうが何となく上ですよ。消防長も総務課長から消防長になっていますよね。ですから、その点を明確に、消防長もこれになっているんですから、本来だったら、消防長は消防長なんでしょう。消防長、消防署長なんでしょう、これ。ということですよ。そういう具合にしていったほうがいいと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） この条例ですけれども、消防長の資格要件と消防署長の資格要件と2点が決まっております。

それで、消防長の資格に関しましては、消防事務に従事した職員で、消防署長もしくはそれと同等以上の職という、これが、いわゆる本部の課長になるわけです。総務課長、予防課長、警防課長があるわけなんですけれども、ですから、消防署長と、その3課長というのは同格でございます。ですから、その職務に1年以上いた者を充てるが資格ですね。

また、消防署長の場合は、2段目に出ています市役所の課長の場合ですね。市長の直近下位ということで、本庁の課長職になるわけですがけれども、その職務にあった者が2年という資格です。これは、消防自体が、すごくまだ若かったころに、経験年数とかそういうものがございまして、あるいは年代が空いてしまう場合がございますので、そういうときに本庁のほうから出向してもらおうと、そういうもののために残してあるものです。

あと、消防署長に関しましては、現場で指揮をとる関係ございますので、階級で消防司令の職ということで、これに関しましては、市からの出向はできないように、要するに消防吏員に限られている、そういうことでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 大体納得しております。要するに、今までは、さかのぼりますと議会の事務局長をやっていた方とか総務課長やっていた人が消防長に出て、それで今度、また収入役で帰ってくるって、そんなの多かったんで、そういうことはだんだんなくなっていくということだと思います。消防署にとっては励みになっていいかなと、このように理解しております。はい、分かりました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 本会議で補足説明した以外に、特にありません。よろしくお願いたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、督促状を発したときに徴収しております督促手数料を廃止するための改正と障害者等に対する軽自動車税の減免手続に係る負担を軽減するための改正でございます。詳細につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、全員協議会本会議等でご説明いたしましたけれども、保険年金課において作成いたしました旭市国民健康保険財政健全化計画において、平成26年から平成28年までの財政収支に不足が生じるため、税率等を改定するものでございます。

詳細については、本会議でご説明したとおりでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明が終わりました。議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今回、国民健康保険税、かなり上がるわけですが、それによって徴収率はどういうふうになるのか。概算、お伺いします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今回の改正に当たりまして、徴収率でございますけれども、先ほどは市税のほうは24年度の決算の徴収率ということでございましたけれども、やはり国保につきましては、24年度の決算では少ないだろうというふうなことでございまして、初めに26年度の、初めにといいますか、徴収率ですが、現年で89.20%、過年で15.40%という徴収率を立てました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 特に、この国民健康保険ですか、この国保の今状況を見ますと、極端に言えば、ごみ捨て場的な場所になっちゃっているわけですね。その中で徴収率が悪いから税率を上げると。結局、堂々めぐりになっちゃうと思うんですね。

そういう中で、この徴収方法をこれからどうやっていくのか。今のような、ただ土日の夜間ですか、納付窓口を設けていますでは、もう到底できなくなってしまうと思うんですね。例えば、一般企業であれば、もう売り掛は社員が一丸となって回収に当たる。やはり、この国保税もやはり税金の一種で、皆さん方の給料もこの中に入っているわけですよ。そういうことからすれば、やっぱり、職員一丸となって徴収に当たるのが本当だと思いますが、どういうふうに考えているのか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 職員一丸となってというご指摘、確かにそのようなことでやっていかなければ、国保税に限らず、市税のほうもそうだと思います。

国保税全体、各課でお願いすると、今まで旧町も旧市も、それから新市もやっておりましたけれども、各課に応援する体制は、年に何回かという限られた時間でしか応援のほうは、当然、していただける時間がないので、それはそれで設定するということが一丸となってやるということであるべきことだとは思いますが。

それで、他市町村の状況につきましても、30組ぐらい出て、1か月に限って外へ出るというようなことでやっているところもあります。

現状いいますと、取りに行くと、10世帯中、実際にいる世帯が2世帯ぐらいです。残りの8世帯は不在、それから親御さんしかいないというような形で、内容の明細を置いてくるというような状況でございます。その後、じゃ、不在だった方から連絡が来るかということ、それもなかなか件数的には少ない状況であります。

そんな中で、最近といいますか、ここ五、六年前から、臨戸徴収のあり方というのが非常に叫ばれておりまして、現実、税務経験のある方が、例えば退職しまして各市町村の徴収対策の講師になります。そして、その講師の方のお話、いろいろ聞きますと、要するに臨戸徴収も大切だが、きちっと納めている方と比べて、その経費を臨戸して費やすというのは、本当の意味で平等なのかと。やはり、納めない方については自分から、自ら納めに来てもらうような体制はとるべきではないかというような指導が結構あります。

正直言いますと、どこの市町村も臨戸というよりも、現在は、再三言っておりますけれども、財産の調査ということで、そちらに力を入れて、机上の中ですが、きめ細かな財産調査を行いまして、それで財産がその調査の結果、1つでも出れば、それをすぐ差し押さえると。じゃ、その財産調査もそれは市町村まちまちじゃないかというようなことがあると思いますけれども、その財産調査をどこまでやるかというマニュアルを、旭市のほうは昨年作りました。

というのは、個々の調査、個人個人やっていますと、その方の考え方だけで調査するような形になってしまいますので、同じ調査を同じだけやって、その結果、財産が出ないものについては、法律上、もうその家からは取ることができないという状況が分かった時点で、執行停止という法律的な措置があります。その執行停止になった世帯については、滞納は、額は徴収を中断するというので、3年間、その家の状況を見て、変わらなければ、不納欠損ということで欠損できるという正式なやり方がございます。

その辺が、ちょっと今まで、今言いましたように、きちっとした基準もございませんでしたのでそれを確立して、調査はきちっとやる。そして、財産が出たものは、預金であろうが生命保険であろうが、給料であろうが、出たものには即差し押さえをします。

ただ、差し押さえするといっても、当然、滞納者とのやりとりはいろいろとやります。どうしてもという場合もありますので、分納なりそういう方策も当然とります。ただ、どうしようもなく全然応答がないという場合もありますので、原則は財産が出たら差し押さえとい

うことで現在進めておりますので、なかなか、じゃ徴収率を一気に上げるかということも、非常に難しい中で、徐々に今上がってきておりまして、25年度2月末も、国保・市税とも、前年度と比べまして今2%を超えております。現年につきましては、5月まで徴収期間がございます。滞納繰越分は今月で終わりですけれども、そんな中で、あと残り若干ありますので、2%ではなくて、さらに徴収率を伸ばしていきたいと考えております。

長くなりましてすみません。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、特に国保税なんかは、現年課税に対して滞納がたしか半分くらいあると思うんですね。だから、この滞納分を徴収すれば、何も国保税上げなくてもいいと思うんですよ。

それで、先ほど課長が、10軒行っても2軒くらいしかいない。これは昼間行ったら当然じゃないと思うんですよ。やっぱり、取るとなれば、この間もちょっと、いわゆる訴訟の問題、取る気なら、やっぱり朝に晩に、いる時間に行くのが本当だと思うんですよ。

農協なんかでやったら、もう理事なんか、課長、理事、それから課長含めて、やっぱり夜歩くんですよ。それと同時に、そういうふうに、やっぱり皆さん、ただお役人で、皆さん方、ほら、税金でも何でも鉛筆なめたらすぐ上げて、足りない分回収できますからあれですけども、やっぱりその辺はお役人的な考えでなく、やっぱりそれによって、国保税を回収することによって、今度は平等の原則も成り立つわけですよ。それでないと、せっかく納めた人がばか見ちゃうわけですよ。納めない人の分も負担しなくちゃならないわけですから。

そういうほかの話は別にして、必ずもらうんだと、徴収するんだと、そういう気構えで、これ、やっぱり職員一丸となってやってもらわなくちゃならないと思いますよね。

そういう中で、副市長、どういうこれから対策を考えているのか、副市長に。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） まず、税務課長のほうから国保税だけでなく全体の市税の滞納のあり方、今の現状のお話をさせていただきました。

市税、それからほかの債権、この国保税だけじゃなくて、委員ご承知のとおり、滞納額があります。それで、ここ2年でしょうか、徴収対策室を作りまして、少しでも前に出よう、少しでも数字が見えるような、実績が見えるような形で徴収率を上げていく、滞納処分をしていく、そんな形で取り組みまして、今数字でも、効果が見えてきている状態になっております。

各課、それぞれの連携もとっておりまして、同じ人間でいろいろなものの滞納がある、そういうものも連携とってやるようにしておりますし、それぞれ所管の業務ありますが、一丸となってやるときは、全部協力しながら、ただいま税金の申告中でございます。このときも申告は、ほかの課の職員、手伝いながら、3月、徴収の強調月間ということで、外にも出ておりますし、税務課の職員は徴収に専念できる体制づくり、そんな形で進めております。夜間徴収、ほかの債権も回っておりますし、できる範囲で進めたい。もっと何でもできることをというふうに進めたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 徴収対策室を作った、ちょっとこれ離れる。例えば行財政課を作ったじゃなく、ただ何を作った、パフォーマンスじゃなく、やっぱり要は答えなんですよ。そうでしょう。答えが出なければ幾らどんなことをやっても何もならないわけですよ。一つ、ぴちちとした答えを出すよう、対策を、それから対応をお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 答弁いいですか。

太田將範委員。

○委員（太田將範） きょう、今回の議案の中で、公共料金の値上げというのは非常に多い条例が出ているんですけども、その中でも突出して大きいのが、国民健康保険の値上げという形であろうかと思えます。

ご承知のように、4月1日からは消費税率が上がるという中で、皆さん、市民の皆さんの収入って上がっていないんですよ。確定申告の時期ですけども、私どももちょっと関連する仕事やっているんですけども、非常に、もう逆に下がってきているという中で値上げなんですね。

特に、国民健康保険税の中で、応益割、要するに平等割と均等割額が非常に大きな値上がりになっている。資産割については、逆に値下げしているということで、応能負担部分について非常に上げが少なく、応益割の部分が非常に高い比率になってきているということになると、どういう結果が出るかといいますと、影響が出るかといいますと、生活保護を受けていない方で、所得の低い方、この方々の値上げが一番すごくなるんです。恐らく3割前後になるんじゃないかと思えます。

ですから、こうした形での値上げの仕方がいいのかどうかということについて、どういう検討をしたのか。1つがそこです。

それと、現在、先ほど財政課長のほうから話がありました。財政調整基金、かなり積み上がっております。今までは、一般会計からかなりの繰り入れを行って、この4年間値上げをしないで済んできたという形になっております。これはどのように検討されたのか、この2点についてお答えください。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国保の場合、全協とかいろいろでご説明しておりますけれども、医療分、支援金分、介護分と、3つの内容で組み立てられております。

初めに、原則的には、応能・応益。応能は所得割、それから資産割が応能割、それから平等割と1人の均等割が応益割になりますけれども、国保の原則としましては、50対50がバランス的には平等だというようなことが言われております。

25年度の当初予算と26年度の医療分、支援金分、介護分の個々の割合を申し上げます。

初めに医療分でございますけれども、応能が、25年の当初予算ですけれども、これが67.2%でございました。応益割が32.8%ということで、応益割のほうが約3割というような状況でございました。

26年度の当初予算を見ますと、応能割が57.5%ということで、若干下がりました。それで応益割が42.5%ということで、10%ほど上がっております。これは、今委員がおっしゃいましたように、平等割、均等割のほうが確かに10%ほど上がっております。

もう一方、支援金分ということで、こちらにつきましては、25年度の当初予算、応能割が41.4%でございました。これが、26年度当初予算では、52.1%ということで、約10%ほど上がっております。これを応益割を見ますと、昨年の予算が58.6%で、今年の予算が47.9%ということで、逆に下がっております。

それから、介護分なんですけれども、昨年の当初予算の応能割が46.6%、今年、26年度が51.9%ということで、約5%ほど上がっております。応益割については、昨年53.4%、今年が48.1%ということでございまして、この様子を見ますと、医療分につきましては応益割が10%ほど上がりましたが、支援金分と介護分につきましては、逆に応益割が下がっているということで、どこを、じゃ捉えたらいいかという、この内容の中でありますけれども、実態は、先ほど言いましたように50対50、トータルでそういう形に近づく形がやはりベターかなというような状況でおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員、それでいいですか。

○委員（太田將範） あの、もう1点。

○委員長（向後悦世） もう1点。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 基金のほうですが、基金は一応、保険給付費の5%は維持しろということですか。

それで、25年度は基金のほうから3億8,000万円、これを取り崩す予定になっております。以上です。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 少し補足いたします。

太田委員、財政調整基金が積み上がっているという話をされていまして、その部分での興味というか、そういうことだったと思います。

その中で、たしか全協の資料で国保の財政健全化計画、それを出していたと思います。その中で前提条件ということで、今回上げたとしても毎年4億円を一般会計のほうにお願いするんだというような形がございました。

26年度予算につきましては、4億円というのは確かに基準であって、ただ、今回の歳入歳出の差し引きで、6,000万円ほど見込みとして余るのかなという見込みがあって、それを差し引いた3億4,000万円を、今回上げたとしても繰り入れるという形で予算編成をしているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員。

○委員（太田將範） 先ほどの話ですけれども、50対50というのが理想的だという話はなく、国の指導だと思うんですよ。ですから、この地域に合った形での応能負担と応益負担の率を考えたほうがよろしいのではないのかなと、私はそう思うんですね。

そのことに関しまして、現在広域化計画がかなり進んでると思うんですけれども、その進捗具合と今回の値上げは関係があるのかどうか、この1点、ちょっと説明してください。

○委員長（向後悦世） 太田將範委員の質疑に対して、答弁求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 国民健康保険の今後ということなんですが、保険税・料の滞納問題や国保の抱える高齢者や低所得者加入割合が高い赤字体質ですね、など、国民皆保険制度の根幹である国保の構造的な問題は、どこの保険者、市町村も同じような状況であります。国保の広域化について、県単位の広域化ですが、一応29年度から実施するというようなこ

とで、厚生労働省と知事会などの地方との協議は、今始まったところでございます。知事会などからは、市町村から県に保険者が移行しただけでは、赤字体質は変わらないということなので、国保への体制支援など、抜本的な改革を、今要望している状況でございます。

そのようなことから、とりあえず、この26年度から28年度については、今回、策定しました国保の健全化計画に沿った国保の運営について、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 国保税の問題についてなんですけれども、かなり繰り入れをしていただいているのは存じております。そのことによって、かなり旭の市民の皆さんは、歓迎されていることだと私は思うんですけれども、特に均等割と平等割の部分での大幅な値上げというのは、やはり高橋委員がおっしゃっていたように、滞納を招くのではないかという心配というのは非常に大きいわけですね。ですから、これについてはもう少し検討していただければと思うんですね。

あともう一つ、広域化の問題では、後期高齢者医療制度が実施されたときに、この辺の地域は非常に安かったと思うんですね。その方々が、6年間かけて30%以上上がったという話になっております。ですから、今回の国保の広域化についても、非常にそれが危惧されるということなんですけれども、その辺の見通しについて、ちょっとお聞かせください。

○委員長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 国保の広域化に伴って、保険料をどうするかという話は、まだ全然協議のほうに入っていないので、その辺については、今後、平成29年度までに地方と国との間の話し合いになっていくのかなとは思っています。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、均等割、平等割、確かに低所得者の方に対しては大変ではないかというようなことでありますけれども、これも税率の改正で、ちょっとお話ししましたけれども、医療分の均等割を見ますと、今回の改正で、旭市は1万2,000円から2万1,000円ということで、9,000円ほど上がっております。他市の状況を見ますと、銚子市は2万4,000円、匝瑳市は2万円、香取市も2万円という状況であります。

それから、平等割について見ますと、旭市は昨年、今年度ですか、2万円から2万6,000円ということで6,000円上げました。銚子市を見ますと2万9,000円、匝瑳市が2万5,000円、香取市が2万4,000円。近隣の状況も、確かに必要だろうが、国保なんかについては、特に、

その市の状況が大切ではないかということも、確かにあると思いますけれども、当然、近隣の状況も加味しまして、いろいろと検討した結果、改正の率になったということでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 太田将範委員。

○委員（太田将範） 最後に、徴収のことでちょっとお伺いしたいんですけども、差し押さえ禁止財産というのがありますから、その中で、この辺の裁判等で判例が出てきております。特に、預貯金の差し押さえにつきましては、生活用の預貯金につきましては、月に3回以上取引があるやつについては生活用の預貯金ということで、差し押さえ禁止にしているようなところも出ております。

そういった点でいきますと、そういった差し押さえなんかのいろいろなテキストみたいなものですね、そういったものの中で、どういった形でやっていくのかというものを、どういうイメージを持っていらっしゃるのか、ちょっと差し押さえ禁止財産との関連で、ちょっとお考えをお聞きしたいんですけども、お願いします。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 当然、差し押さえ等というのは法律的な措置でありますので、そういう形で差し押さえできないものまでやってしまうということではできません。特に、給料なんですけれども、第一段階としては、給料を滞納者の勤め先にその給料の照会をします。当然、その照会をして事業者の意向を尋ねます。その事業主のほうで理解を得られるような状況になりましたときには、その方の例えば給料が20万円とかでありましたら、その20万円の中でも、当然社会保険料だとか税金だとか、差し押さえ禁止のものがきちっと決まっております。ですから、その基準を差し引いて、残りの部分でどれだけ差し押さえできるかというようなことで、その法律の中の範囲で、給与にしても生命保険にしても、預金にしても差し押さえを進めております。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今、太田委員のほうの質問で、今、あれですか、値上がりが均等割、銚子市が2万5,000円って言ったんだっけ。その値上がりの率、旭市はすごいですよ。1万

2,000円が2万1,000円になっちゃったんでしょう。7割ぐらい上がっていると思うんですけども、よそもこのぐらいの率で上がっているんですか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 近隣の状況なんですけれども、これは大体概要を言いますと、徐々に上げておりますので、旭市のほうとしましては、ここずっと上げておらなかったもので、その反動ではないんですけれども、そういう形で差がちょっと大きいというふうな状況が主なものだと思います。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それと、その全部上がっている中で、資産割が30%から20%に下がっていますよね。これはどういうこと。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 資産割につきましては、前の前の議会等でも出ておりますけれども、固定資産税で税金取られていて、なおかつ今度、その資産割を、固定資産税を基準に国保税を取られるということで、二重じゃないかということで、これは廃止すべきもので、それから率も下げるべきじゃないかということで出ております。これは県内どこでも同じ状況なんですけれども、確かに都心部なんかでは、資産割はありません。

ですから、今回も、その資産割についてどうしようかと、いろいろ考えましたけれども、じゃ、一気に30%からゼロ%にできるかというようなことも検討しました。それは、ゼロにした場合に、当然、ほかの均等割、平等割、所得割のほうに、今度は加算されます。というような中で、いろいろ検討して、今回は、じゃ30%から20%に下げようというような総体的に考えた中での減でございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この辺は、一番医療費安いんですよね、この地域が。だから、同じ県内でも、房州館山のほうへ行くと高いでしょう。この辺は医療費が一番安いところで、千葉県でも一、二位で、安さだと思うんですが、今回、この最高限度額、68万円から77万円になっちゃうんですよね。これは、やはり、よそもみんなこのぐらいでしょうけれども、医療費のいっぴいかかる地区も同じ、医療費のかからない地区も同じというのは、やっぱりこれは仕方ないことなんですか。

○委員長（向後悦世） 税務課長。

○**税務課長（佐藤一則）** この限度額につきましても、財政健全化計画等で説明してありますけれども、通常でありますと、法律で、この限度額決まった時点で、大体の市町村は、その決まった額をすぐに上げております。旭市のほうは、そういう形をとっていない中で、よその市町村と9万円ほどの差ができてしまっていました。

仮に、77万円で68万円から9万円上げたら、どれぐらい増えるのかなということで、限度額だけで見ますと4,500万円ぐらいの増です、9万円増やした場合ですね。限度額だけ、例えば改正した場合ですね。ですから、4,500万円の収入では、今回の当然、税率改正しなければ、財源は足りませんので、そんなことも踏まえまして、限度額につきましても、ちょっと説明しましたが、今年の4月から、また法律的に4万円ほど上がるというようなことになっております。ですから、当然、県内の中で、旭市のほうが、またそのままの状況にはなると思いますけれども、よその市町村については、恐らく4万円、また4月1日から上げるような方向で行くと思います。

以上です。

○**委員長（向後悦世）** 木内欽市委員。

○**委員（木内欽市）** 9万円上げて4,500万円という、世帯が約500世帯ということですか。

ああ、いいです、うなずいてもらえばいいです。はい。

それで、じゃ平均の、世帯平均でどのぐらい、旭市はなる。

○**委員長（向後悦世）** 税務課長。

○**税務課長（佐藤一則）** 25年度当初予算で比べますと、1世帯当たり25年度の当初が18万2,700円という金額でした。そして、26年度の当初予算は、1世帯当たり21万5,400円です。ということで、3万円ちょっとの増というようなことであります。

○**委員長（向後悦世）** 木内欽市委員。

○**委員（木内欽市）** 今も隣の平野委員と、ちょっと話ししていたんですが、これ、国保料、何か払ってなくても、何ですか、短期保険証とか何とか、そういうのも、やっぱり悪い影響与えているんじゃないですか、その未納の。どうなんでしょうか。

○**委員長（向後悦世）** 保険年金課長。

○**保険年金課長（加瀬喜久）** この2月12日現在で、ちょっと調べたんですけども、全体で1,495世帯が短期証と資格証を出しています。大体1万3,000ちょっとの世帯で。それで、短期証が1,083世帯、資格証が412世帯ですね。大体そのうち税額といいますと、30万円以下、滞納者なんですけど、滞納額30万円以下が約9割ほど占めております。

(発言する人あり)

○保険年金課長(加瀬喜久) 金額ですか。

(発言する人あり)

○保険年金課長(加瀬喜久) 9億円ほどになります。

○委員長(向後悦世) 木内欽市委員。

○委員(木内欽市) これね、国民皆保険制度で、それも見ないといけない、誤解されたら困っちゃいますけれども、よそもみんなこういうことで、この何とか対応を考えないと、9億円もそういうふうになって、その辺はどのようにお考えでしょうかね。

○委員長(向後悦世) 保険年金課長。

○保険年金課長(加瀬喜久) 今はどこの市町村、保険者も同じような状況で、問題抱えていまして、そういうことで、この広域化という問題が上がってきたんですけれども、いずれにしても、どうしても国保の世帯は所得が低い、また高齢者の割合が高いということで、どうしても所得が低いと保険料もなかなか集まりにくい。だからといって、医療費がかからないかということ、高齢者が多いから医療費がかかる。どうしても、社会保険なんかと比べると、どうしても保険料が高くなってしまうというのが、こういう現状になっています。

以上です。

○委員長(向後悦世) 木内欽市委員。

○委員(木内欽市) いずれにしても、これからどんどん医療費が増えるわけでありまして、まだまだこういう問題、もっともっと大きくなっていこうかと思いますが、ここは本当に大変な問題ですが、ひとつ知恵を絞っていただいて、よろしくまたご検討いただきたいと、このように思います。ありがとうございます。

○委員長(向後悦世) 太田將範委員。

○委員(太田將範) 今の議論で、大体問題点というのはかなり出てきたと思うんですけれども、はっきり言いまして、もう国民健康保険の制度そのものが、高い保険料とそういったもので破綻しつつあるんですね。結局、国からの支援というものはどういうふうにかち取るかということにならないと、これはもう解決できないと。どこの行政地区でもそうだと思うんですね。ですから、国に対してどのようなことを働きかけているのか、何かありましたら説明してください。

○委員長(向後悦世) 保険年金課長。

○保険年金課長(加瀬喜久) 今の段階で、まだ各市町村、どういう対応とかという話はない

んですけれども、いずれにしても、広域化に向けて今知事会等が国と、国の対応、どれだけ国がお金を出せるんだということになると思うんですが、その辺を今協議始まったばかりですので、今その状況を見守っているところでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 22号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。本委員会では、特に補足して申し上げる内容はございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 参考のためにお聞きしますけれども、例えば24年でも25年でもいいんですけれども、その利用者数ですか、全体の。結局、この料金改定されましたね。そういう中で、じゃ前年度の利用状況を見た中では、どのぐらい全体で利用料金が上がるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案質疑の中でも、同じような内容でご質問がございました。

この使用料なんですけれども、24年の決算をベースで、そのときに利用した人が、例えば

個々に、みんな減免とかもありましたので、それを減免もしないで、今回の料金改定した内容と、その利用した方の金額を掛け合わせて、1年分で積算してみました。

そうすると、同じ利用者であって、全て同じ、今回の改定で支払ったとしたら、約300万円ほど増になりそうな状況でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今、300万円増ぐらいになるというお話ですが、各項目というか、各所管別に分かりますか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 例えばということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

○財政課長（加瀬正彦） 例えば健康福祉センター関係、これなんか、例えばあさひ健康福祉センター、飯岡福祉センター、海上健康増進センター、いいおかけんこうセンター、これ、4つございますけれども、これら足し込みますと、ここだけで約300万円ぐらいは増になるのかなという、そういうイメージです。

それと、パークゴルフがございます。ここは、月決め利用会員が多い関係もあって、250万円ほど増になるのかなと。それから、あと市民会館とか第二市民会館、青年の家、公民館の関係、それからユートピアなんかも含めた、いわゆる社会教育施設、これでいきますと、実際には530万円ほど減になるのかなと。

そういうものの差し引きで、先ほどの300万円というような状況があるということでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 増は分かりました。じゃ減、減るところも、相当あるんですね、これで見ると。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） はい、確かに料金設定、補足説明のときにも、ちょっと申し上げたんですけれども、海上の公民館、これは部屋単位がおおむね1,000円程度の料金設定でございました。ここを、いわゆる今回は同じ施設であれば統一しようというのが、一つ大きな原則でございましたので、それでやっていたときには、海上だけで400万円ぐらい減になるんだろうな。

ただ、これは一概に全て、例えば減免等の関係もありますから、従来減免をしていた施設

の取り扱いを、同じような形で料金を改定して計算することはできませんので、今回のあくまでも推計は減免がなかったものとして、料金を払ってやったらこうなるだろうというような推計だということでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この公民館の利用料が海上は大幅に下がっているんですが、こういうのは、やはりよそからとか、いろいろこういう声があったんですか、やはり。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案の中でも、ちょっと申し上げましたけれども、1市3町にある施設、それぞれみんな本当にばらばらでした。この7月には10年目を迎えます、合併いたしまして。それぞれに施設がみんなばらばらな運用でいいのかな。同じような形で、例えば社会教育を受けるのであれば、同じような利用料金体系にする必要があるだろうというのが、今回の大きな趣旨で1点目で、そういったものがありました。

それ、誰かから要望があったとかということでは現実にはないです。ただ、少なくとも、今まで減免もある程度適正な形で運用していくことも必要だということも含めて、今回、この使用料の関係はヒアリングをした中で、最終的に統一を図ったということでございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、今のお答え、減免も、これからは減免もなくしていくというような方向ということになるんですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 減免も、一定の同じ基準を持ってやっていく必要があるだろうということですよ。

例えば社会教育施設と、例えば公民館と、それから体育施設があります。体育施設等は、従来全ての、例えば使う方全てが減免という形は実際にはあり得なかった。

だけれども公民館というのは、ある程度、その地域に住んでいる人が、手を挙げて何かそのまま集まってやれば、全て減免になってしまうといったみたいなのが現実にはありました。ですから、そのところは、例えば少なくとも、1部屋300円であったりとか、そういうものは、ある程度の一定の基準で運用していく必要も考えてほしいということもあって、値段を統一しながらやっていくということにさせていただいたという、数字の中では表れませんけれども、そういった話し合いも下で行ってきたということがあります。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 23号につきましても、本会議におきまして補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(加瀬正彦) 28号の議案でございますが、これも本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長(佐藤清和) 30号につきましては、本会議で補足説明いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひします。

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長(向後悦世) これより討論を省略して、議案を採決いたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市監査委員条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、あらかじめ資料をお配りしてございます。千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金制度というA4の横長の1枚の資料があると思います。それを見ていただきたいと思いますが。

では、千葉県市町村総合事務組合に納めている退職手当の負担金制度が、平成26年度から大幅に改正されます。その概要について、ご説明を申し上げます。

まず、平成25年度、現在の退職手当の一般負担金というのがございます。この内容を説明いたします。

納める負担金は、この1) 定額方式であります。

平成19年度の一般負担金と同じにする。言いかえてみれば、19年度から現在まで、平成25年度までは定額、ここに18億5,653万5,046円という数字がありますが、この金額を19年度からずっと同じ金額で納めていたわけでありまして。

ただし、2) に減免制度があります。

こうずっと納めたものの、累積収支が60億円を超えますと、減免の対象となるものです。

これは、一番下の表をご覧くださいと思います。一番下の表に、一般負担金額推移(旭市分) というのがあります。これ単位は100万円単位です。

平成19年度から24年度までの一般負担金というのは、毎年18億5,600万円でありました。

結果として、累積収支が80億円を超えちゃったんです。そして、減免対象の60億円を20億円も上回ってしまいましたので、そこで25年度は全額減免ゼロとなったわけでありまして。

それが、またその上の4行目あたりに、また戻っていただきたいと思いますが、26年度からの退職手当の一般負担金制度が変わったというのがここにあるわけです。

まず初めに、納める負担金は1) で、需要額按分方式となったんです。退職手当がどのくらい見込めるかということが、まず基本で、その負担金を納めてもらいましょうですから、全く、これは変わったわけでありまして。

今後、5年間の退職手当支給見込額を積算しますと、1年当たりの額を定めた負担金となるわけです。

次に、2)です。累積収支縮減制度として、累計収支黒字を5年間、平成30年度までですけれども、平成26年度から30年度までですけれども、20億円まで縮減するといたしました。

具体的に、真ん中の表、横長のその表で説明したいと思います。

需要額按分方式による一般負担金額積算（旭市分）というところです。一番左の枠の中に、退職手当支給見込額が入ります。これは平成26年度から30年度まで5年間で65億7,900万円であります。

一方で、右に1つ飛んで、平成25年度累積収支の見込みというのは69億6,000万円であります。

一番右、平成30年度までに20億円にするわけですから、平成26年度から30年度の負担金の年額を計算しますと、この太枠にあります324という数字です。3億2,400万円と見込まれます。

旭市の負担金は、年額、先ほどの25年度までは18億5,600万円と言いましたけれども、そこから、今度は26年度以降は3億2,400万円と、この大幅に改善されましたというご説明であります。

以上であります。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、今、総務課の次の資料になります。ご覧いただきたいと思えます。

国からの復興交付金の配分について説明させていただきます。

この資料は、先ほど議案第9号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についての補足説明で申し上げましたが、3月7日に、国から東日本大震災復興交付金が配分されたもので、その内訳を記載したものであります。

今回は、ここにあります4つの事業が交付金の対象となっておりまして、それぞれ交付金の額と事業概要を説明いたします。

まず、飯岡中学校改築事業であります。国からの交付金の配分額は7億9,630万3,000円です。

内容といたしましては、事業概要欄にありますように体育館と校舎が対象で、平成25年の増額分と平成26年度の事業費に充てるものであります。

平成25年度の増額分とありますのは、平成24年11月30日に、平成25年度事業分として、既に第4回分で3億1,541万6,000円が配分されておりますが、その後、基礎工事の変更や物価上昇に伴いまして、事業費の増額が必要となりましたので、今回増額分としていただいたものであります。

次に、富浦小学校避難施設設置事業であります。配分額は2,145万4,000円です。

内容といたしましては、避難施設として校舎に外階段を設置するとともに、屋上に転落防止柵を設置するものです。

次に、災害公営住宅家賃低廉化事業ですが、配分額は1,596万7,000円です。

内容といたしまして、災害公営住宅に入居される方の居住の安定確保を図るため、家賃を低く設定いたしますので、その分、国から措置がされるものであります。

次に、東日本大震災復興特別家賃低減事業ですが、配分は199万7,000円です。

内容といたしましては、災害公営住宅の入居者のうち、特に所得が低い世帯は、家賃をさらに低い額に設定するため、差額について国から措置されるものであります。

これを合わせますと、今回、8億3,572万1,000円の交付金を配分いただきました。

なお、この交付金につきましては、今回を含め6回配分いただいております。累計といたしまして、総額18億9,941万7,000円となります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課主幹。

○行政改革推進課主幹（伊藤憲治） それでは、行政改革推進課から2点、ご報告いたします。

まず、1つ目は、公共施設現況調査についてです。

お手元にお配りしております公共施設現況調査報告書、ご用意いただきたいと思います。

この報告書ですが、施政方針の中で申し上げました公共施設白書を作成するための基礎的な調査として、公共施設の現状と、将来必要となる費用の見通しなどを取りまとめたものでございます。

公共施設白書そのものにつきましては、現在作成している途中でございます。でき上がり次第、議会をはじめ市民の皆様にもお示ししてまいりたいと思っております。

なお、今回の報告書につきましては、あくまでも速報でございますので、最終的に公共施設白書という形にした際には、数値も含めまして、多少修正が出てくる可能性がありますことを、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、表紙をめくっていただきまして、右側の1ページをご覧くださいと思います。

す。

ここでは、現在までの人口推移と今後の推計というものを年代別に分けてグラフ化しております。今さら申し上げるわけでもありませんが、今後、人口は減少していきまして、少子高齢化がますます進行していくことが表れております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

今申し上げました人口の推移を、今度、高齢者人口の割合も含めまして、割合という形で折れ線のグラフにしております。ここでも、やはり今後高齢者の割合は増えていきまして、生産年齢人口あるいは年少人口というものが減っていくということがお分かりいただけるかと思っております。

これで何が言えるかといいますと、近い将来、働く世代の負担が増えてくるのではないかなということが懸念されるところでございます。

下の表になりますけれども、下の表につきましては人口の減少の割合、年少人口の減少の割合を現在の、その学校ごとにいる児童の数に単純に一律で掛けて将来の数を推計したものでございます。

ちょっと学校ごとに過去の推移を勘案しておりませんので、推計数値につきましては、ちょっとかけ離れた数値になってしまっているかと思いますが、合計につきましてはそんなに変わらないものかなと思っております。

ちなみに、一番下の行、黄色で塗ってある部分だけ申し上げますと、平成25年度、これ、現在でございますが、児童・生徒の数が5,373人、これが平成52年には3,252人、ここまで推計されている。単純な推計でございますが、あくまでも、ここは参考程度におさめていただければと思います。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。ここから5ページにかけては、合併後の財政状況を表しております。

3ページの上のグラフにつきましては、一般会計の歳入の状況になります。ここ何年間で全体としてはプラス25%ということになっておりますけれども、そのうちの下の青色の部分、自主財源につきましては、平均で15%の伸びという形にとどまっております。

この自主財源の伸びといいますか、自主財源だけを取り上げて、下のグラフにもう一度表しております。内訳として表しております、このうち、下のほうに色を塗った4つの部分がありまして、これを加えたものが税収ということになります。その税収については、19年の税源移譲で増えた後、ほとんど横ばいというような状況がうかがえます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

上のグラフは一般会計の歳出の推移でございます。やはり伸びておりまして、23、24、震災関係で伸びております。このうち、消費的経費の部分、赤茶色の部分なんですけれども、それを下のグラフに内訳として示しました。下のグラフをご覧いただきたいと思います。

さらに、その茶色の部分ですけれども、人件費につきましては、ここ8年ほどで13億円ほど減りました。一方、1つ上の扶助費、矢印で書いてある部分ですが、これにつきましてはほぼ倍増しております。非常に増えているということがお分かりいただけるかと思えます。

右側の5ページに移りまして、下のグラフのほう、ご覧ください。

投資的経費の推移を表したものでございます。投資的経費の総額につきましては、ここ数年の中で36億円から54億円の間で動いております。このうち、いわゆるハコモノと言われる公共施設の工事費、このグラフですと下のほうの青色で表した部分でございますが、これ7年間の平均にいたしますと年間約15億円となっております。ここ一つ、15億円というのがポイントとなる数字でございます。

次に、めくって6ページをお開きいただければと思います。

ここには、公共施設、いわゆるハコモノの現状を示しております。市で、現在保有しております施設のうち、中央病院分を除きまして、残りの施設につきましての総床面積でございますが、それをグラフの右上のほうに黄色で塗って、四角で表してある部分がございます。数字としては、約21万3,000平方メートルとなっております。

その内訳を棒グラフで表しておりますが、これは建築した年度ごとにどのくらいの面積を整備していったかということを表しております。昭和52年から平成12年くらいにかけて、多くの公共施設を整備してきたということがお分かりいただけるかと思えます。

さらに、ここの整備した年度を10年単位でくりまして表したものが、そのすぐ右下の円グラフになります。これをご覧いただきますと、建築から30年以上たっているものが、左側約半分ぐらい、全体の47%を占めていることになります。

また、一番下のもう一つの円グラフであります。これはそれぞれの施設を機能別に分類した割合でございます。黄色で四角で塗った部分がございますが、約半分が学校教育関連施設で占められていることがお分かりいただけるかと思えます。

右側の7ページに移ります。ここから13ページまでは、ハコモノ公共施設の更新費用に係る将来推計をお記しております。

この7ページにおきましては、その推計をするための前提条件として、3つ表示しており

ます。詳しい説明はしませんが、一つは耐用年数をどうするか、更新の時期をどうするか、単価をどうするかということの国の基準等を用いて表しております。

めくっていただきまして、8ページをご覧いただきたいと思います。ここが骨になってまいります。

ここでは、現在ある施設を今後も全て維持更新していくと仮定した場合に、今後、どれだけの費用が必要になるかというものをシミュレーションしたものでございます。この先、50年、55年先までを3つのパターンで推計しております。

一番上のグラフでございますが、これは1つ前の7ページで作りました条件そのままという形です。ちなみに、耐用年数のときに、そのまま更新していくというごく普通の形の更新のパターンでございますが、これでいきますと、年平均で、今後25億円が必要となる試算が出ました。それは、赤い横の線で示してあるラインでございます。その下に、黄色い横で示してあるラインがございますが、これが先ほどちょっとポイントとなると申し上げました、今使っている15億円という数字でございます。

したがって、ここに10億円の開きがあるということになります。

あと、真ん中のグラフですが、推計方法をちょっと変えまして、改修の費用というものを少し圧縮した場合ということで、もう一つ試算をしました。それでも、年平均で約22億円が必要となる結果になっております。

さらにもう一つ推計としまして、長寿命化を図るということで、耐用年数を2割伸ばした場合ということも試算をしてみました。それでも、なお年間20億円という数字になっております。いずれにしても、その15億円という数字を上回る形で必要になるという推計が出ております。

それで、個々の施設ごとに、じゃいつごろやるかということになってこようかと思えますけれども、それにつきましては10ページから13ページにかけて施設ごとに記してありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。ここから17ページまでは、インフラ、いわゆる社会資本の更新費用の推計を表しております。

14ページにつきましては道路関係の更新の費用を、15ページは橋梁、橋の関係の推計です。細かい説明は省略いたします。

開いていただきまして、16ページご覧くださいませ。ここではインフラのうち、上水道の更新費用の推計を表しております。上水道につきましては、昭和50年代に一斉に配水管の整

備を行いました。このため、今度表れてきます更新の時期ということも集中してまいります。近い将来、多くの費用がかかってくるということが、このグラフの高さからご理解いただけるのかなと思っております。

右側ですが、上は下水道の推計です。

その下、17ページの右下になりますが、ここには現在の施設の維持管理費等をグラフで表したものでございます。グラフが3本ありますが、上下の真ん中のところに、維持管理費の金額を、内訳もありますけれども、合計だけご覧いただければと思ひまして、年間で約18億円の維持管理費が、現在かかっているということを表しております。

最後になりますが、裏のページ、18ページをお願いいたします。

ここで、少しまとめという形で表しております。ページの上半分のところに、ちょっとイラストを描いておりますけれども、今後の公共施設のあり方を考えるとき、4つの視点が必要になるということ考えたものでございます。

左上の1番目、人口でございますが、総数は減っていくということ。そして、高齢者は増えていく。一方で、生産年齢人口は減って、少子化の早期克服というのも母体数が少なくなってきた中で、なかなか難しいのかなという現状を表しております。こういったことから、今後、市の活力が低下していくということが懸念されるところでございます。

右側いきまして2つ目、財政でございます。高齢化が進んで扶助費が増えていくこと、人口が減って税収が減っていくこと。地方交付税、ご案内のとおり、合併特例の終了で、今後減ることがもう想定されております。こういったことが挙げられます。

したがいまして、今後、ハコモノというものに使えるお金、現在は15億円でございますが、これの確保というのも難しくなってくるのではないかなと考えております。

左下いって、3つ目、ハコモノ公共施設ですが、近い将来、大量に更新時期を迎えるということが、もう分かっております。そして、これを全て更新していくには、最低でも、さっきシミュレーションしましたとおり、毎年20億円はかかっていくと。維持管理費も毎年18億円が必要になるという現実がございます。

最後に、その右側でございます。4つ目のインフラ施設でございますが、さっきも申し上げましたとおり、水道管の更新時期が一斉に来ること。橋とか道路といったものにつきましては、老朽化による事故というものを未然に防ぐことが必要になってきますので、これらの更新というものは必要不可欠でございましょう。

したがいまして、ハコモノの更新に使える、そのほかに使える部分というのは、かなり金

額の制約が出てくるのではないかと思います。

こうした4つの視点を踏まえたときに、全ての施設というものは耐用年数があるんだと。また、その施設を更新する費用というのは、今の、あるいはこれから生まれてくる子どもたちが負担していくことになるんだと。さらには、財政状況の見通しが厳しい中で、使える財源が限られてくる。こうした課題をどう解決していくのか。それを、今真剣に考える時期に来ているのではないかと考えております。

それには、まず議会をはじめ、市民の皆様にご覧いただいた現状をきちんと理解をしていただくことが必要だと思っております。その第一段階が、今回のこの調査報告書であり、あるいは現在作成中の公共施設白書だというふうに考えております。

そして、その次のステップになりましたら、施設全体のスリム化というのも含めました公共施設整備基本計画と言われるようなものも策定していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上、ちょっと長くなってしまいましたが、公共施設現況調査の報告を終わります。

続きまして、もう一つご報告がございます。

事務事業評価結果の概要についてでございます。

お手元にA3サイズで3ページの資料がございます。これをご用意いただきたいと思っております。

平成25年度は、昨年度に評価しなかった事業を中心にしまして、63の事業を対象といたしました。このうち、幾つかの事業は分割して評価したものもありましたので、最終的には70の事務事業について評価を行ったところでございます。

また、評価に当たりましては、今年も職員の意識改革、庁内議論の促進、改善策等の実効性の向上、この3点を重視して取り組むこととしまして、担当課による評価を行った後、一部の事業につきましては、行政改革推進委員会による外部評価ですとか、市長を中心とした幹部層による二次評価も行ったところでございます。

この一覧表は、その結果を取りまとめたものでございます。

それでは、この表の見方も含めまして、概要を説明いたします。

左から、所管課が書いてあります。そして、事業名と続きまして、その次に成果とコストについての黒い矢印がございます。この矢印ですが、評価による今後の方向性を示したものでございまして、例えば一番上の行になりますけれども、文書管理費では、成果は上向きの矢印としておりますので、これは成果向上するということを表しております。また、コスト

というところには何も矢印がございませんので、現状維持ということを表しております。下向きの場合には下がるということになりますけれども。

以下、こういった形で、今回行いました70の事業につきまして、矢印の組み合わせのパターンで集計いたしますと、全部で6つに区分けすることができます。

1つ目は、成果を向上させてコストは削減するものが23事業です。成果向上でコストは現状維持が20です。表示はございません。成果を向上させ、コストも増加するというものが8でございます。成果は現状維持でコストを削減するものが13。成果もコストも現状維持というものが4。最後に、廃止、休止とするものが2となっております。

その次の、矢印の右側のところになりますけれども、外部評価と二次評価を実施した事業について印を入れております。さらにその右側につきましては、事業費と一般財源について、平成25年度と26年度の当初予算ベースで比較をしたものです。さらにその右側には、その増減の理由なども記載しております。

次に、大変恐縮ですけれども、資料の最後のページ、3枚目をご覧くださいと思います。

下のほうの合計欄になります。左下のところに合計欄①というのがございます。今回評価しました70事業について、25年度と26年度を比較しますと、事業費ベースでは、比較の差額が1億1,441万5,000円の増、一般財源ベースでは、1億1,038万5,000円の増となっております。これの増につきましては、単年度で実施する解体工事ですとか臨時的経費、こんなものが増えていたり、あるいは人口減少対策として実施しております第3子の保育料無料化といった政策の展開に伴う一般財源の増なども入っておりますので、こういった点を差し引きますと、その下の③になりますけれども、事業費ベースで6,222万3,000円の増、一般財源ベースでは、147万3,000円の増となっております。

今、差し引きました特殊要因の額につきましては、上の表の中の左右の真ん中ほどに特殊要因として記載しております。

次に、その3ページ、今ご覧いただいておりますので、もう少し表を説明しますけれども、一覧表の右側のほうには、事業費削減（減）改革改善（改）というような欄がございまして、これは担当課によりまして評価した際に、事業費の削減余地はないのか、あるいは今後の方向性というものを踏まえた中で、事務事業をよりよいものとするためにどんなことを実施していくかについて考えた結果を要約して記載したものでございます。

こういった内容に基づきまして、じゃ、26年度予算へすぐ反映できたものがどれぐらいあ

るかというのを、一番右側のところに効果額として記載をしているところでございます。

その総額をご説明します。下のほうになりますけれども、下から5行目でございます。3ページの一番右下5行目、下から5行目です。2,979万9,000円という数字があります。これが事務事業評価による効果額ということで捉えたものでございます。

さらに、今回評価しなかったもの等もありましたので、そこへの波及効果もありまして、それを足しますと、2つ下になります。その2つ下になりますが、3,103万8,000円の減となっております。

さらに、その下には3,103万8,000円の内訳を記載しておりまして、コスト削減効果があったものとして、3,704万6,000円の減、事業の成果を向上するために、逆に予算の増額を行ったものとして600万8,000円の増、こういった形で取りまとめたところでございます。

個々の事業につきましては、ちょっとここでは説明を省略をさせていただきたいと思えます。一般質問等でもお答えした内容でございますので、こちらの表でご理解をいただければと思えます。

最後になりますけれども、事務事業評価につきまして、今後も評価結果に基づく改革改善案の具体化に努めますとともに、事務事業の見直しですとか予算への反映を通じまして、市の行政運営の改善に役立てていきたいと考えております。

行政改革推進課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 市民生活課から、旭市男女共同参画計画を策定しましたので、概要についてご説明をいたします。

お配りしましたお手元に旭市男女共同参画計画という冊子のものがございますので、これをちょっと見ていただきたいと思います。

まず、計画の1ページをお開きをいただきたいと思います。

1番目で、計画策定の趣旨でございますけれども、少子高齢社会の進展や社会経済の急激な変化に対応するため、男女が社会の対等な構成員として、ともに責任を担う社会を実現するため、男女共同参画社会づくりが重要となってきます。

その取り組みとなる旭市男女共同参画計画を作成したものでございます。

2番の計画に位置づけでございますけれども、（1）番では、国の男女共同参画社会基本法、これに基づく計画となります。

また、（2）ですけれども、国・県の男女共同参画基本計画、それと市の旭市総合計画と

整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に推進していくための計画となります。

(3) 番になりますけれども、この計画につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV法と言われるものですが、これに基づく施策の実施に関する本市の基本計画としても位置づけをしております。

3番目ですが、計画の期間ですが、来年度、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、以後、見直しを行っていきます。

3ページをお願いしたいと思います。計画の体系となります。

図の左側、基本理念を男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を發揮することができる社会の形成といたしました。

右側ですが、基本目標として、男女が互いを尊重する社会づくり、男女が個性と能力を發揮できる環境づくり、男女が安全安心に暮らせる社会づくりとし、8つの主要課題と施策の方向を設定いたしました。

次に、施策の主なものをご説明いたします。

5ページ目をお願いしたいと思います。

施策につきましては、下段の表のとおり、事業名、事業内容、担当課を以下、各項目共通して掲載をしております。

まず、主要課題1ですが、男女共同参画意識の形成を図るため、男女共同参画社会づくり啓発事業、それと相談体制の充実などを図ります。

飛びまして、10ページ目をお願いしたいと思います。

主要課題3、あらゆる暴力の根絶と人権の尊重を図るため、(2)番になるんですが、DV・虐待被害者等に対する支援体制の充実として、警察や関係機関と連携し、相談窓口の充実やDV・虐待被害者の支援を行っていきます。

ちょっと飛びまして、23ページをお願いしたいと思います。

主要課題の8としまして、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図るため……22ページですね。ちょっとその中の23ページの表の真ん中の(4)番、防災における男女共同参画の促進といたしまして、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりや女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備などを行っていきます。

続きまして、24ページをお願いします。

計画の推進につきましては、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深めるため

の取り組みや、国・県との連携強化を推進するとともに、計画の進行管理を行いまして、着実に計画を推進していきます。

続きまして、25ページになります。

計画期間の主な施策の一覧表となります。

次のページの26ページから48ページまでは参考資料としまして、計画の策定経過や男女共同参画の動き、また関係法令などを掲載をいたしました。

なお、この計画につきましては、庁内組織の男女共同参画計画策定委員会が中心となりまして、市民意識調査、市民で組織しました旭市男女共同参画推進懇話会、また、パブリックコメントを実施し、市民の意見をいただき、作成をしたものでございます。

また、この概要版を作成しまして、区長さんを通じて全戸配布する予定でございます。

以上、計画の説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 千葉県市町村総合事務組合の退職金の関係でございますが、旭市は、この積立金が減額されるということでございます。そういう中で退職金も、職員今年から、正式に言いますと今年からですよ、25年度から退職金も減らされたわけでございますが、例えば、この組合員で今積立金ありますね。この職員が全て退職した場合、この積立金で賄えるんですかね。それ、市ではそういう数字持っていますか。もしお分かりであれば。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今、高橋委員から一気に退職した場合って、あり得ない話ですけども、そうしますとやっていけないということですね、結論からしますと。これはあくまでも積み立ててあるものでなくて負担金をもらって払っている制度ですので、もし一斉に退職したら、それは成り立たないというふうになります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） じゃそうしますと、先食いしちゃっているということなんですね。県なんかは独自でやっている中で、退職金払うときに足りなかったら、わざわざ退職手当借入金とか借金しているんですよ。ですから、現在、じゃ一斉に職員がやめるとなったら、もう全然足りないということで、どのぐらい、例えば、きょう現在やめるとなったら、どのぐら

い賄えるんですかね。そういう数字は全然お持ちじゃないですか。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 将来負担とか、その計算したのを持っているかという高橋委員の、恐らくそういうことだろうと思います。

とにかく、全体でやっていることでありまして、あくまでも、我が市は総合事務組合から見て、黒字だったということが大問題であって、そちらばかりずっと追いかけていたもので、高橋委員がおっしゃるとおり、千葉県全体のことをよく計算しとけよということは、改めましてその辺また整理したいと思います。きょうは申し訳ないです。そういった資料はないということをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、一般企業であれば、退職給与引当金で支払う分、積んでありますから、これはあるわけですよ。この場合はね、あれでしょう、最後の一番大きい数字にばんと60掛けちゃうから、足らなくなっちゃうわけですよ。しかし、そうはいいまして、将来的に、これは足りなくなったら、かなり、今度はあれですよ、市の負担が大きくなっていくわけですね。

そうしますと、結局住民サービスが低下しちゃうわけで、それだけ仕事できないですからね。ですから、その辺を、やっぱり、この事務組合ですか、徐々にでも積み立てをしていくとか、一気に負担が増えないようにしたほうがいいと思いますよ。

それから、もう1点、今事務事業評価の事業一覧表ですか、出ました。そういう中で、行財政改革やっているんですが、逆に増えちゃっているんですよ。この数字見ますと、増えちゃっているんですよ。その中で、じゃ行財政改革課の26年度の予算金額は幾らになるんですかね。ちょっとその辺お分かりであれば。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課主幹。

○行政改革推進課主幹（伊藤憲治） 高橋委員、私ども行政改革推進課の予算ということですよ。ろしゅうございましょうか。

平成26年度の予算額でございますが、468万1,000円という形で、今回計上いたしております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いや、それじゃなくて、人件費を含めて一切合財の予算ですよ。  
(発言する人あり)

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） かなり高橋委員の質問……本当にアバウトですね。これは7人で5,000万円という、こういったアバウトな数字を出しました。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 行革というのはね、これでは、ただパフォーマンスじゃないんですか。ただ、やっていますよって。しかし、これ、今の市長になってから一番の目玉商品じゃないんですかね。それが逆に、行革課を作ってそれだけの金をかけて、なおかつ今度はこういうふうに数字的に見ると増えているわけですよ。これでは全然横の連絡もとれていないし、それから、行革課は何のために作ったか分からない。全く逆行なんですよ。どう思いますかね。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課主幹。

○行政改革推進課主幹（伊藤憲治） 高橋委員のお叱り、分かるところもございます。人件費含めるといっぱいお金かかっているのに、何でこんなに増えているかということでございましょう。

確かに、25年度と26年度の予算ベースで見ますと増えているというところは否めないところでございます。ただ、この内容につきましては、先ほど説明の中でもちょっと触れましたけれども、施策の展開ですとか、臨時的な経費がたまたま含まれていたというふうなこともございまして、そんな経費を除きますと少し減ってきます。

それでも増えているわけございまして、事務事業評価として、今回、最後の数字、評価額の結果として3,700万円何がしという数字を申し上げましたけれども、この数字に表れないものもたくさんあるというふうに、私ども考えております。それは、今回の事務事業評価というものが、職員の意識改革ですとか、そういったこと、あるいは庁内議論できちんとやっていくんだと。そして、自らいろいろ考えていくんだということも大きな視点にして取り組んだところでございます。

今回、本格実施して2年目ということになりますけれども、評価を実施していく中で、市役所の中での職員を対象にした研修会もたくさん行ってきました。

その後、研修会を行った後でアンケート等も実施しております。アンケートの結果によりますと、やってよかったといいますか、よく分かったと。今までの仕事のやり方というものをきちんと見直すべきということの、その習慣づけというものができたという効果も、予算の数字にはありませんけれども、出ているのではないかなというふうに思っております。

さらに、もう少し別の話を申し上げますと、今回、26年度予算にすぐ反映されたというこ

との数字だけで申し上げましたけれども、今回評価を行った、あるいはそのほかにも、私ども行革で進めている事柄が、すぐ表れないで、翌年度あるいはもう少し先になって、実際の効果として表れてくるものもあるのではないかなというふうに考えております。

さらに申し上げれば、事務事業評価だけではなくて、私どもの課、徴収対策ですとか、そんなところも取り組んでおりまして、そんなもろもろのことも踏まえまして、一生懸命頑張っているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私はお叱りって、私は何も怒っていないですよ。

それで、きょうは課長がいませんからあれですけども、この行革課ができて何年ですか。もうかなりたっているわけですよ。そんな中でね、いまだこれ作って、まだ、実際、前年から見たら経費も増えている。それから、毎年五、六千万円使っていたら、もう行革課できて何年するか、かなりの金額使っているわけですよ。

それで、幾らきれいごとを並べたって、やっぱり最後は数字なんですよ。ましてやあれでしょう、合併に伴う算定替の交付税、毎年約4億円くらい減っちゃうわけですよ。それを見据えてやらないと、最後とんでもない。最後、しわ寄せは市民に来ちゃうんですよ。住民サービスが。皆さん方は給料でも何でもとるものっちゃうでしょう。やっぱり、市民サービスを落とすなら、皆さん方もやっぱりそれに伴って落とす。

この前だってそうでしょう。給与削減だって、自分らだけはいいいところっておいて、あと住民は関係ないってことでしょう。それと同じで、やっぱりせつかくこの行革を作ったら数字目標を立ててやる。それが当然だよ。ただ、何をやりました、そんな口はいいいんですよ。やっぱり数字で表す。そのためには、やっぱり、中期目標ですか、それから長期目標。ただやります、やります、言葉だけじゃなくて、やっぱり数字を、算定替の法で減る数字、やっぱり最低でもその数字を目標に作るべきだと思いますがね。どういうふうに考えてますか。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 全体的な話になりますので、担当課主幹、ちょっと具体的な話もしましたけれども、あとはちょっと厳しいかなと思いますので、私のほうからお答えします。

この事務事業評価の事業一覧表ですが、事業費、比べますと、金額の大きい、増えるの、明々白々であります。恐らく、この表を見て、本当に増えているんじゃないのとお話あることを、間違いなくあると思って提出してございます。

今、担当主幹のほう、お話ししましたが、この事務事業評価そのものは2年目になります。ほかに、その前段で説明しました公共施設現況調査報告書、現状の公共施設どうするの、これも合併の算定替の時期を踏まえて、職員それぞれ、担当課がまずは気づけよということで、それぞれいろんな事業を進めております。

ただ、この表そのもので結果に表れないのはそのとおり。これのほかの要因で増えたものも、細かいものもありますが、それを説明してもしようがありませんので、間違いなくそういうことになっております。

これからのアクションプランでも、次のアクションプランでもありますし、この辺は数字をきっちり入れて効果が表れるよう、7人、今いますので、いろんな部分で効果が見えるように仕事をさせていきます。もうしばらくといえますか、説明足りませんが、その方向でやっていきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、絵に描いた餅じゃしょうがないんですよ。何をやりました、かにをやりました、そんなのは二の次に、やっぱり最終的には数字なんですから。それで、行政というのは市民のためにあるわけですから。皆さん、よく公僕というでしょう。やっぱり公のためにあるわけですからね。市民の目線に立った行政やっていただきたいと思えます。それだけですよ。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） もちろん全体の奉仕者でございます。十分肝に銘じて、一人一人がそういう思いで仕事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。全体のことを、まずありきで、市民ありきでございます。ありがとうございます。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 陳情の審査

○委員長（向後悦世） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退出してください。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時21分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号について審査に入ります。

総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対する意見書の提出を求める陳情についてのご意見、参考意見ということで申し上げさせていただきたいと思います。

この件に関しましては、国の安全保障、防衛という国政レベルの内容であるとともに、国会においても意見が分かれているものであります。

したがいまして、市としましては、何とも申し上げるような内容ではございませんので、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、国の動向でありますけれども、集団的自衛権の行使をめぐる憲法解釈の見直しについて、政府の有識者会議であります安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が、4月にまとまる報告書を踏まえ、与党で協議を始めることありますので、あくまでも参考意見、以上でございます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

ただいま、担当課から参考意見がございました。何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

特にないようですので、ここで執行部は退出してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時34分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 先ほど、担当課のほうから話がありましたように、この件に関しましては、国の安全保障、防衛という国政レベルの内容であるとともに、国会において意見が分かっているものであります。ですから、国の動向を注視して判断すべきと思われま

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

太田将範委員。

○委員（太田将範） 中身につきましては、確かに集団的自衛権の行使ということで、意見の分かっている内容ではございますけれども、これは憲法上の問題ということで、地方自治法の上に行く法律のことを述べているわけです。内閣が、解釈で改憲できるということになりますと、旭市と同じようになっちゃうんですよ。市長がこれをやると言ったら、右向け右になってしまう。これでは、やはりまずいと思いますので、そういった手続き上の問題を含めますならば、採択することが適切だと思います。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

---

#### 陳情の採決

○委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第1号、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権行使のための解釈改憲に反対す

る意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後悦世) 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託された陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後悦世) 異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長(向後悦世) 以上で審査は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時36分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世